

76-343

東京秀学芸

防古造勢方 下巻

下関 活動之青年社蔵版

48. 0. 22



鬼神泣血



己酉秋  
日



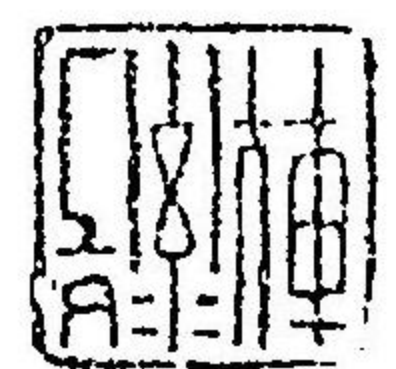
鬼神泣血

己酉秋日

伯壽通稿書







一

子如

一  
珠

子如之珠

聖素





## 防長遺芳下篇

端論

弘化年間歐艦米腫の我濱海に出没してより、革命の波瀾は微動を始め、變亂の風潮は激成を始めたなり。徳川幕府の運命は早此時よりして狂ひ始めぬ。幕府が外來の風濤激如として來るに驚き、到底獨裁を以て國事の計らひ難きを知り、朝廷に奏し、諸侯に諮りしは、是れ幕府が國政容喙の權利を朝廷と諸侯に分ち與へたるものにして、其の專横抑壓の威力は之よりして漸く削減し始めたものなり。幕府が文久末年の悲運に陥れる氣運は、實に此時に胚胎せしを知るべし。外交の問題に於て最後の許否を與ふるは、朝廷の權利と爲り、今まで鬱陶として朝威の振はざるを慨し、幕府の專横を憤りたる民間の義氣は、此機を見て



一時に勃發して河水の決するが如くなり、勤王の聲は撥烈として舉り、是れより政權は事實に於て江戸より京師に移動し始めぬ。王政復古の空は此時より漸く白み初めたり、爾來國論一定せず、廟議亦確として定まるものなく、幾度か其議の變遷せしを見るべし。嘉永七年幕府が英米露の恐嚇に辟易して、和親條約を結ぶや、朝廷は之を嘉納して幕府の勞を賞す、未だ幾ばくならず、安政二年に至り廟論忽然として變じ、幕府が假條約の批准を乞ふや、勅允は容易に下らず、攘夷論の鋒鋒を今まで收めたりし水戸齊昭公は、突如として其の主張を發表し、島津齊彬公も亦同論を唱へ、兩公の上奏建白は一時に天閣を衝て至る、時に長藩の村田清風は幽鬱の態度を以て徐ろに勤王の大義を唱へ、學を布き士を養ふて天下の志士と議を試むるや、各地學者の議論は殆ど一

定しぬ、皇統連綿萬々春、普天率土淨無塵、若開津港容妖鰐、不免同爲左衽人、と口號せし梁川星巖の閑屋は、尊王攘夷黨の俱樂部と爲り、水戸の志士至り薩州の志士至り長州の志士至り土州の志士至る、國步艱難策未成、忘身聊獻野芹誠、才疎萬事遠人望、德薄多年負世情、皎月門前誰折石、芳梅籬外渠斬楹、撫松只託千秋後、有問清風答我名、と詠じたる清風松は今猶存して長門澤江の畔に在り、其松樹下の一坊は如何に當時勤王主義の策源地たりしか、頼三樹も梅田雲濱も池内大學も皆是れ清風翁の説に耳を傾けたるにあらずや、此に於て學者は皆勤王黨と爲り幕府に遠ざかり、時の文章は皆悉く幕府に對する反抗となりて天朝に達しぬ、朝廷如何でか動かざるを得べき、久しく幽閉の内に蟄息したりし朝廷は、幾多の學者幾多の志士の同情を得て、一たび朝權の式微



を廻さんご欲し、近衛鷹司三條の三卿は尊攘黨と結びぬ、獨り九條卿關白の位を占めて幕黨に首たるも、大勢遂に如何ともするなく、幕府に對する外交の委任は、將に之を撤回せんとするや、突如として出て來る一魁物、井伊直弼の怪腕は、再び幕權を廻復すべく局面を守り返しぬ、大膽なる彼れは專横にも開國の事は勅許を待たずして事後勅允とすべしと説き、遂に外國との假條約は結ばれぬ、幕府の權幕は之にて天下の荒膽を取りたり、其れより天下の暗流は、佐幕派勤王派の二派に分れ、兩々相讓らざるも、猶幕府の威權は壓制を以て之を保ち、天下慷慨の士にして過激の議論を唱ふる者あれば、幕府は之を以て國家の秩序を亂るものご爲し、國法を犯すものと爲し、志士は殺され、學者は斬られ、彼の慘愴たる安政の大獄、切腹獄、門斬罪、遠島追放などありとあら

四

ゆる峻刑は施されたり、吉田松蔭、作問象山、平野二郎の流が斬罪に處せられしも、蓋し是れ直弼の大英斷、大蠻勇に依て行はれたるものにして、幕府の權勢は一時之を以て回復し、幕黨勢力を得て自派の公卿を以て天子を圍めり、左れど抑壓は久しきに耐ふる能はず、民心の激する處、櫻田門外の慘劇、血祭りを始めとし、東禪寺の外人殺害騒動と爲り、安藤信睦暗撃の坂下變ご爲る、之より世は言論の域を離れ、筆硯の境を踰へて、白刃閃くの修羅場と爲る。

斯の如き變動を見、風潮に激せられたる毛利公は、遂に勃然として起ちぬ、一種の新論を發明して、天下の人心を收攬せんと試みぬ、曰く朝廷に勤王の大義を盡し、幕府に信義を全ふせんと欲せば、公武合体に如くなしと、茲に公武合体の新論を主張して、天下

五



に活動の端緒を開きぬ大義名分を明かにして國勢を挽回せんと試みたり、然れども時勢は偉大の力あり、此論到底成功の見込なきを知て、翻然國論を變じ尊攘奉勅、幕府の武をして朝廷の公斷に應ぜしむべく、盡力するを以て國事に周旋するの大義ならんと説き、攘夷は自然の公武合体なるを知て、之が斷行を幕府に懲めて、遂に幕府をして決答せしむるに至りしなり、  
天下の形勢以上の如く、幾度か其の局面を變遷し來りしを思へば、一時天下の議論を纏めたる毛利公の成功は未だ必ずしも直ちに全き成功と云ふべからず、隆々たる毛利家の聲望之より又一頓挫を來して形勢一變の歴史を重ねるに至るも是非なし、左れど熱烈なる至誠は遂に天上に達せざるを得ず、毛利家の至忠至義は天下を風靡して終に回天の實を擧げ、鎌倉幕府以來武門

に歸したる政權を王家に復し、封土を奉還して以て明治の新政機を造出するに至りしは、豈に長藩の大功業にあらずや、余が長藩を以て明治維新の天地を形爲せる偉勳の大部分を荷ふものといふ、亦過言にあらざるべきを信ず、然るに世往々謬りを傳へて功を奪はんとするものあり、余此著を爲して後世に鑑し、後世正史の編纂を爲す者に供資せんと欲し、先の上篇の出版を爲し、今此編を上梓して姑らく終りと爲す、

明治四十二年一月

馬關毎日新聞社編輯部に於て

野原秋草



防長遺芳下篇

目次

- 三十八、第二回の攘夷……………一  
五月二十三日 of 海戦 || 各砲臺佛艦を苦む || 佛艦遂に逃がれ走  
る || 藩公衆を送て戦士を犒ふ || 遞傳の制を設く
- 三十九、第三回の攘夷……………六  
五月廿五日 of 海戦 || 蘭艦敗て下關海峡を過ぎらんとす || 下關  
海上の惨劇 || 敵艦損傷を負ふて逸走す
- 四十、世子公の下關……………一一  
世子公下關出張 || 白石邸の軍議 || 中島名左衛門砲臺の不完全  
を嘲る || 志士憤悲する || 名左衛門殺害せらる || 中山侍従上京  
せんとす || 久坂等隨從して行く || 世子公壬戌丸に乗らんとす  
るの刹那



四十一、第四回の攘夷……………二〇

六月一日の海戦||米艦復讐の意ありて来る||海峡の硝烟彈雨  
||彼我の兵器優劣||我軍苦戦||敵亦危し||我一艦轟沈||敵艦  
遂に逸走す

四十二、第五回の攘夷……………二七

六月五日の海戦||佛艦來襲す||佛の陸戦隊上陸||長軍全敗に  
歸す

四十三、奇兵隊の組織及活動……………三二

高杉晋作奇兵隊を組織す||英船長府沖に來り奇兵隊之を逸す  
||小倉領借地の談判||小倉應せず遂に兵力に訴ふ||馬關兵制  
の改革

四十四、世子公の馬關檢閲……………三八

正親町少將勅使として下向す||志士小倉藩を彈劾す||世子隊  
士を勵ます||奇兵隊先鋒隊の大衝突||高杉奇兵隊總督を罷む

||奇兵隊は三田尻に轉す

四十五、廟議一變……………四五

志士親征を奏上す||朝令親征行幸を發表す||中川親王以下の  
反對密議||三條公以下罷職||廟議一變親征止む||堺町門の變  
||長藩七卿を奉じて西下に決す

四十六、奉勅始末……………五四

長藩の大國是||大義名分は文中に柄馬たり||至誠未だ徹せず  
憤慨已まざるべし

四十七、七卿西下……………六四

三條卿の親兵慰諭||七卿西下の悲惨||久坂の長歌||毛利家の  
評議||平野二郎の企て||澤卿生野に至る

四十八、七卿の動靜……………七三

澤卿義兵を生野に擧ぐ||一敗再ひ長州に下る||三條卿密使を  
京師に遣はす||密使捕はれて獄に繋がる



四十九、京師形勢一變……………八一

薩藩の勢力京師に振ふ||島津侯國是を論ず||一橋卿反對意見  
||參與衆廟議に與る||馬關守備兵誤て薩州船を撃つ

五十、長州處分の前……………八六

將軍入朝達勅を謝す||更に勅を奉して國防を圖る||高杉入獄  
||山縣馬關に居殘る||長州處分の議||慶親公の上書

五十一、雪冤の活動……………九二

久坂真木等脱藩兵を卒て上る||福原國司、益田三家老亦兵を卒  
て伏見に入る||朝廷福原を論す理協はず||朝廷諸藩の評議||  
三老兵を擧ぐるに決す

五十二、三老闕下を冒す……………九八

蛤門の激戦||來島又兵衛戰死||鷹司邸の激戦||久坂寺島戰死  
||長軍全敗に歸す||三老遁走す||毛利公敬親と改名す

五十三、海峽の大激戦……………一〇三

外艦十八隻連合艦隊を組織して來る||馬關最後の激戦||山  
縣狂介の奮闘遂に利あらず||和議成つて後奇兵隊三田尻に引  
上ぐ

五十四、外國と和議を修す……………一〇八

伊藤俊輔、井上聞多倫敦より歸朝||和戰の説交も至る||高杉講  
和使節として英艦に至る||伊藤井上大に努む||和約全く成る

五十五、長州征討……………一二〇

二十一藩の兵四境より攻撃に決す||西郷吉之助と吉川侯の會  
見||三家老の首を打て恭順を表す||五卿三田尻を去て筑紫に  
落つ

五十六、正俗兩黨の戦ひ……………一二八

俗論黨藩政權を握る||麻田公輔憤慨自刃||高杉義兵を擧ぐ||  
諸隊之に應じて義擧す||大田繪堂の大戦||俗論黨亡び正義派  
の天下と爲る||政事堂を山口に復す



五十七、國論一定……………一三六

國內平定し正義の士藩の政府に列す|| 四民一致武備勤王の國  
是に従ふ|| 毛利家奉先祭|| 諸隊の配置|| 高杉軍艦を購入す

五十八、薩長聯合……………一四二

王政復古の意見|| 薩長融和に對し坂本龍馬の斡旋|| 薩藩征長  
に反對す|| 桂と西郷の會見|| 聯合盟約遂に成る

五十九、長州再征の議……………一五〇

尾張公及び勝安房の反對|| 薩州の出兵拒絕|| 大久保の議論||  
勝と大久保の會見|| 宍戸備後助八條の問罪答辯|| 宍戸怒て閣  
老の命を斥く

六十、四境の役……………一五八

長州勢の配置|| 高杉の第一戰勝|| 馬關の大海戰|| 小倉城を拔  
く|| 石州口の幕軍亦潰ゆ|| 藝州口の幕軍潰走|| 將軍家茂薨去  
|| 幕府遂に止戰を求む|| 勝と廣澤の止戰談判

六十一、長州處分問題……………一六九

慶喜公將軍と爲る|| 兵庫開港と長州處分兩問題の緩急論|| 薩  
土越宇四藩の連袂|| 島津公と將軍の議論|| 高杉晋作歿す

六十二、至誠遂に貫徹……………一七五

薩長提携愈よ堅し|| 王政復古の主義と討幕密議|| 山縣狂介上  
京島津侯に見ゆ|| 西郷吉之助等長州に來る|| 薩藝長三藩同盟  
|| 大原卿の諫奏|| 聖上崩御|| 討幕主意書|| 毛利公官位復舊||  
討幕の密勅降る

六十三、幕府の處分問題……………一八九

慶喜將軍政權返上の奏請|| 討幕進軍の事|| 慶喜退職納地の請  
書を肯んせず|| 慶喜處分問題紛々|| 伏見鳥羽の戰爭

六十四、王政復古……………一九五

王政復古の大勅煥發|| 太政官三職官制|| 太政官始めての御前  
會議|| 慶喜公處分論極めて激烈|| 五卿歸洛



六十五、維新の鴻業成る.....二〇四

六百年來の政權王室に復す||德川榮華の夢醒む||諸藩主領土  
を還納す||三職八局の官制

八

目次終

防長遺芳 下編

野原祐三郎編著

三十八、第二回の攘夷

五月二十三日の海戦||各砲臺佛艦を苦しむ||佛艦遂に逃れ走る||落  
公船を送り戦士を陥らふ||透傳の制を設く

是れより先き、野原祐三郎が英國公使に向て、生麥事件の償金を支拂ひたる後ち、通  
商拒絶の旨を通告したるも、同公使は之に應せず、却て其の通告を以て奇怪と爲し、  
幕府に交渉する處ありしも、幕府は一時を彌縫して、通商拒絶は幕府の意にあらざ  
と答へたりき、其の後外人間に於て、朝廷攘夷の勅令を幕府に下したりとの説、漸く  
傳はり、各國公使は其眞偽を幕府に糺す、幕府猶一時を苟且して、其の勅命下りたる  
を語らず、通商互市の事、一に條約に據り、他に何等變りたる事なきの意を示す、幕府  
が到底攘夷斷行の銳氣なかりしや知るべし、通商互市の事、條約通りなりとの回答



を得たる各國公使は、其の旨を居留外人に傳達して、其意を安んせしむ。時に馬關海峡文久三年五月十日の事ありしも、米艦直ちに上海に逃走せしを以て、此事未だ居留外人の耳に入らず、故に各國公使も、幕府の言を信じて、攘夷などのある事を知らざりき。佛國公使書記官ウエーをして軍艦キンシャン號に乗じ、長崎に至り、在留商人の意を安んせしめんと欲し、五月十七日を以て横濱を解纜し、航路を内海に取りたれば、同艦は二十二日夜長府沖に至り、海峡の險航を恐れて、茲に繫泊し、夜の明るを待て、馬關海峡を通過せんとするや、長府の成卒、城山望樓に在りて之を望見し、急に長府藩政府に報ず、長府侯乃ち輕軻を出して偵察せしむ。然れども夜色暗濛、梅雨濛々として旅色分明ならず、近づいて之を問へば、邦人の水路案内者出で、答ふるあり、曰く本艦は佛國軍艦にして、横濱より長崎に航するものなり、他意ありて此に碇泊せしにあらす、又乗員は僅かに五十人なりと、依て此事を侯に復命するや、侯は佛艦とあれば必ず我れに禍いするものならんと、先づ使を馬關伊崎の總奉行陣營に走せ、以て其の狀を報じ、更に諸砲臺に令して戦闘の備へを爲さしむ。然れどもキンシャン號投錨の場所は、遠く沖中に在るを以て、彈丸の達せざるを慮かり、暫く

二

其の近づくを待つ、此時に當り龜山、壇浦砲臺已に工を竣り、前田、杉谷、専念寺、細江の工事、亦半ばに達し、彦島弟子待砲臺新に鎮城砲工門を装置す、總奉行は各砲臺に各號砲を廢する旨を通告し、密かに戦闘準備を爲さしむ。庚申九、癸亥丸は海峡に在て戦士の移乗を待つ、中山侍從光明黨を指揮して兩船に分乗せしむ。既にして東天漸く白む、佛艦斯くとは知らず、船首を廻らして將に海峡に向て進まんとす。城山の成兵機既に熟せりと思ふや、轟然一發號砲を傳へ、龜山亦之を受けて發砲す。茲に於て各隊皆砲臺に集る、佛艦は進んで前田の前面に来るや、前田砲臺は今や機なりとして其の右舷を目掛け二彈を續射す、一彈は艦に中り、一彈は海中に落つ。壇の浦砲臺亦小砲を連發す、小砲は艦を破りて艦中に入れども、巨彈は多く海中に落つ。杉谷砲臺は裝填機を誤り、稍や後れて發して、巨彈は多く海中に落つ。佛艦一時の發射に佛艦如何で驚かざるべき、周章其の度を失し、應戦の發砲を爲しつゝ、彈雨を亂して門司明神岬を過ぎ、龜山砲臺の前に至るや、待ち受けたりし龜山砲臺は、小砲を亂發し、庚申九、癸亥丸は、直ちに出勤を始め、佛艦を狹撃す。佛國公使館書記官ウエーは其の砲撃の故を解せず、端艇を下し、彈雨を侵して、一二十官と共に、將に上

三



陸を圍り、長府に詰問する處あらんとす、長兵之を見て連射す、ツエーツエー傷痕を蒙り、水夫四名死す、佛艦機關を損傷し、潮水浸入す、ツエーツエーは到底上陸すべからざるを知り、艦内に歸る、艦長鎗を抜くに暇あらず、倉皇鐵鎖を断ちて進行す、佛艦放つ處の彈丸、庚申癸亥の二船に中り、多少の損害あり、佛艦は且つ戦ひ且つ走り、巖流島の南陰を過ぎ、漸く將に與次兵衛の瀬に近かん、時、逆潮艦を打て進む能はず、弟子待砲臺之を見て得たりと爲し、急難す、庚申癸亥二船亦之を追ふ、佛艦辛ふして僅かに免れ、端艇を遺棄して海峽を過ぎたり、

四

佛艦キンシャン號は僅かに危難を免かれて長崎に入り、避難の狀を長崎奉行に訴へ、其れより上海に向て去わり、此報を得たる長崎奉行は、狀を幕府に通告す、斯くて毛利家に在ては、先づ傳令使三戸源四郎戰況を山口に報告し、相尋で詳報至る、處親公諸士を引見して親しく戰況を聞き、酒役を賜ふ、馬關出術の士は、敵艦を獲ひたれば凱歌を奏して皆其營に歸る、時に龜山方位に當り、急ち數發の砲聲あり、是れ庚申丸の裝填彈丸を掃發するなり、陸上の將士等其の故を知らず、意へらく、夷艦再來城山の號砲を承けて、龜山砲臺の放射する處なりと、總奉行本營亦敵艦の襲來と爲し、

號砲を放て士卒を集む、然るに海上復た一夷艦を見ず、衆顧みて相疑ふ、偶ま長府傳令使田坂右門來り、庚申丸掃彈の事を告ぐに至りて始めて心安んず、斯くて在關の諸士陣營久しきに涉り、炎熱漸く加り、戰士の疫病に罹らんことを恐れ、藩公は特に命を萩政事堂に傳へ、樂八千貼を關地に送り、以て分與せしむ、公の軍隊衛生に注意すること斯の如し、博習堂の書生氏家鈴助、飯田行藏、佐々木又次郎、山内監之助、山田源藏の如き、多年泰西の學を修め、銃砲操縦の技を覺るを以て、皆奮て攘夷の先鋒たらんことを願ふや、未だ幾ならずして、在關來島又兵衛、砲術精練の士を増派せんことを乞ふ、依て五人を推薦して之に向はしむ、當時遞傳の制、不完全にして迅速を欠ぐのみならず、驛馬を馳せ宿驛煩を加ふるを以て、左の如く遞傳の制を設く、

一馬關に於て異國軍艦數隻襲來、或は船數寡く候共、軍艦にて戰爭に及ひ又は船の打碎候とか右に類し、候程の事柄は、使役其外騎馬にて早打の注進差立申べく候尤も、商船にて候は、假令船を碎き候とも、異船急御用の印帳を持ち宿驛人夫を以て書面注進の事



### 三十九、第三回の攘夷

六

五月二十五日の海戦に蘭艦敢て下關海峡を過ぎらんとす。下關海上の慘劇に敵艦損傷を蒙りて逃走す。

防長の意氣發現せる二回の攘夷は正に成功せり、長藩の天地は益活氣を發生し、遠近の志士之を聞て來り會するもの多きを加ふ、勤王の諸藩は、大に長藩の銳氣を賞賛して志士を勵まし、佐幕の諸藩は心潜かに長藩の義憤に感せり、天下の耳目は一に長藩の舉動に向て集り、今後長藩が如何に活躍すべきか、二回の攘夷に遭ふて復讐に來るべき外艦に對し、長藩果して克く勝を制するや否、各藩は皆此點に就き疑ひを抱けり、然れども山口政事堂の參謀本部に在ては、固より歐米が海峡の遭難を聞かば、必ずや連合して一舉に防長を襲來するあらんは、素より豫期して苟かに待つ處ありしなり、備へは到底文明國の海軍に當るべからざるは知れども、意氣を以て之を歴し、二州の生民を悉く犠牲にせば、左まで脆くは敗を取らざるべしと期せられたり、

佛艦キンシャン號が五月廿三日馬關海峡に於て砲撃に遭ひ、僅かに逃がれて長崎

港に入るや、會ま和蘭軍艦メジュサ號は、今回新たに任せられたる日本駐劄總領事ドテ、カラーフアン、ホルスブルグ氏を載せて、横濱に向ふ途次、長崎に入るありキンシャン號の乗員、蘭艦を訪ひ、語るに馬關遭難の狀を以てし、航路を内海に取るの危険なるを告ぐ、メジュサ號艦長之を聞かすして曰く、貴國は未だ日本と親しまず我が蘭國は日本とは既に三百年來の交通互市の自由を得殊に泰西文物を日本に輸入して、日本の文明を補助したるもの多し、故に日本人の我蘭國に對する感情は、自から貴國に對する感情と異なるものあらん、故に蘭國旗を認めては決して禍を爲さざるべしと信ず、若し萬一我に向て砲撃を加ふるあるも、日本の兵器築城隊、伍、戰術等は皆我蘭國の傳授せし處に屬するを以て、到底我が匹儔に非ず、難なく彼れの砲壘を撃破するは、易々たる事のみと、此メジュサ號は當時に在ては、優等の軍艦にして、長さ百八十尺、速力六哩を有し、兩舷各三十斤内外の加農砲八門を備へ、士官五十九人、下士以下百六十二人を乗せ、デカツセ、アロード之が艦長たり、針路を玄海に取り、馬關海峡に向ふ、二十五日夜艦を馬關西口の藍の嶋沖に泊し、明曉を待て、將に海峡を過ぎらんとす、彦嶋宮の原の戍兵之を認め、先づ號砲一發を放つ、彦嶋

七



八  
本村の成兵之を受けて長府に傳ふ、此に於て各隊來り集り、先鋒の士は專念寺永福寺の砲臺に入り、光明寺黨なる久坂玄瑞、山縣狂介、時山直八等の一隊は庚申丸癸亥丸に分乘し、本營の砲手及び長府の兵は壇の浦、前田、杉谷等の諸砲臺に入り、大組陸戰隊は細江に進軍して敵艦の至るを待つ、蘭艦に在ては屢ば砲聲の轟くを聞けども彈丸の飛來せざるを以て陸上の諸兵徒らに我を恐迫するものと爲し、深く意に介せず、曉天東に向て進む時恰かも惡潮にして進航甚だ遅々たり、此の逆潮こそ實に陸上の諸兵をして完全の準備を爲すの暇を得せしめたと共にメジユサ號をして不測の死地に陥るに至らしめたり、艦は漸く與次兵衛の瀬に近くや、昨を放つて海峽の形勢を覗へば、門司埠頭の船舶點々指掌の間に集りて、何等の戒心なきもの、如く馬關海岸亦帆檣林立平時に異ならず、更らに不穩の形勢を認めず、茲に於て果して先きの砲聲は徒爲にして、何等戰意あるものにあらずと信じ心を安んじて進航し、彦嶋の影を出るに及び、忽ち二隻の日本軍艦陣形を張るを見る、蘭艦長カツセンフロード之を望めば、先きなるは毛利氏が曾て英商より購入せるランソック號(癸亥)なり、はて怪しき事よ我に向て戰を挑まんとするの意なるかと思ふ間も

あらせす癸亥丸總督福原清介は部下に向て戰闘開始の令を下し、砲司令守永吉十郎、小野爲八は十八封度の加農砲を放て、急に戰を挑めり、次で庚申丸亦發砲す、其の砲聲に續て我れ劣らじと龜山專念寺山永福寺山細江等の諸砲臺は、一時にメジユサ號を目懸けて連射す、忽ち砲煙は樹林を包み、硝霧は海上里餘を蔽ふて蘭艦早や硝煙の間に包圍されぬ、慘は益す慘に凄は愈よ凄なるべき光景を露出したり、百雷の轟くが如く般々たる砲聲、龍の雲を卷くが如き朦々たる硝煙、巨彈幾百海中に落ちて潮逆ばしり、飛丸空を斫て音凄し、硯海の凄愴名狀すべからず、メジユサ號は硝煙に包まれて進路を失ひ、カツセンフロード將官は俄かに號令を下して應戰せしむ、然れども庚申癸亥の二艦は陣形を取て動かさず、盛んに發砲し、各砲臺よりの亂射は、激甚にして殆ど應戰に暇あらず、斯くて既にメジユサ號は艦体に幾處の損傷を蒙り、將士亦幾人の死傷を出す、沒水線の要所亦彈痕を印す、庚申丸より發射せし三十斤の榴彈は敵艦の甲板上に飛來し、轟然破裂したり、此光景を見て敵將は、日本海軍の意外に發達し居るに驚きたり、敵艦長は庚申癸亥兩艦の中間を突き、一舉にして兩艦の轟沈を謀らんとす、然れども庚申癸亥の二艦の位地極めて要害の適



しきを得たる爲め、容易に之を果すべくも見わざりき、大瀬戸小瀬戸の間潮流常に  
 一帯の淺洲を畫し居れるを以て、庚申癸亥の二艦は洲より北に居り、敵艦は洲南に  
 在り、故に突進二艦の間に出でんとせば、勢ひ此淺洲を超へざるを得ず、メジュナ號  
 進航未だ洲上に達せざるの時、測深手は早既に航進すべからざるを告ぐ、此に於て  
 艦長は船首の方向を變換し、左舷砲八門を以て應戦したり、敵艦固より必死の場合  
 なれば其の砲撃極めて猛烈なり、敵艦は我二艦に命中して、損害を與へたり、破片は  
 更らに飛んで又他を傷く、一弾は龜山社頭に達し、三弾は専念寺丘陵を打つ、其の慘  
 劇實に凄まじきものあり、敵艦の彈丸は極めて鋭激にして、我彈丸は之に劣る處あ  
 るも各砲臺よりの速射なれば、如何に利器を載せたる敵艦も到底免るべくもあ  
 らず、既に二十余个所の損所を蒙り、四名の即死者五名の重傷者を出し、艦長總領事も  
 亦將に生命を失はんとするの危殆に陥れり、彼我相距る僅々四町計りと爲りぬ、メ  
 ジュナ號は辛ふじて早瀬瀬戸に近づく、我砲臺之を砲撃し、庚申癸亥の二艦亦追撃  
 す敵艦逸すべからずと、先鋒の士は極樂寺に進み、本隊は本行寺に入り、中軍稻荷山  
 に轉ず、壇浦砲臺敵艦を迎へ打て八十封度の巨彈艦の中腹に命中す、尤大のメジュ

ナ號も此巨彈の船腹を見舞ひたるには、如何でか動搖せざるべき、艦首は稍や旋廻  
 せしも全力を擧げて逸走し、僅かに早瀬瀬戸を通過して田浦沖に出るや、前田砲臺  
 亦迎へ撃ちて損害を與へり、然れども敵艦豊前地の沿岸に近寄りて過きりしを以  
 て我砲彈遂に達せず、メジュナ號は辛ふじて危難を免かれたり、斯くて同艦は佐賀  
 關海峽より土洲沖に出で、紀州灘を渡りて六月四日横濱に入れり、此狹迫の海峽に  
 幾臺の砲臺を有し加ふるに二軍艦を備へながら、一隻の敵艦を轟沈する能はざる  
 は、今日の戦争及び戦器より考ふれば、實に迂愚の極なるが如きも、當時に在ては彼  
 我の戦器鋭鈍著しき差あり、加ふるに軍艦亦大に其の構造に優劣あり、彈丸の如き  
 は最も彼我鋭鈍の差甚しきを以て、遂に之を撃ち止むる能はざりしなり、

#### 四十、世子公の下關

世子公下關出陣 白石邸の軍議 中島名左衛門砲臺の不完を嘲  
 る 志士憤志述る 名左衛門殺害せらる 中山侍従上京せん  
 す 久坂等隨從して行く 世子公壬戌丸に乗らんとするの 一刹那

文久三年五月二十六日海戦の報は、山口なる藩公並に萩に在る世子公の許に至る、



世子元徳公は將に馬關海防巡視の爲め發程せんとするの用意ありし時なるを以て、直に萩を發して二十九日馬關に着す、山田宇右衛門、兼重、護藏、小川厚狹作、梨羽又次郎、櫻井波門、中嶋名左衛門等之に従ふ、又縦衛の士、中山澄江、林彦五郎、天野小太郎以下二十七人は軍艦壬戌丸に搭じて關地に向ふ、山口の慶親公世子公の萩を發すると聞て、壬戌丸總督北條源藏及び醫師日野宗春其他山口に滞在せるを以て、直ちに命じて下關せしむ、老臣益田彈正及び世子を遣はして長府侯を慰問せしめ、總奉行以下海陸戰士を慰撫す、世子公馬關に着するや、即日先づ前田砲臺に臨み、地利を檢し、築法を案す、更に轉じて、杉谷壇浦龜山專念寺等の諸砲臺を見る、從者の内、中嶋名左衛門は砲臺經營の囑托を受けたるものにして、最も築壘術に長せるを以て、仔細に諸砲臺を檢分せり、世子公各砲臺を巡檢して時刻移るも更らに厭ふ色なく、從士皆公の勤勉なるに驚けり、深夜に及ぶまで晚餐を取らず、從者請ふに殘餘の巡視は明日の事とし、以て旅館に還られんことを以てす、世子曰く、戦ひの場合に於ては、餐を認むるに違あらざる事多からん何ぞ此巡視に於て、一飯を遅れたりとて之を憂ふるに足らんやと、衆皆公の此言を聞て感泣にむせび、益す士氣を鼓舞せり、斯く

て深夜に及んで旅館たる竹崎町の白石正二郎の宅に入る、翌早朝諸士を會して軍議を凝らすべき旨を達す、長府侯及び總奉行毛利宣次郎當役益田彈正を始め山田宇右衛門、兵戸九郎兵衛、杉徳輔、福原清介、松嶋剛藏、中嶋名左衛門及び光明寺黨の時山直八、山縣狂介、寺嶋忠三郎等皆會す、光明寺黨の首領中山侍從亦席に列す、軍議の始まるや、議會ま砲臺建築の事に及び、築壘術に長じ砲臺經營の爲めに來れる中嶋名左衛門膝を進めて曰く、余は長藩の士に非ざるも砲臺經營の囑托を藩公に受けたるものなり、本日の議に參じて余の見る所を忌憚なく語らんに、諸砲臺は土豚皆薄弱にして一も完全なるものなし、西洋の兵器は實に銳利精巧のものにして、殊に戰術の巧みなる到底我れの比にあらず、其の戰術と其の精巧なる兵器とを以て來る此の砲臺を破壊するは眞に易々たる事なり、西洋人の眼より見れば、此砲臺は兒戲に類せんのみ、之を以て攘夷呼はり爲す、擊る恐ならずやと、言論往々罵詈に涉る、松島剛藏は砲術に長じたるの士大に名左衛門の議論を駁し、時山直八、山縣狂介、寺嶋忠三郎等亦同じく名左衛門の説を破り、現に三回までの攘夷に於て成功せしにあらずや、如何に夷國兵器の精巧を極むるとも我れは意氣を以て彼れを挫かん



と欲す、由來此の攘夷は理數を以て論ずれば世界五大洲を相手に、防長二州の民生が當らんとするものなれば、無論不可能の事なるが如し、若し夫れ能ふべからざるが故に之を愚と云はば、二州の生民を舉げて愚と爲すか、將た我藩公を以て愚と爲すか、他藩の出身を以て我藩を冒して忠勤を傷けんとせば、我等は汝を生かさざるべし、無禮の言論を軍議に挟む勿れと、其れより互に激論に及び、將に劍光閃めかんとするの時、山田宇右衛門、宍戸九郎、杉徳輔、傍らより之を止め、客分たる名左衛門の説を採用して山口に復命し、藩公の裁斷を待つべしと説く、光明寺黨の時山、山縣等聞かず、憤悲將に起たんとす、衆之を止めて遂に事なきを得たり、

馬關出衛光明寺黨の死士等、竹崎町白石邸の軍事會議に於て、中島名左衛門が他藩備員の身を以て、越權の議論を挟み、我砲臺の不完全なるを説て、攘夷の中止を圖りたりと聞き憤然として怒り、領袖時山直八、山縣、狂介等に向て名左衛門を殺害せんことを迫りて曰く、渠れ西洋兵器の精巧にして銳利なるを説き、我砲臺の不完全なりといふと雖も、現に三回の攘夷に於て悉く勝ちを得たるにあらずや、思ふに渠れ名左衛門は佐幕派の間諜にして、議を砲臺の不完全に托し、以て攘夷を止めしめん

と圖るものなり、殊に不完全なる土豚を以て、文明國の勁敵に當らんとす、其の愚笑ふべしなど云ふに至ては、我藩公を罵詈したるものなり、斯の如き逆賊は宜しく誅戮を加ふるに非ずんば、士氣の奮興を期すべからず、我等天誅の衝に當て今夜渠れを斃さんと直入其の短慮なるを戒め、百方之を愚む、壯士等涙を揮ひ請ふて止まず、狂介利害を諭して漸く之を鎮撫す、斯くて名左衛門は其宿舎新地町なる信田邸に歸り浴後涼を采らんとして窓前に息ふ、忽ち黒裝面を覆ふの壯士數輩あり、暗中より出で、其の不意を撃つ、逆賊天誅に伏せよと、一聲高く呼んで一劍閃めき、名左衛門の肩を創く鮮血迸ばしりて屏風を染む、名左衛門身に寸鐵なし、直ちに一壯士と組み打ちして之を投ぐるや、一劍其の背部より突き、一劍更に右腕を落す、剛氣の名左衛門も其の重傷に如何で耐ふべき、其のまゝ背後に倒るれば、壯士皆寄て之を刺す、腹部を屠り左手の五指を落し、終に咽を刺し、相顧みて曰く、天誅の慘當さに斯の如くなるべしと、刀を收めて暗中に去る、家人此の騒動に驚けども、危険を恐れて到るものなく、遂に何れの壯士の處爲に屬するやを認むる能はざりし、杉徳輔、山田宇右衛門は名左衛門と舍を同じくせしも、此夜出で、外に在り、變を聞て歸り見れば



其の慘狀見るに忍びず、當時附會の説を爲す者は曰く、杉德輔、山田宇右衛門等は軍議の際に於て陽に中嶋名左衛門の説を賛し、陰に名左衛門が佐幕の士たるを憤り、潜かに壯士をして名左衛門を刺さしめん爲め、此夜故らに其舎に在らざりしものなりと、然ども是れ牽強附會の流説に過ぎざりしなり、徳輔、宇右衛門等名左衛門と同舎して此の變ありしは、藩公の囑托されし砲臺經營の他、藩士名左衛門擁護の責を怠りたるものなりとして、自ら責め、又一面には名左衛門の攘夷中止説を賛せしは、藩論に反きしものならんかと、自ら謹慎して其の罪を待つ、然れども軍國多事の際なるを以て之を問はず、亦刺客を物色せずして止む、名左衛門の門人郡司千左衛門、其の遺骸を請ふて埋葬す、藩費を以て之を辨す、其の後名左衛門の子麒一郎なる者、山口に至る、慶親公乃ち麒一郎に扶持を賜ふて慰む、刺客は遂に之を知る能はざるも、思ふに光明寺黨の死士が名左衛門の言論を以て藩公に無禮を加へたるものと爲し、憤懣措く能はず、時山直八、山縣狂介等の愚論に依て一旦は鎮定したるも、其の憤怒は焰々として燃へ、自から禁する能はずして畢に此の舉に出でしものならん、至誠國に奉じ忠勤天恩に報する、勤王主義の一塊、毛利慶親公が勅命の辱なきに

對して拂ひたる滿腔の大義は、凝て防長生民の一致と爲り、幕府が皇上を蔑しるに、し勅諭を輕しめ攘夷期を勵行せざるのみならず、却て校もすれば外夷を援助して、益す交通を興へ、屈辱條約の爲めに遂には國を賣るに至るも知るべからざる形勢を見て、奮然起て防長二州を皇國の犠牲として天恩の萬分の一に報せんと決意したる氣鋭は、極めて殺伐にして、至誠一片の藩公に對する無禮辭は、取りも直さず皇上に對する不敬なり、國家の逆賊なりてふ觀念、忽ち迷ばしりて非攘夷論者の頭上に酬ゆるに至りしなり、

先きに姉小路卿の京師朔平門外に於て刺客の爲め斃れたりとの報、光明寺在營の中山侍従に達するや、志士數十名は侍従を擁して上京し、朝廷の爲に姦徒を攘はんと欲し、中山卿も亦自ら進んで歸京せんと五月廿九日毛利世子元徳公を白石邸に訪ふ、志士等之を聞て守地を捨て白石邸に集るもの多し、中山卿世子公に向て曰く、姉小路少將は年少氣鋭公卿中に於て最も硬骨の士なりと目せられ、其忠勤の績亦少からず、少將を失ふは我黨に於て片腕を落されたるに同じ、長州戍衛の兵京師に在るにも拘らず、佐幕黨をして此變を取てせしむ、將來の事寒心に堪へざるものお



一八  
り、若し之より勤王黨の意氣沈み、佐幕黨の勢力京師に昂るが如き事あらば、實に國家の大事なり、三條卿猶在りと雖も、卿の身も亦頗る懸念に耐へず、余之より決死の勇士を貴藩に借り、上洛して佐幕の姦物を拂攘し、皇城を清めんことを思ふ、公幸に余に死士數十名を借すことを諾するや否と、志士等も亦曰く、京師に於ける佐幕派の跋扈是より如何に勢を得るも知るべからず、我等中山卿に隨從して上洛し、姉小路卿の加害者を物色し、猶佐幕黨の妖流をして京師に留まらざらしめん、意氣軒昂にして當るべからず、世子公聞て然りと爲す、曰く、然ども、攘夷は舉國の大事なり、若し諸士が不在の内に於て外夷の襲來に接するが如きあらば、其の守地を奈何にすべきと、志士等曰く、馬關防備の事既に整頓す、加ふるに公の親下あり、多士濟々外襲敢て恐るゝに足らずと、世子公強て之を止めば、或は志氣を沮喪せしめんことを思ひ、亦中山卿の心事を思へば、其の東上を拒むに由なきを以て、即ち之を許す、世子公の馬關に出るや、其の着關せし、即日各砲臺を巡視し、其の翌日は砲臺經營に關して軍議を開き、中島名左衛門と志士との激論あり、其夜は名左衛門遭難の騒動あり、其の翌日は姉小路少將遭難の報至りて、中山侍從東上の協議と爲り、寸間も寧日

なかりしが、周布政之助は殆ど不眠にして、世子公を補佐したる其の精勤、聞て驚かざるものなし、而かも亦諸侯の若君にして、南馳北走、朝に政務を議し、夕べに軍事を論じ、志士と其の境を同ふし、夜を徹して時務を見る、毛利世子公の如きは當時他藩に於て見ざりし處、是れ父君慶親公の感化、與つて力ありと雖も、世子公の爲人勤務、倦むなきの精力を有せしと、輔弼周布政之助が指傳、宜しきを得たるに依らずんば、あらじ、斯の如く世子公着關以來、寧日なく多忙繁劇なりしを以て、中山侍從との袂別に於ても、充分の閑話を爲すに暇あらず、壬戌丸試運轉式を擧ぐるの朝、即ち五月三十日、勿々に侍從に告別し、直ちに端船に舸して、壬戌丸に至らんとするの時、砲聲一發、東方に轟くを聞く間もなく、二發三發相次で東西に轟くあり、爰に於て敵艦見ゆるの號砲たるを知れり、壬戌丸は艦内を清掃し、滿艦飾を爲し、甲板上には毛利家定紋の紫幕を繞らし、公の坐乗を待つあり、敵艦到るの號砲を聞き、從者皆公を促して端舟を還さしむ、船は未だ壬戌丸に到らず、岸を離るゝ四五町にして引き返し、世子公を上陸せしむ、果して敵艦の到るあり、之より激烈なる海戦は始まりぬ、世子公は日和山に登り、戦況を親觀せり、



#### 四十一、第四回の攘夷

二〇

六月一日の海戦。米艦復讐の意ありて来る。海峽の硝煙霏雨。彼の兵器優勢。我軍苦戦。敵亦危し。我一艦轟沈。敵艦遂に逃走。

始め幕府の小笠原閣老が、彼の生麥事件に關する償金を英公使に交附し、同時に各國使臣に向つて、條約破毀交通拒絶の旨を通牒するや、素より未だ將軍の名を以てせざるが故に、各國使臣も之を以て正式の交渉とは思はざるも、頗る怪む處あり、場合によらば兵端を開くに至るも知るべからずと爲し、人心恟々たりしかば、日本駐劄米國公使ホン、ロハード、エーデ、ブルーイオンは公使館員及び在留國民の保護を上海に在る米艦ウイヲミング號に托す、ウイヲミング號此の報を得て、横濱に來る、會々米國政府はウイヲミング號に歸航の命を傳ふ、船將マツクドーガル乃ち船首を廻して歸路に就かんとす、時に米國商船ペンブローグ號馬關遭難の報至り、巷説紛々或は撃沈されたりと云ひ、或は重傷を負ふて僅かに長崎に免かれたりと云へり、ウイヲミング艦員之を疑ふ、後ちペンブローグは上海に安着したりとの報を得て、稍や安す、然れども長藩が我商船に向て砲撃を爲したりとせば、既に敵意を挾む

ものなり、今我艦馬關海峽を通過せば必ず發砲するならん、此時こそペンブローグ號の復讐を爲す時なりと、ウイヲミング艦員は意氣軒昂、馬關砲臺を滅盡せんとの覺悟を以て、武裝を整へ乗員を定め發航するに先ち、船將馬關海峽の海圖を得んと欲すれども得る能はず、左れど先きに長州藩が購入せし汽船ランス、フィールド號(即ち皮丸)の噸數吃水等を詳査し、彼の船の進航すべき所は亦ウイヲミング號の進航に差支なきを知るを得たり、爰に於て愈よ發航の準備なれり、

通辨ジョセップヒコ(是れ日本人の救を受けたるもの也)水先案内二名及び横濱歐字新聞記者一名を乗り込ませしめ、横濱を解纜せしは文久三年五月廿八日にして、馬關第三回攘夷砲撃の日より二日の後にありき、然れども未だ通信機關の便なかりし爲め、馬關の變は其の解纜の日までは之を知らざりしなり、ウイヲミング號は遠州土州の海灘を經、豊豫海峽より周防灘に入り、五月卅日夜に入て、豊後姫島附近に投錨して曉天を待つ、翌六月一日黎明錨を拔て徐々に進航し、長府城山の岬角に至る比ひ、守兵之を認め、急に先づ號砲一發を放つ、龜山砲臺新地本營彦島砲臺皆之に應じて號砲を發す、術士皆砲臺に集りて用意周到、ウイヲミング號の艦長マツクド―



ガルは素より豫め此事あるを期す、故に驚く色なく、自若として航路を西に取り、海峽に進む。前田、杉谷、兩砲臺は各一弾を放てども命中せず。米艦は報射をも爲さず、悠然として進航す。塩浦砲臺之を望見し、急に巨砲を發して戰を挑む。米艦敢て應射せず、故らに國旗を撤し、聲音を禁じ、各砲臺の發射に對して知らざる爲態して進む。其意機を見て一時に發射して勝を制せんと欲するに在るが如く、漸次進航。明神岬を過ぐれば、馬關の市街港内の船舶、丘陵砲臺、皆點々指顧の間に集り、長藩の三軍艦は港頭に布列して待つ處あるもの、如し、マツクドーガル此の光景を見て、命を下して針路を成るべく、馬關海岸に近かじめ、龜山砲臺の直下に沿ふて、同砲射を逃がるべく行く、而して長藩三艦、布列の中間に向て直進せんとす。水路案内者、海峽の洲に座礁せんことを恐れ、進路を中流に取らんことを勸む。然れども、船將既に壬戌丸の吃水を知れるが故に、其の艦の在る處、我艦通航に差支なしと、毫も逡巡の色なく、強て近岸の航路を取れり、之より激甚なる海戰は開かれたり、彼我の優勝や果して如何に、海戰の光景や如何に、

三

を定めて之を砲撃せんとすれども、龜山砲臺は海面を抜く事五十尺にして、砲裝俯仰に自在ならず、敵艦の岸に近くに隨て益す照準界を脱するに至る、遺憾極まりなけれども、己むなく帆檣を望で砲發し、兩檣の間に中て其の網具を斷つ。庚申丸は龜山砲臺の迎撃を見て、亦砲撃を試む。時に敵將マツクドーガル戰機熟せりと爲し、令を艦内に傳へ、艦旗を檣頭高く翻へし、砲門を切て砲臺及び庚申丸に當らしむ。我龜山砲臺の砲は三十斤火砲にして、敵艦の砲は卅二封度乃至十一吋の自在砲なり。ありしかば、其の戰器の優劣に至ては、到底我の及ぶべくもあらず。左れど此の狭き海峽に於て、幾個の砲臺あるを以て、假令兵器は粗にして鈍なるも、一敵艦を撃沈するは難事にあらずと爲せり。庚申丸の松島剛藏、山田鴻次郎、吉田小十郎等の諸將極力奮戰す。敵の艦員亦應戰甚だ勉む。姑らくは双方より發射する砲聲鳴りも止まず、百雷の轟くが如くに般々たり。彈丸の空を斫る音凄く、海峽の天忽ち硝雲を漲ざらし、彈雨を降らす。敵將マツクドーガルは壬戌丸が一三ツの紋章旗を掲げ、紫の幕を張れるを見て、是を旗艦なりとし、宜しく彼の艦を捕獲すべしと、將に勇往して壬戌丸と癸亥丸との中間を衝き、以て百難を冒して壬戌丸に肉薄すべしと突進す。壬戌

三



丸應戰頗る勉む時に長藩の三艦配置は庚申丸は龜山下に在り、癸亥丸は其の西南に居り、壬戌丸は獨り挺出して嚴流島附近に在り、庚申丸癸亥丸は共に戰闘準備克く整へりと雖も、壬戌丸は未だ戦ひを豫期せず、馬關海防の衝に當りし船にあらずして、世子公を載せて試運轉の爲め小郡に向はんとするものなりしを以て、何等の準備なし、敵艦の突進し來るを見て壬戌丸總督桂右衛門は自から戰闘に勝へざるを知り、急に退て小瀬戸に避けんと欲す、マツクドーガル斯とは知らず漸く近づいて我三艦の甲板上を見れば、兵士の滿載せらるるあり、而して發砲尙ほ絶へざるは、三艦の兵力は大なるものならん、到底力争して壬戌丸を捕獲する事は難からんと察し、宜しく之を漸沈すべしと爲し、壬戌丸に向て砲射するに先だち最も近き龜山砲臺を沈黙せしむるにあらずんば、不可能なりと、龜山に向て盛んに砲撃し、幾んど沈黙せしむ、而して後ち直ちに庚申丸の左舷を摩して且つ砲撃し、且つ駛走す、庚申丸は左舷の砲門を運ねて之を撃つ、敵將二名之に死し、水兵の死傷多し、庚申丸亦吃水部に大損害を蒙りたり、斯くて敵艦は庚申丸の前面を過ぎ、癸亥丸の左舷に出るや、癸亥迎へ撃ちて敵の砲長を倒す、彼我共に死傷あり、然れども我れには將士中死

傷を出さざりし、敵艦ウイヲミング號は且つ戦ひ且つ進み、壬戌丸の右舷を望んで砲撃し、之が漸沈を圖らんとすれども、他の二艦の砲撃盛にして行動意の如くならず、壬戌丸は未だ艦砲の備へ充分ならず、戰士皆小銃を取て應戦す、其の苦戦察すべきものあり、敵は單艦にして我は三艦を有し、加ふるに各砲臺のあるあり、殊に此の要害天勝の馬關海峡に於て、容易に敵艦を撃沈する能はざるは、如何に彼我の兵器に優劣ありしかを知るに足るべし、然れども數ヶ所の砲臺と、三艦の狭撃に遭へるウイヲミング號の苦戦は、亦我れに倍するものあり、而して遂に敵艦沈むるか、艦沈むるか、更に四艦相接觸して奮戦するの状況を見よ、

ウイヲミング號壬戌丸の艦首を環らして門司鹽濱に向て走るや、各砲臺並に庚申癸亥の二艦より一齊に砲射せしかば、米艦周章忽ち淺洲に坐礁し、進退度を失ふ、海陸の長兵之を見て機失ふべからずと、益々急射す、時に戰闘の備へなき壬戌丸は、此間に乗じて小瀬戸に向て遁れんとす、座礁せる米艦は流力を盡して漸く洲上をとり、中流を横断して嚴流島の東に出づ、會ま壬戌丸の走るあり、米艦到底此の海峡の繞撃には其漸沈を免るべからざるを覺悟し、漸沈せらるゝものならば敵の一艦た



りと撃沈して、之に報わんと、壬戌丸の走るを尾撃しつゝ、進む、忽ち一弾壬戌丸の士官室に命中し、一弾は左舷中央吃水線上を洞貫す、巨弾既に二要所を傷く、汽鐘破れ熱湯迸出す、乗員俄かに小艇を卸して難を陸上に避けんとするもあり、身を躍らして海に投じ、以て遁るゝものあり、壬戌丸は黒烟湧起し、火焰幕を燒きて艦体は甚しく傾斜し、將に沈没せんとす、戦士争ふて艦を下るの時、來島龜之助獨り泰然として止り、艦と共に没せんとす、ウイヲミング號壬戌丸の既に斯の如くなるを見て、早沈没せしめ得たりと爲し、射撃を他方に轉ず、左舷の砲門を以て庚申丸に當り、死力を盡して奮戦す、其縦横の行動、艦体操縦の自在なる、當時全く海軍戦に經驗なき長兵をして感嘆せしむ、敵彈忽ち庚申丸の舷を破りて潮水浸入す、見る／＼、庚申丸は沈没す、戦士の死傷算なし、敵艦既に我二艦を覆沈したりと爲し、残るは癸亥丸の一艦のみ、左れど諸砲臺の射撃を恐れて、敢て癸亥丸に近かず、其のまゝ砲火を休止して、全速力を以て東航す、我砲臺頻りに放發すれども、砲門既に用を爲さざるもの多く、彈は敵艦に命中せず、遂にウイヲミング號をして、海峡を去て再び壱島附近に遁れしむるに至りぬ、戦士等切齒措く能はざれども、兵器の優劣は奈何ともする能はざ

りしなり、

此敗報山口に達するや、豫備の戦士を率ひて來るもの、益田豊前村尾治兵衛宮本平二郎、波多野金吾等なり、然れども我兵艦既に亡び、敵艦去りたるの後なり、最早及ぶなし、決死の壯士等は多く、中山侍従に隨て姉小路少將暗殺の復讐を爲さんとして上京して在らず、爲めに下關の士氣頓に振はず、世子公及び益田彈正は事を報告せんと山口に向ふ、松島剛藏等は殆ど沈没せんとして僅かに免るれたる壬戌丸及び大損傷を蒙りたる癸亥丸の修繕並に戦死者遺族の救助、戦功者の行賞等に就て、意見書を藩府に呈す、藩府之を容れて論功行賞あり、又遺族の扶助を行ふ、

#### 四十二、第五回の攘夷

六月五日の海戦 佛艦來襲す 佛の陸戦隊上陸 長軍全敗に歸す

六月一日の海戦に敗を取りし長藩は、其戦器の不完全なるを覺り、砲家守永彌右衛門の門下桂治八、佐々木龜之助、阿座上勝之進等の建議を容れ、砲門を各砲臺に増設し、各砲煩分置は兵力を薄弱にする者たるを以て、要地集兵の勝れたるを取らんじ、松島剛藏の建議をも用ゐたり、山口に於て軍議は開かれ、砲臺改造の案成る、慶親公



裁可を與へ、佐世八十郎(前原一誠)をして馬關に到り、總奉行以下に傳達せしむ、斯くて戰  
 圖準備は一變し、新砲配置の數を増す、大納戸役石川虎次郎は破艦及び武器調査事  
 務掛と爲り、長沼太郎兵衛は器械取調事務掛と爲り、與に馬關に向ふ、中島名左衛門  
 の後任として村田藏六(大村益次郎)を江戸より召し還へし、以て大に砲臺に改良を加へ  
 んと欲す、藏六は洋式兵法を學び、軍略に長ず、然るに藏六の未だ江戸を發せず、其他  
 受命の諸士未だ悉く馬關に着せざるに、第五回の海戦は始りぬ、巖きに佛國商船キ  
 ンシャン號砲撃の事、横濱に聞へ、佛國東洋艦隊水師提督ジョーレス少將は、怫然と  
 して悲り、直ちに命を旗艦セミラミス號及びタンクレート號の二艦に下し、戦備を整  
 へて馬關に向はしむ、ジョーレス提督旗艦に坐乗す、横濱を解纜して西航、遠州御前  
 岬の沖に於て、閩艦メジュサ號と邂逅し、馬關戦況を聞き、爰に攻戰の策を定め、土州  
 沖を経て豊豫海峡に出で、厚狹郡刈屋沖に至て泊す、時は正に文久三年六月四日の  
 夜なり、二艦終宵戰闘準備を整へ、五日曉天並駛して馬關に向て進む、黒烟隙々空を  
 漲びき、鯨波を卷いて來る、二巨艦の形は長府城山の戍兵先づ之を認め、忽ち號砲一  
 聲警を本營に傳ふ、佛艦長府沖に到り、故さらに沿岸に寄て試みに一彈を放ちぬ、蓋

し陸兵の虚實を窺はん爲めなり、長府の兵士固として應せず、爰に於て佛艦更らに  
 進んで對岸豊前國田ノ浦灣に泊す、佛將ジョーレス意へらく、我早輜瀬戸を通過す  
 るを待ちて一齊に砲火をあふせんと欲するものならん、故に今其の砲門を鎖ちて  
 應せざるなるべしと、更らに試に舷側砲を放て前田砲臺を見舞ふ、一彈は砲臺を超  
 飛して中らず、更らに一彈を放てば、胸墻の中央に中て土豚を碎き、土塊を捲き、黃煙  
 空に漲りて勢ひ凄まじ、而かも猶陸兵應戰せず、ジョーレス甚だ怪みに耐へず、然る  
 に當時長藩の守備は頗る薄弱にして、六月一日の海戦に已に其の軍艦の配置未だ  
 全く改良せられず、加ふるに壯年氣銳の士は、多く中山侍従に隨て京師に去り、意氣  
 衝天の光明寺黨其の數極めて少し、總奉行麾下の士千有餘名ありと雖も、皆是れ劍  
 戟接戰に習ふて、砲銳遠戰に熟せず、故に砲臺に集るも殆ど益なし、是を以て、應戰す  
 る能はざるなり、又佛艦の砲彈は田ノ浦灣より發射して能く前田の砲臺に達する  
 も、我砲は到底敵艦に達すべくもあらず、故に砲射を始めざるなり、敵將斯る不完全  
 至極なる戦備とは思はず、砲射して戰を挑むながらも、陸上よりの砲彈亂射するあ  
 らんかと、心私かに恐れを抱かざるにあらず、然るに馬關戍衛の内情は斯くの如く



薄弱なり、斯くは知らざるジョーレス將軍我應戦なきを異し、更らに挑戦を宣告して榴弾を急射し暫くも休せず、而かも猶陸上は沈黙して應せず、對岸小倉藩の民此の不穩の光景を見て心安からず、ジョーレス將軍一士官に命じて田浦に上陸せしめ、若し此地に伏勢ありて急射撃を行ふが如き事なきかを偵察せしめたる結果、小倉藩に於ては他意なきを知れり、

佛艦タンクレード號前田砲臺に接して試撃したる一弾、砲臺に鋭觸するや、砲臺は顛覆し照準手たる山内賢之丞之に死す、自余の砲手形勢の非なるを見て皆退て茂林の中に潜み、竊に敵の動靜を窺ふ、佛艦益す砲撃を猛烈にして、慈雲寺の陣營に向けて發射す、我兵遂に守りを失ふて退く、此に於て佛艦は陸戰隊二百五十人を上陸せしめ、分て三隊を爲し、一は砲臺に向ひ、一は村里に向ひ、一は角石に向ふ、我伏兵樹間より狙撃し、防戦最も努む、佐々木又四郎山田源穂の二戰士は佛軍に猛進し、身を挺して奮戦す、佛兵數人を斬りて之を殺し、二士亦遂に斃る、飯田行藏なる者突撃接戰敵の衆中に入り、縦横に斬り廻りて奮戦頗る努めしが、誤て溪谷に落ちて死す、兩軍死傷多し、然れども我兵利あらずして退くや、佛兵勢に乗じて進み、一隊は遂に砲臺

に入る、鐵釘を以て砲口を閉塞し、斧斤を以て架車を破壊し、火を放つて砲車を焼き、火藥庫を發きて火藥を海中に投ず、一隊は慈雲寺に入り戰器を奪ひ、火を放つ、前田全村二十餘戸灰燼に歸す、新地町なる本營に於ては、總奉行毛利宣次郎諸兵を督して、阿彌陀寺に到り、敵の動靜を窺ひ居る内前田より使者來り形勢の危殆を告ぐ、八組頭益田豊前其部下を以て先鋒軍と爲り、海濱に沿ふて進む、將に壇浦御裳川に及ばんとするや、佛艦之を望見し、左舷艦砲を以て其中央を砲撃し、勢ひ甚だ猛烈なり、爲めに進む能はず、遂に前田應援の機を逸せり、斯くて敵の陸戰隊は短艇に乗して艦に歸る、戰終るや敵の二艦田ノ浦沖に繫泊し、旗艦セミラミス號は薄暮に及で先づ纜を解き馬關海峡に進まずして引返し、横濱に向ふ、タンクレード號損所の修繕を終り、纜を解き同じく横濱に向ふ、此一戦は長藩の敗竄に歸し、志士遺憾措く能はず、雖も此時は恰かも氣鋭勇猛の光明寺黨のあらずして、弱武者多かりしが故に、此敗を招きしとは云へ、大体に於て武器の優劣既に戦ひの勝敗を豫決せしなり、敗報山口に達し、山口よりは士氣の沮喪を恐れて大に戰士を犒らひ、既に戦後なりと雖も新進氣鋭の精兵を送て之を勵ませり、



## 四十三、奇兵隊の組織及活動

高杉晋作奇兵隊を組織す。英船長府沖に來り奇兵隊之を逸す。小倉領借款の談判。小倉應じず遂に兵力に訴ふ。馬關兵制の改革。

馬關砲臺破壊され、敗報頻りに山口の本營に至るや、偶々高杉晋作京師より歸りて、家居す。藩公は其機智に富めるを知り、老臣謀士と計り、晋作を用ふべきを議す。乃ち晋作命を拜して馬關に至り、來島又兵衛宮城彦輔河上彌一宮口清吉入江九市坂本力二山本幸兵衛井關綱右衛門の諸士と白石正一郎の邸に會す。議して曰く、兵あるも器利ならざれば戦ふ事能はず、手當方の有司中には「ライフル」加納砲の新鑄を企つる者ありと聞く。然れども、刻下の防備は大速を尙び新鑄を待つゝの逸あらず。佐賀藩には大砲鑄の術を講じ諸侯の爲めに應じつゝありと云へば、宜しく之に交渉して八十封砲若干を購入すべしと。時に兼重讓造松島剛藏等「ライフル」加納砲鑄造の建議を山口政府に致せるを以て、來島又兵衛は剛藏に説く。晋作が受けたる使命を以てす、剛藏快諾して又兵衛等と共に佐賀に到り、大砲購入の事を交渉す。晋作は馬關に在て隊伍編成の事を議し、今日の場合外國は銳利なる軍器を以て我に當る、到

底正兵を以て之を制すべからず、奇抜なる戰術に出で、神出鬼沒敵をまごはして奇功を奏するの計を取るに如かずと。即ち名づけて奇兵隊と唱ふるに決す。依て稟請書を草して河上彌一之を携へて山口に至る。其の大意は左の如し。

一 奇兵隊は門閥を撰ばず陪臣輕卒を問はず一に力量あるものを叫合したり  
一 他隊の者を強て引入れんとはせざれども奇兵隊の勢を望んで來り會するものは之を斥けず

一 兵法は和流洋流に拘はらず各得術の方による事

一 賞罰は陪臣重臣の別なく公平に行はれたき事

等の稟請は晋作の名義を以て提出せられ、山口政府は之を容れたれば、茲に奇兵隊の組織は成立するに至る。是れ實に文久三年六月七日なり。山口政府に在ては馬關砲臺修築の急を思ひ、藤井百合吉飯田行藏原田忠藏石田鼎長安榮三郎内山太郎右衛門來島小六等をして工事を督せしめ、大島郡は石工をして砲臺工事に従はしむ。時に京師の地亦急報あり、來島又兵衛をして赴かしむるが故に、高杉晋作波多野金吾の兩人に命じ軍務を處理せしむ。



六月十日晋作は前田砲臺の改修工事を督せんとして前田に至るや、外艦來襲の號砲あり、然るに奇兵隊猶未だ兵器なし、砲熯彈丸共に無し、餘義なく陸戰の策を取り、杉谷の溪谷に埋伏し、窺かに敵兵の上陸を待つ、時に本藩の士福原清助なる者と、長府藩の浪士與膳昌藏なる者輕舸に乗じて長府沖に至り見れば、來り舶するは英國軍艦にはあらずして、英國測量船なり、二人は之を慰諭して退帆せしめんとすれども、言語通せず遂に要領を得ずして歸る、間もなく英船東に向つて去る、奇兵隊の士等之を誤り認めて清助昌藏等が遁逃せしめたるものと爲し、憤慨して己ます、松尾甲之進等二人を殺さんとして、清助を逸し昌藏を斬り其首を長府市街に梟す、朝廷は長州が攘夷の卒先を爲したるを嘉し、褒勅を下して志士を勵ます、手廻役福原相模即ち褒勅を齎して山口より下關に至る、諸士を嚴島神社に集めて褒勅を奉讀す、隊士勇躍士氣益す振ふ、其れより作戰の略を議す、即ち敵艦を掃攘せんと欲せば馬關海峡の兩側に砲臺を設けて挾撃せざるべからず、宜しく小倉藩に協商して對岸大里田の浦の地を借りて、之に設備を爲すべしとの議は、衆皆贊する處と爲り、宮城彦輔赤根武人坂本力二の三名は、談判委員として小倉に到り、田の浦大里の兩

地を借らんことを強請す、小倉藩言を左右に托して應せず、彦輔等憤慨大に論じて曰く、攘夷は朝廷の決議なり、幕府の之に應せずして列藩に指揮せざるは勅旨に背戻するの大賊と言はざるべからず、貴藩は朝廷と幕府何れが大事と思ふや、殊に神州の危急存亡は實にかゝりて各藩の用意如何に在り、我藩公は直接攘夷の恩勅を上御一人に拜受し、過來馬關海峡に於て數ば接戰せしも、敵は貴藩の領地を後楯と爲して遁るゝを常とせり、貴藩は更らに我藩に應援せんとはせずして、敵の逸走を徒視す、此の如き弱行の藩あるは我國の耻辱とする處、到底貴藩を恃むに足らざるを以て我藩は自ら貴藩の領地たる大里田の浦に砲臺を築かんと欲するなり、而かも貴藩にして諾せられずんば、已むなく皇國の安危にかゝはる事なれば、之を默過すべきにあらず、兵力に訴へても貴領地を占領して、帝國の國防を築くべしと、意氣旺盛にして傍人を震はしむ、然れども小倉の有司猶幕府を憚かりて應せず、依て彦輔等に一書を留めて去る、彦輔等の歸りて此事を隊士に報告するや、隊士大に憤慨し、此くまで正義を説くも頑として應せざるに於ては、此上説くも益なし、斷然兵力を以て占領すべし、是れ我長藩が私するにあらずして、實に國防の爲めなれば、名分



は明かなりと、議忽ち小倉と戦ふに決す、乃ち田の浦駐屯の番所を攘はん爲め、宮本勘七、藤井源五郎、臼井留之助、瀧彌太郎、松尾甲之進、稻田次郎、藤山吾作、田中辨藏など過激の志士は、海に航して田の浦に至り、接戦數次何の苦もなく、田の浦一帯の地を占領せり、是れ實に此年六月十八日なりき、此事固より長藩の命に出でたるにあらずして、奇兵隊の意見を以て定め、動兵したるものなるも、小倉藩は之を長藩の意に出でしものと爲し、其の顛末を幕府に報ず、長藩亦騎虎の勢ひ、假令ひ奇兵隊の意見を以て專斷したる事と雖も、之を以て小倉に謝するが如き事を爲さず、公然借地を照會するに至れり、是より先き高杉波多野は、手元役と爲り、馬關の機務は全く兩人の掌中に歸したるのみならず、總奉行毛利宣次郎に代て、國司信濃の任命ありしが、長藩の遊説員として、各藩を遊説しつゝ、あけし、言論家坂上忠助、秋良敦之助は、藩命を受けて小倉藩に接衝の任に當る事と爲り、馬關に至て、國司に面會商議したる上、小倉に至り、大池金右衛門、高橋唯之允に面し、諄々として大義を説く事數時、遂に功なし、素より小倉藩も、絶對に我要求を拒むにあらず、攘夷を非とするにもあらざるが如し、然れども、唯幕府の命令指揮なきを恐れしが爲めに、頑として應せざりしもの

なり、然るに一面を願れば、今や馬關の地は天下の志士の淵藪と爲り、最も過激なる少壯者の集合せる奇兵隊の根據として、其の勢力は極めて鋭く、本藩政府と雖も之を容易に動かすこと能はざるほど爲りしが、高杉波多野を始めとして、何れも小倉藩との交渉結局を待つ能はず、更らに田の浦附近文字關までを占領するに至れり、朝廷に在ても、我藩の説を容れ、小倉、津和野、中津、秋月、福岡の諸侯に令して、長藩に應援せしめんとし、又久留米有馬侯に命じて、其の借地たる小倉藩の大里に砲臺を築造し、以て馬關と相應して、攘夷に供ふべしと爲し、小倉侯に此事を説諭するに至る、左れば久留米藩にては、其の成兵を大里に派遣して、砲臺を築きたれども、小倉藩は借地契約區域外に對しては、一指も染めしめず、樹木土石をも採掘せしめず、而して長藩が兵力を以て田の浦を占領せし舉止に對しては、小倉藩之を幕府に訴へて、其の措置を待たんとせり、長藩の政府に在ては、奇兵隊が兵力を以て田の浦を占領したるは、甚だ名分に乏しと爲し、麻田公輔(周布政之助)は、奇兵隊に諭すに、暴舉に出でざらんことを以てし、更らに田浦戦争の死傷者を吊慰し、又被害地市邑人民を賑恤して



小倉藩の憤りをやはらげ、奇兵隊の戦功を賞して其の激昂を防ぐ等麻田の政略實に周到なるを見るべし、又水夫舸子其の他の人夫に至るまで、戦役者に對しては扶助を與へ、前田村民の兵火にかゝりしものに對しては賑恤を行ふ、毛利家の賞罰明かにし、四民を勵ます事斯の如くなるは未だ他藩に見ざる處なりとす、此時に當り山口なる本藩政府は、馬關戍兵の編制を改革す、即ち大組二組を組織して馬關を成らしむ、更らに藩内の銃獵師を集め、其の精銳なる五十人を來島龜三郎に屬し、共に京師に赴かしめ、五十人を高杉晋作に屬しめて馬關に赴かしむ、晋作之を梅の坊に宿營せしめて、白井少輔岩崎謙同を以て稽古役と爲し、銃陣を教へ、狙撃隊と爲す、奇兵隊の勢力益す、擧るの時、更らに先鋒隊なる一精銳は馬關に顯はれたり、是れ門地ある志士の團體にして、奇兵隊は門地を擇はざる志士の團體なり、後には兩々の軋轢をも來すに至れり、

#### 四十四、世子公の馬關檢閲

正親町少將勅使として下向す、志士小倉藩を彈劾す、世子隊士を勵ます、奇兵隊先鋒隊の大衝突、高杉奇兵隊總督を認め、奇兵隊は

三田尻に轉す

先鋒隊は元と八組の子弟中、壯健勇氣あるものを以て組織したりしものなりしが、馬關戍衛隊の一として更らに之を編成せしは、乃ち舊先鋒隊の變身にして門地ある子弟をして兵役に服せしむべく、其の銳精なるものを選びて、之を馬關に置き、奇兵隊と兩々相待て、東西兩海口の守備を分擔せしなり、本營の高杉晋作は此の兩隊の規則を草して、藩政府の認可を得たり、時に正親町少將勅使として來り、山口に在り、七月十二日山口を發して十五日馬關に到り、白石正一郎の邸に入る、阿彌陀寺の奇兵隊、伊崎の先鋒隊、其の他の衛兵を慰問せられ、操練閱兵あり、又大里に渡りて久留米藩の衛戍地を視る、此時平野次郎美玉三平等來て馬關に在り、高杉晋作等と謀り、勅使を擁して九州に下り、攘夷の勅を傳へんと欲す、然るに勅使は宮市に轉宿せらるゝ事と爲り、晋作の企ては止みたり、波多野金吾小田村文助高杉晋作宮城彦輔糸賀外衛佐久間佐兵衛等相議して小倉の五罪を數へ、之を勅使に彈劾するの文を草し、金吾之を携へて宮市に至り、勅使館に進献し、更に内謁を得て小倉征討の命を請ふ、勅使は此の如き事は自己の一丁見を以て決すべきものにあらすとて、其の彈



劾書を京師に上る、長藩政府は小田村文助を遣はして京師に赴き陳情する處ありしむ、彈劾文に曰く

四〇

恐多くも微慮既に攘夷に決せられ長門下關に於ては數次戦争に及びし處小倉は咽喉緊要の地をトしながら未曾て一門の砲も放たず一介の兵も出さず常に之を傍觀するは武備不足か夷狄へ内通か罪一也癸丑來十餘年内賊を眼前に見ながら不育人材不繕武器尸位不覺の罪二也六月五日佛夷田の浦へ上陸せしに之を撃たざるのみならず剩さへ彼が書狀二通を受取りたる事夷狄に狙れ御國辱を辨へず罪三也嚮きに長州より毎度使者を以て微慮の存する處夷狄速かに攘はざるべからざる趣意懇切に諭せしかども幕府の譜代と云ふを以て更らに應ぜず遂に長州より砲臺場所推借せらるゝに至る是れ全く義理に暗く隣國の禮を失する處置罪四也幕府奸猾の所爲遠勅の振舞と知りながら一言其の不正を謂はざるは譜代の責を盡さず國家の大變を憂へずして因循姑息に安んず罪五也

右五罪は皇天の所照鑑決して免すべからざる逆賊なり假令神勅の威嚴に因り

一旦陽從仕するとも素より其君昏愚にして其の臣惰弱忽ち夷狄の有と爲る時は却て皇國の一大事なり伏して願くは其の君臣を貶逐し忠勇義烈必死の士近邊に乏しからざるを以て一先づ是を以て此場を守らせ長州と相應援せば賊艦幾千萬襲來するも決して内海へ闖入せしめざるべし、佐賀の關鳴戸の關兩口防禦屹度仰付けられ候はゞ中西國は平穩勿論の議に奉存候恐れ乍ら御明察遊ばされ速かに御英斷在らせられ度微賤を顧みず奉申上候恐懼死罪

長門國有志士敬白

斯くて久留米藩は亦頻りに小倉に迫りて、大里砲臺築造に付き、木石採掘を請せん事を求む、小倉藩峻拒して應ぜず、藩主小笠原侯は、長州久留米の兩方より借地を迫まらるゝを以て煩に耐へず、幕府へ報告すれども、幕府は朝廷を憚かりて指揮を與へず、遂に己むなく、小笠原侯自から在京の藩吏をして、書を朝廷に上らしめ、朝旨を候す、久留米藩は借地の權限内に於て、大里砲臺の工を竣へたり、時に長藩銃砲購入の計畫あり、七月廿八日在關の國司信濃は高杉波多野に移牒し、在關の砲術家長沼太郎兵衛をして長崎に赴き外人に就き、ライフルカン砲ミニニール及びケペール

四一



銃を購入せしめ、同時に先きに軍艦購買の約ありしを破談せしめたり、是れ費用の嵩むを以て、陸戦の兵器を充實せんとするに出でしなり、此時や庚申壬戌の二艦は、先きに敵の爲めに撃沈せられて用ふべからず、今丙辰、癸亥の二艦ありと雖も、小にして軍用を爲さず、後ち丙辰號は播淡海峡に於て、不意の砲火を受け、大破に及べり、藩公は國防は海軍の力に依るに非ざれば難きを知り、海軍力再興に意あり、松島剛藏、梅田虎次郎、脇右兵衛、山本勘台、衛門藤井勝之進等をして、軍艦速成を講習せしむれども成らず、己むを得ず、主力を陸軍に集めて、防禦に當らざるを得ざるに至る、是を以て御前警衛士を、十五日交代を以て馬關に派遣し、成衛諸隊を助けしむ、馬關の防備は畧ば完成し、兵器改まり、砲臺修築成り、高杉晋作の勢力は馬關の全隊に振ひ、士氣漸く旺盛と爲りぬ、然るに奇兵隊と先鋒隊との軋轢は次第に激しくなりぬ、藩公私かに之を憂ふ、馬關の防備全く成るを聞き、世子元徳公をして巡閱せしむ、八月十一日世子公萩を發し、十三日を以て馬關に着す、十六日より各砲臺の巡閱を行ふ、先づ塹浦を檢し、前田に臨み、先鋒隊奇兵隊及び足輕銃獵隊等の操練を閲し、親しく慰撫して曰く、我父公朝廷の命を受け、勅を奉して攘夷を卒先せしは、深く朝廷の嘉

賞あらせられし事なり、優握なる勅書は正に諸士と共に感泣置く能はざる處、今や薩藩僅かに我藩と同じく夷艦を砲撃せし事あるも、他の藩は一として我に應ずるものなし、此際我は藩を挺して君國の爲めに犠牲と爲らんと欲す、諸士が今日までの勞や克く我の知了する處、我父公の心は則ち聖上の大御心なり、諸士夫れ君國の爲めに益す、奮勵せよ、決して我藩の爲めにあらずと、大義の存する處を諭して慰撫す、隊士大に氣を得て、士氣益す振ふ、酒肴を賜ふて去る、

先鋒隊奇兵隊何れも其の屯營に入て、世子公の賜ふ酒肴に歡を盡せり、此後先鋒隊の諸士は酔に乗じて奇兵隊の宮田彦輔を其の宿舎に訪ひ面接を求む、之れ彦輔を殺害せんとするもの、如し、其の原因の如何を尋ぬれば、彦輔は天性温雅にして曾て風流を事とし、武道に冷淡なりしかば、同僚之を輕視して相齟ひするを恥ぢさせり、然るに彦輔は後ち行動を改め、國事に奔走するに及び、其の策畧の秀づるものあり、忽ち拔んでられて重職に擧げらる、彼の舊行を知るものは依然として風流韻事に遊ぶの彦輔と思惟し、之を輕視せしが斯かる墜子の隊に在るは、士氣を弱からしむるものなれば、一刀の下に斷すべしとの議論、先鋒隊中に起り、さては、彦輔を



訪ふて面會を求めんとするに至りしなり、彦輔之を察知し言を巧みにして其場を遁がれ、高杉晋作を其の宿舎に訪ふて、事能を語る、晋作笑つて末輩の行動何ぞ顧みるに足らん、乞ふ君と共に飲まん、と先鋒隊士は彦輔に報ふる能はざるを以て、直ちに奇兵隊の陣營を襲はんと欲す、奇兵隊此事を知り、先づ先鋒隊の屯營、教法寺を襲撃し、藏田幾之進、阿曾沼半兵衛、兒玉光之進、其の他數人を傷く、亂撃極りなし、又先鋒隊士は奇兵隊士を途に要撃す、斯くて先鋒隊士は大舉して彦輔の宿舎に闖入す、彦輔の家僕乃ち此事を報じて、晋作の宿舎に至る、晋作と相酌みつゝありし彦輔は之を聞いて、意氣激昂、怒髮天を衝く、直ちに辭して先鋒隊の營に至り、將に論難する處あらんとす、乃ち晋作相携へて先鋒隊の本營たる教法寺に至り、應答良久し、ふして論争旺んなり、奇兵隊士等此事を聞き、二士の跡を追ふて教法寺に至り、劍戟相見んとし、先鋒隊亦二士を要撃せんと企つるものゝ如し、奇兵隊僅かに二士を救ひて去る、遇ま白石邸に滞在中の毛利世子公之を聞き憂慮に耐へず、奇兵隊の高杉晋作先鋒隊の赤根武人を召して、慰諭する處あり、然れども兩隊の感情は是れより益す相悪しくして、遂に長州志士の内訌を見るに至れり、斯くて宮城彦輔は割腹の命下り、奇

兵隊は姑らく馬關を引き上げて秋穂に轉陣せしめられ、高杉晋作は其の總督を罷めて政府の用談掛りと爲り、河上彌市瀧彌太郎代て總督と爲る、尋て三田尻に本營を置き、十二月に至つて再び馬關に屯す、此時山縣狂介は軍監として壇の浦に來れり、

#### 四十五、廟議一變

志士は親征を奏す、朝令、攘夷親征行幸を發表す、中川親王以下の反對密議、三條公以下罷職、廟議一變親征止む、堺町門の變、長藩七卿を奉じて四下に決す

馬關攘夷の開戦五回に及び、更らに奇兵隊先鋒隊を編成して、防備に當らしむるに一方に於ては京師に在る久坂義助、桂小五郎、益田右衛門中村九郎及び福岡藩の平野次郎久留米の眞木和泉などは、幕府の因循にして征夷の令を各藩に下さざるを憤り、到底幕府に依頼すべからざるを説いて、志士の間を遊説し、攘夷論の勢力を固めて、此上は聖上の親征に待つの外なしと、慶親公は益田彈正に命じて上京、應司關白に就て意見を述べしむ、肥後の宮部鼎藏、山田十郎土佐の土方久元等、又上書して



曰く、幕府の姦吏等或は必ずや朝廷の嚴命を怨まん、其の未だ兵威を以て朝廷に逼る事、北條泰時、足利高氏の如きに至らざるは、其の逆命を憚かりてなり、今列藩概ね幕府に阿附して安を偷み、國家の大事を托するに足るものなし、到底長州若くは薩土越の如きもののみを以てしては、攘夷の功を奏すべからず、又天下の人心頗る朝意の存する處を疑ふに似たり、今にして取るべきの大計は、六師親征に在るのみ、錦旗一たび起らば、其の向ふ處誰れか異同あらんや、先づ風聲を濃尾の間に進め、中川親王に勅して先鋒と爲し、函根を超へて横濱に臨み、夷狄の巢窟を衝て、之を拂ひ、次に函館に及び轉じて長崎に至らば、四方の志士雲集、霧合して、錦旗の下に歸せん、然らば、則ち中興の大業一舉にして成るべきなりと、三條公以下皆此議を賛す、然るに諸侯中猶幕府に氣脈を通ずるものありて、此議を否認し、攘夷の軍を動かすは、武臣の責任なり、何ぞ至尊至重の陛下を煩はさんやと云ふものあり、議奏參政等は皆親征説を賛し、千歳の一遇は今日に在り、朝威を挽回して衆庶の歸向を圖る、親征に如くはなし、機逸すべからずと論ず、因州備州及び米澤阿波四侯を召して之を諮る、侯等曰く、幕府にして敢て捷伐の威を奮ふ能はずんば、臣等争ふて親征の騎に従は

ん、然れども幕府は猶克く諸侯を動かすの實力を有す、攘夷の御誼を奉じたる以上は、早晚其の準備を爲して之が斷行を爲すべし、其未だ茲に至らざるは、機の熟せざると準備の整頓せざるが爲めならん、然るに無責任なる浪々の輩、徒らに血氣に早りて親征を奏請するなどは、朝廷の威嚴を損ずるものなり、其罪宜しく斬るべしと、鷹司關白之を然りと爲し、親征決せず、志士等切齒憤慨して、四侯の言論を難じ、庸懦共に談するに足らず、彼等は幕府の重んずべきを知て、朝廷の至尊を認めず、宜しく天誅を加ふべしと、意氣軒昂、議奏及び參政に逼て已まず、議奏參政の諸侯、素より親征を賛するを以て關白に逼り、遂に伏奏するに決す、乃ち朝廷は攘夷親征の勅を發し給ふ、其の要は

戎狄跋扈、皇威を凌蔑す、朕將に親しく六師を督して之を征討せん、とす、先づ大和に幸して神武皇陵を拜し、而して後伊勢大廟に詣り、軍令を天下に布かん、更らに毛利公父子に勅して大議に參せしむ、是れ實に文久三年八月十三日なり、翌十四日、天下の志士を擇みて之に出仕を命ず、肥後土佐久留米長州の四藩に命じて親征準備を爲さしむ、長州よりは久坂義助、山田亦介、久留米よりは眞木和泉、肥後よ



りは宮部鼎藏之れが委員となり、三條東久世萬里小路烏丸の四卿と學習院に出て、出師準備の諸項を調査す、在國及び在京の諸侯に命じて、行幸に扈從せしむる事と爲る、斯くて軍用金拾萬兩を長州加州肥後薩州久留米土州の六藩に命じて出資せしむ、將に八月二十七日を以て鳳祭を發せんとす、因備阿米澤の四侯此事を聞き、大に驚き泣奏して曰く、臣等無似なりと雖も、職藩屏に在り、君國の大事に當て何ぞ偷安するものならんや、臣等が先づ征討の任に當り、而して克はざるの時に於て、始めて陛下の進軍を動かし給ふべし、今は親征の時期に在らず、只臣等が未だ動かざる所以のものは二百有餘年恩顧を蒙りたる徳川氏に對し、其義に戻らんことを思ふが爲めのみ、家茂將軍年少なり、若し陛下を煩して家茂に不忠不義の名を蒙らしむるが如きは、藩臣として臣等の忍びざる處、願はくは陛下聖慮を回して幕府をして攘夷の功を爲さしめられんことをと、而れども天皇は既に勅を發す、如何ともすべからずと宣まはせ給ふ、四侯恐惶して退く、是れより京師物騒と爲り、親征を否とするの諸侯は、之を沮止せん事を企て、或は長州を貶して之を斥ぞけんことを謀るものあるに至る、京都府守護職松平肥後守は、密かに中川宮に説く處あり、薩藩又長州と好

からざるを以て、長州の功を成すを喜ばざる爲めに肥後守と意見を同じくし、親征説を打破せんと欲し、中川宮二條右大臣徳大寺内大臣等と結托し、中川宮は十六日拂曉參内し、陛下猶内殿に在らせらるゝを、強て天顔を拜せんと請ふも、陛下御微恙の故を以て斥けさせられ、國事掛參政面會せしを以て、秘策を施すに由なく、只親征の不可なる所以を建言して退く、されば中川宮等は之を遺憾とし、是非とも親征を留めんとて、十七日夜より十八日拂曉にかけて、謀事を決行せんとて、會津藩に其の旨を通じたり、時に皇姑桂宮親征のこと急なるを聞き、陛下に諫むるに其の不可を以てす、曰く陛下は無上の尊嚴なり、草莽浮浪の言を採用して、輕く九重を出て、草野に暴露あらせらるゝは、祖宗の意にあらず、神器の如きは決して輕動すべきものにあらず、至重至神の靈器、猥りに侵すべからず、陛下此言を聞て心少しく悔ゆる處あり、乃ち中川親王近衛大將徳大寺二條の諸卿を召して之を謀る、中川親王膝を進めて曰く、攘夷は天下の輿論なりと雖も、陛下苟くも武門に托するに、征夷の任を以てしたる以上は、其れをして責任を果さしめざるべからず、親征を逼まる者の如きは、浮浪の士にして、君國を重んずるの徒にあらず、臣等忠諫して親征の中止を請ふ、實



に是れ皇室の威嚴を保ち、君國の害をのぞかんと欲すればなり若し、敢て錦旗を動かさんと欲し給は、願くは臣等を先づ刎ねて而して後に發せられたしと、泣き且つ諫む、陛下遂に意を繼へさせ給ふ、中川親王會津公を宮中に召し、九門を鎖すべき勅を傳ふ、會津兵唐門以下九門を閉鎖し、召に非ざる者は公卿と雖も入るを許さず、中川宮を始め近衛公二條右大臣等を召して國事に參からしめ、議奏傳奏參政の參内を止め、因州備前以下の諸侯をして參内せしむ、薩州の兵亦門衛に當る、柳原光愛卿を遣はして、毛利讃岐守元純吉川監物經幹に諭し其の堺町御門の警衛の任を罷む、二人曰く夜來闕下騷擾にして甚だ穩かならざるを見る、聞くが如くんば三條公以下故なくして免黜せらるるを、臣等は禁門を守て非常を警むるもの何の故ぞ之を罷めらるゝや、願くは其理由を明にして、而して後兵を撤せんと、光愛卿反復之を論して去らしむ、問もなく長藩士飯田竹次郎堺町警衛の當番なるを以て、將に入衛せんとすれば薩兵既に在り、大聲叱して曰く、勅詔あり猥りに入るを許さず、長藩の門衛任務は已に之を解かれたりと、竹次郎抗せんとすれば、薩兵銃を擬す、竹次郎は馳せ歸りて之を毛利邸に報す、益田右衛門之を開き、村田次郎三郎天野順太郎をして

其の事績を探らしむ、次郎三郎歸り報じて曰く、中川宮以下參内して四門を鎖し、薩會の兵を以て六門を守らしめ、禁内の狀尋常にあらずと、是に於て長藩士は隊を整へて關白邸に至り、奏する處あらんとせしに、應司關白亦朝禮を蒙り參朝を停めらる、親兵の外に在るもの變を聞て馳せて至れば、門已に閉づ、三條卿邸第九門の外に在り、邸中に群集するもの喧囂を極め、詭語を放ち其の事を詳かにせず、時に宮中流言あり、曰く三條卿は親兵を集め、事を舉げんとして、勅使の詰問を受けりと、三條卿等全く事の既に破るゝを知り、長藩邸に馳せんとすれば、卿は謹慎を命せられ、東久世通禰、錦小路頼徳、西三條季知、四條隆歌、壬生基修の諸卿相踵で長藩邸に會す、相議して事の理由を應司關白に糺さんと決し、邸内の兵四百人を以て五卿を護し、應司邸に至る、清水の兵五十、岩國の兵四百、相繼て發す、應司關白邸に至れば、關白は召命により參内して在らず、三條卿は水戸因州土州松山宇和島大垣川越阿州備前上杉越州加州肥後中津彦根高松姫路藤堂久留米柳川の親兵を卒ひて、應司邸に来る、澤宜嘉卿亦來る、邸内數千の人を以て充たし、頗る騷擾を極む、朝廷柳原中納言を勅使として遣はし、左の勅書を示す、



攘夷御親征の儀は兼々寂慮あらせられ候へども行幸等の儀は疎暴の處置に有之候段御取調あらせられ候攘夷の儀は何處までも御寂慮確かなるを以て長州益す盡力可致是れまで長州人心振興の事向後愈よ御依頼思召され候間忠節相盡すべく候藩中多人數の内最も鎮撫を加へ決して心得違ひなき様勤王忠力を竭すべき旨仰下され候事

之を拜して長藩士意大に激す直ちに答書を草して之を上つる其文に曰く

勅書の趣奉畏候然る處御取調の儀は如何にて御座候哉不奉承知候へども行幸等の義既に御決定に相成正義忠勤の人望も之あり候三條殿を始め有志の公卿方残らず御譴責の御様子而已ならず堺町御門御固めの方他へ御預に相成通路をも差止めらるゝ御沙汰殊に人數も多分御引入諸藩警衛仰付けられ候御模様は尋常ならぬ事と奉存候關白殿下まで參内仕居り九重内の御様子不奉伺候へども萬一にも難心得義も有之候はば御座所近く御警衛仕度寸誠のみにて家來一統疎暴なご候義は無御座候此段深く御諒察被成下三條殿を始め速かに御復職あらせられ其外諸事尋常の如く御沙汰仰下され候様奉願上候以上

此奏上を爲すや朝廷更らに勅書を以て諭さる到底上奏の採用なきを以て三條西三條東久世四條錦小路澤壬生の七卿及び山田亦助中村九郎村田次郎三郎來島又兵衛桂小五郎久坂義助佐々木男也寺島忠三郎眞木和泉守土方楠左衛門宮部鼎藏等商議して曰く憤激の衆を集めて久しく駐在せば遂に闕下を騒がすに至らん誠に恐れ多き事なれば姑らく妙法院に退かんと然るに薩會の兵砲門を長兵に擬し將に火蓋を切らんとするものゝ如し依て使を薩兵に遣はし我將に兵を將て闕下を退かんと欲す誤て發砲せらるゝが如きあらば御藩却て闕下を騒がすの罪あり弊藩武器を收めて通過するを以て貴藩亦之を收められたしと薩兵乃ち武器を收む依て親兵及び長兵を將て妙法院大佛殿に入る朝廷詔して八月十七日以前の事凡て朝旨にあらざるを以て之を取消すの勅を發す長藩諸士は嗚呼何者の奸徒が我等の至誠を誣ひ天朝を掩ふ如何にすべきと三條卿以下六卿と議する處あり然れども佐幕派の讒構已に深くして容易に冤を雪ぐべからず今日の場合俄に形勢の回復すべからざるを知る是に於て姑らく七卿を奉じて西下せんことを決す之より長藩は逆境に落ち是れまで心肝を盡くせし忠勤の至誠天に達せず賊名を蒙



むるは遺憾の極みなり、長州が薪に伏し膽を嘗むるは是より益す甚し。

### 四十六、奉勅始末

長藩の大固是、大義名分は文中に網羅たり、至誠未だ徹せず遺憾已まざるべし。

堺町門の變以來長藩士の入京を禁せられ、是れまで毛利公が天龍を得て、主上の御信賴厚かりしもの、形勢全く一變して今は薩州及び會津藩が天朝の信賴を受くることとなりたれば、長州の志士は痛く之を激昂すれども、慶親公は更らに之を恨み給はず、茲倭の徒の讒誣は聖明なる天朝に必ず晴るゝ時あるべし、我れ宜しく慎みて朝命を奉じ、誠神誠意攘夷の任を盡くして、君國に大義を誤まらざるを期すべし。然れども從來の行動に就て或は世人の誤りを招かんことを思ひ、奉勅始末なるものを作りて上表せり、是れ實に長藩國是の概要にして、且つ攘夷を敢てするの精神を示したるものなり、其の全文に曰く。

奉勅始末

癸丑外夷の事起りしより戦争に決し、和議を斥け候を以て、度々幕府へ及建言戊

壬墨夷の請開老を以て御窺相成り、勅許無之列藩へ議下り候、其節も、窺慮違奉之主意を以て待夷の良策を建てさせられ、度段、建白仕候處、幕政因循終に上已上元の變を醸し候次第、不忍傍觀、家臣重職の者を以て官武間の周旋を申付、於關東は、一橋越前の登庸申立候得共、相叶はず、田安上京板倉開老に擢任と申迄に議定り、一先朝廷向の御様子御伺仕らせ候處、豈計らんや、家臣の者、愚意を取失ひ、自己の密疏に及候には、速に嚴罰を申付、宸疑を霽らし奉り候、彌々以て周旋盡力候様、厚き朝命を蒙り候に付、其節先年來仰出され候、勅諭並に御沙汰書に當り候て、御定議の御旨奉窺候二事六箇條の内、下田條約通りは、御不本意ながら御許容遊ばされ候御事かと御伺申上候處、御附紙を以て、下田條約は尤も好ませられず候得共、既に以前關東に於て濟ませ候上、言上有之、歎き思召候處、重て假條約數ヶ條の言上、實に驚思召され、廿六日御別紙の旨、餘儀なく仰出され候儀にて、勅許にては無之、其後關東より言上の御約定可有拒絶、堅固の御約定に候、且又蠻夷追々驕傲猖獗、下田條約頃と同日の論に無之、以の外の儀、剩へ當時下田條約を定められ然るべけれども、仰出され難き假條約は、御破却御拒絶遊ばされ度思召候と



の御答仰下され候に付御確定の御慮始めて伺定め彌よ決心御慮貫徹候様盡力可仕と家來共へも堅く申聞かせ長門守を關東へ差下し右窺濟の外御赦宥一條遂其節候由に付此餘は攘夷の大義一途に周旋不致ては事多端に涉り却て御慮貫徹の驗相立間敷と考へ最前窺定め候下田條約假條約とも御破却御拒絶と申御慮の向はせらるゝ處を幕府へ精々申解かれ度旨書面を以て前關白殿下へ家臣差出し言上仕らせ候處委曲御承成され其後言上の趣全く御念御符合の段仰聞けられ候に付其段長門守へ申遣し猶又攘夷の儀幕府に於て彌決定列藩へ布告策畧の次第拒絶の期限等衆議奏聞に及ぶべき旨勅使を以て關東へ仰遣はされ右同様の御旨私へも御聞けられ周旋盡忠候様との御内命正親町三條殿より御書面を以て仰下され候に付長門守事は關東に於て微力を竭し越前春嶽土州容堂も素より同論同志の上老練にも有之不易受驕也且めにも遂其節候て歸京將軍家よりも長門守へ彌御慮遵奉致すべしとの御直答の次第奏聞に及ばれ御慮の旨仰聞けられ候最前關東に於て將軍家御上洛の儀及建議御採用相成居候付右勅命遵奉の上列藩へ策畧見込相認め上洛前途に差出候様との幕令之

れあり候得共私父子に於ては御慮の御深旨は戊午年來の御決定にて戰の勝敗は必ず御算定在らせられ候儀にては無之唯國体の立不立義理の缺不缺とのみにて聖斷遊ばされ候御事と奉伺候其證は戊午三月廿三日閣老へ御渡相成候御沙汰書に今度の條約違も御計容難被遊思召候衆議中自然差縫れ彼より異變に及ひ候節は無是非儀と思召され候と有之候得ば假條約破却と申候事に相成候付天下一同決戰の心得は勿論の事に可有之と御窺申上候處其節條約破却一決候は先達て御内沙汰之通尤天下一同決戰は勿論就ては防禦速に相整候様遊ばされ度と御附紙を以て仰聞けられ候午年にてすら無是非儀と宸斷遊ばされ候御事に候へば今日に到り仮令武備充實せずとも攘夷の延引可相成理無之は天下の公論宸斷の御旨實に太祖より御受傳の皇國眞武正氣と奉感戴候長門守並家臣共へも此旨趣重疊申合於關東幕府其外へも伺取の儘を申傳へさせ候處勅旨遵奉と申事に相成是よりは自國引受の武備假成にも取整相限決定候は他に後れを取間敷と父子申合せ候へ共朝廷より御差留も有之旁長門守傳は京都へ殘置私に於ては速に歸國々政改革武備假成にも相整候内將軍家御上洛列



藩集議將軍家御滯京十日、歸府二十日後は、必ず拒絶と御受の由にも相聞候得共、彌御決定の儀相分らずに付、當三月十二日長門守より家臣を學習院へ差出し、攘夷拒絶彌よ何日頃に御決定相成候哉と、手扣にして一々御問出仕せ候處、翌十三日御附札を以て四月中旬決定と仰聞けられ候段、國元へ申越承知いたし候即、國内に布令致し、四月中旬迄は先づ應接不得已ば、征討中旬後は直様征討と相決、要衝の場所へは成兵差出置候、夷舶來らば警戒仕置候内、四月二十一日傳奏坊城家より、外夷拒絶の期限來る五月十日御決定相成候間、益軍議政相調、醜夷掃攘可有之との御沙汰有之。同月廿三日同家より攘夷期限五月十日相違なく、拒絶決定の段、將軍家御請有之由御達相成、右御請書をも被相渡、幕府よりも攘夷の議五月十日彌拒絶に及ぶべき段御達相成候間、右の心得を以て、自國海岸防禦筋彌以嚴重に、攘夷の詔御奉戴にて、早々拒絶の應接に及び、外夷承服不仕候節は、速に打拂候様にて有之。夫より五十日を隔て、五月十日にては、談判は勿論、策略は素より、幕府へ御委任に候へば、頓に相立候事故、拒絶期限御布令相成事に可有之。況て年來攝

海防禦筋苦心致し見候處、明石加田、嵯峨關、赤馬關及四口は、攝海の要衝にて、殊に赤馬關は、中西國の咽喉に候へば、拒絶期限以後、赤馬關出入の夷舶、萬一攝海へ亂入し、往來も計り難く、私父子共年來、欲慮貫徹候様にと、官武間に周旋致し乍ら、攝海亂入の船を領内に於て、自儘に往來致させ候ては、朝廷幕府へ對し、言行相違ひ而目無之次第と存込居候付、警戒筋彌以嚴重に申付、已に五度馬關の戰爭に及び、素より抄々しき軍も不出來候へ共、欲慮遊奉、幕府承順の寸志を相達、是よりして彌以て國政を一新し、武備を全治し、皇國の御武威を海外に輝し候様仕度と、日夜苦慮仕居候、因州浪華の一擧のみにて、眼前小倉の如きは、我苦戰の狀を傍觀し、隣交の情誼相辨へず、欲慮貫徹如何なる障り有之候哉、微力獨任にては、一身一家の分は盡し候へ共、御全國御持堅の目途相立ち難く、事と考へ、其段言上に及、攝西列藩へも使節を馳せ、應援を乞ひ、且其見込をも尋問し、又朝廷よりも列藩へ洩なく御布令相屆き候様、相願候處、恐多くも期限不相違速に及掃攘候段、欲感不斜御旨御沙汰を蒙り、猶又態々監察使御下向にも、軍勞御慰撫有之全國感激死力を盡さんと決心仕候、左候て筑前其外五藩へ應援の御沙汰も降り、追々列藩の厚意を辱し



鹿兒島英夷との快戦州下明石等の砲發有之候處、於關東は、和蘭も魯佛其外同様の御處置に相成候儀、御主意柄難相分候て、四月廿一日朝廷より被仰出候處、水野和泉守より、三港奉行へ申達候通には不取行旨申出候由、然處私に於ては和蘭の儀他夷同様拒絶可然段既に御伺仕居候事にも有之、其上於將軍家、勅意御遵奉の儀は、長門守へ御答も有之、拒絶期限をも御達相成候上は、其筋には幕意聊かも勅旨と齟齬仕候儀は無之筈、且兵端相開候後には、最早穩便に取計ひ難く段、幕府へ申立置候、然る處、一橋卿よりは、閑老並大小の有司同心仕候者、一人も無之との儀、關白殿へ書中を以て言上有之、其節將軍家其滯坂に候處、小田原迄罷下り、聖旨貫徹候様、所置仕度段、言上有之由にて、朝廷より京詰家臣等へ御下問あらせられ候付、此儀一段可然儀と内幕御答申上候、由斯迄將軍家御苦心の事に候得ば、一橋卿御談合屹と貫徹の驗可有之考居候處、豈計らんや、於大坂六月十二日、水野和泉守より夷國拒絶の儀に付、了解難致廉は相伺ふべき筈、猶横濱談判中未だ御手切に不相成内、猥りに兵端を開き御國辱を取申間敷、彌よ御手切の達有之迄は、渠より襲撃せずば、粗忽の取行無之様との儀、家臣へ申聞かせ有之候得共、已に叡慮の御

旨仰聞けられ、家來未々迄勉勵の折柄、朝旨幕意と齟齬仕候様にては、甚然る可らず、且國の榮辱は、戦の勝敗には有之間敷、只正氣の盛衰を以て榮辱を分ち申べく、猶又拒絶の儀に付、了解難仕廉無之由、相答置候處、又々於江戸今度京師へ被仰立之旨も有之、拒絶之儀は、勅命に候得共、策略は御委任に付、此上彌打拂ひ候迄は、幕令相待航海船へ發砲差控へ候様との儀、密封にて渡方相成候へとも、欲慮遵奉にて拒絶期限御請有之候付、即ち幕意を承順して掃蕩の沙汰に及び候間、妄動とは不心得、又國力を願みず、義心作興を以て、要務と考定、追々及建言候事に付、幕府の策略も、愚考を御採用相成候事と相考へ、何分、只今戦闘打止候ては、一藩の動亂容易ならず段、相答へ候、彼是の應答道路相隔、書中意味解し難儀も有之たる哉、竟に幕使下向に相成、五月十日夜亞船へ發砲並に外夷拒絶の儀は、談判決定不相成以前襲來にも無之船へ忘發の事、詰問有之候付、拒絶期限五月十日と御請相濟み候段、朝廷より仰せ聞けられ候付、期限よりは、夷船と見受候はば、可打拂様沙汰に及び置候へば、夷船と見定及砲撃候、猶又談判にては、拒絶の驗不相立、駭立たざれば、拒絶とは申し難く、談判は拒絶の前に有之事と相考、且つ夷情難計通行襲來何れ



にて差別相立つべきや、期限よりは必戦と相心得専ら御沙汰筋を守り、奮戦に及び候事に付、忘動とは不考段、書付にして關東へ申越置、其後は何たる儀も申來らず候へ共、將軍家の御忠誠之を佐くるに、一橋卿の賢明を以てし、勅意遵奉の上、拒絶期限を誓付に迄して言上有之、且つ御上洛中、拒絶の應接振り、は朝廷より御尋有之候節、一時和親交易を結候へ共、元來奏聞を経ざる、開港の事故、關國人心居合はざるの、廉申渡すべしとの答書有之事にも候へば、談判にて拒絶期限延引に及候とも、幾月と決定致兼候儀無之等、其節中川宮御建言にも、拵攘の儀遅々致し候より、國內一致の場合に至らず、既に及接戦候へ共、列藩拱手傍觀致居候次第、不堪切齒候云々、猶又攘夷先鋒仰付られ度、御懇願も有之、是畢竟千年にも聖察在らせられ候通り、有司の不取計に出る事かと考居、闕藩其疑を抱き、憤懣の餘り、いか様の儀出來も計り難く、鎮靜方苦心大方ならず候處、遂に夜中何者とも知らず、幕使旅館へ狼籍致し候様の儀も有之、右様叡慮遵奉、幕議決定の上、猶も不徹底の儀有之候付、如何なる故にて候哉、天朝に對し奉りて申上にも恐れ多く候へ共、叡慮愈以て御決定卓然たる御實行、天下感動仕候程の宸斷あらせらるゝの外、御處置も

御座あるまじくと奉愚考、兼て奉伺居候御親征の思召、此頃宸斷在らせられ度、御事と石清水迄行幸暫く彼地に於て、御軍議攘夷の御馳け引き遊ばされ候様に、家臣を關白殿下へ差出内密建白仕らせ候處、宸斷意表に出でられ、大和行幸神武陵並春日神社御拜暫く御軍議伊勢大廟御拜遊ばさるべしとの御旨仰出され、誠に以て驚起感奮仕り、自國攘夷も懸念にて候へども、父子間申合供奉申上度、理裝罷在候處、八月十八日何とも知らず、俄かに堺町御門へ干戈を持野戰砲を列し、多人數出張有之候付、警衛に差出置候家臣等、兼ての申付を守り覺悟も極居候へども、九重近き御場所柄、朝威を憚り奉り、武備嚴重に仕居候内、御門御堅め御免有之勅使を以て攘夷御依頼の勅命をも仰聞けられ候に付、京詰の人數、國元へ引返し、其後上京御差留、家臣九門の内へ立入御禁止、且つ家臣共不束の取計有候に付、取調候様との御沙汰に候へども、朝威を憚り勇憤を忍び候段而已申出、兼て申付候處の尊攘の大義を相守り候ての取計にて、谷科申付候に忍び難く、就ては御歎願申上候通りに御座候、此餘宸疑晴らせられ難き趣もあらせられ候はゞ、恐れ乍ら父子間玉座近く召出され、前段の始末委細言上仕度、其上にて猶も叡慮に相叶は



す幕意にも達し候事候へば、如何様の御禮資を蒙り候共、聊遣恨無之と決心仕り、猶八月廿五日御書付を以て勤王の諸藩、幕府の示命を待たず速に攘夷あるべきの由、叙意仰下され候付、閩國の士民、彌以て攘夷の布令、嚴重に申付候

松平大膳大夫

是れ誠に毛利家の尊攘大主義を聲明したるものなり、之に依て毛利家の言動が他くまで誠忠の一點にあるを知るべし、  
文久三年十一月初旬、井原主計は此の長文の上表を持って上京し、勸修寺家に依て執奏を求めたり、

### 四十七、七卿西下

三條卿の親兵慰諭、七卿西下の悲慘、久坂義助の長歌、毛利家の評議、平野二郎の企て、澤宜嘉生野に至る

長藩の親征の建白を爲したるは、實に久留米の浪士、真木和泉守と長藩の久坂義助との献策にして、其の真意の在る處は、親征を名として、鳳籠を關東に進めば、沿道の諸侯之に陪従せざるを得ず、斯くして幕府に攘夷の勵行を逼り、若し幕府が之に應

ずる能はざる時は、則ち親兵を以て幕府を証討すべし、然かする時は、錦旗に向て弓を曳くの賊藩は、よもあるまじといふの策にてありしが、佐幕の藩之を探知し、長州は徳川幕府を倒して取て代はるの野心ありと爲し、兼て長州と好からざる薩州は、長州に天下の政權を握らしむるは大に不可なりと、共に共に長藩を排斥するに努め、中川親王以下の公卿に向て、長州を讒し、遂に此讒誣を朝廷に致せしものなり、然れども長州の誠意は決して斯かる野心の存するにあらざれば、慶親公は慎みて勅書の在る處を遵奉し、堺町御門の術を解かれ、入京を禁せらるゝとも更らに朝廷を恨まず、飽くまで勤王攘夷の本分を竭して誠忠變る事なかりき、斯くて長藩が京師に在るも危険なれば、暫く身を長州に潜めんと、真木和泉守、淵上郡太郎、水野丹後宮部、鼎造、土方楠左衛門等の有志と共に、毛利讃岐守、吉川監物の兵二千人に護せられ、西下の途に就きぬ、是れ實に文久三年八月十八日なり、七卿の西下と聞くや、親兵は妙法院門内に整列し、其の總督なる三條公を護して共に長州に下らん事を請ふ、三條卿之を照て其の忠敢に感じ、今や親兵と別るゝに當て一言の慰諭を遣さんとして、自



六六  
ら院の椽端に出で、三千の兵士が整列せるに向ひ、我親愛なる御親兵の諸士、諸士は陛下に直隸して禁裏を守るべき陛下の御親兵なり、余は是れまで陛下の御依  
托に依て諸士を督するの任なりしも、今や余を始め他の六卿並に長州までも其職  
を罷められたれば、諸士は早や余の指揮を受くべきものにあらず、是れより御親兵  
を督する任は他の公卿若くは諸侯に歸せん、諸士が斯くまでに余を慕ひ、余と共に  
西下せんといふは、余に取ては喜ばしき限りにして、余も亦實に諸士と分るゝに恐  
びず、左れど余は勅勘と爲りて浮浪の身の上、諸士を具して西下するは陛下に對し  
奉りては不忠の臣たるのみならず、國家の大事を思はざる誣りを免れず、全の冤他  
日雪かれ、勅勘の許さるゝ時を待て、諸士と再び相見ゆる事あるべし、諸士は偏へに  
陛下に對し奉りて、忠勤を挺でよと、言未だ終らずして涙下り、咽鳴して言ふ能はず、  
親兵の群中より、一人の志士は群集を推し分けて、三條卿の膝下近く椽下に出で、涙  
を揮つて曰く、微兵等夙とに精銳の名を以て拔擢せられ、禁裏の御親兵として殿下  
總督の下に在り、殿下の恩顧撫愛を受くる事淺からず、今や姦物逆臣の讒譖する處  
となり、至誠至忠なる殿下の勅勘にあはせられ、洛中を去て長州に落ち給ふと聞て、

如何でか臣下の身として、殿下を見捨て奉るに忍びんや、臣等も亦勤王の士たる事、  
長州兵と變る事なし、殿下幸に臣等を疑はずんば、召して西下の途に就かしめよ、殿  
下若し臣等を疑はゞ、乞ふ此處を去らず割腹せんと、三條卿を始め他の聞くもの、皆  
其の忠勤切情に感じ、涙をすゝらざるはなし、是れ久留米、藩の水野、深雲、齋といふ者  
なり、其れより三條卿は深雲齋を別室に召し、懇ろに慰諭して他日を待たしむ、深雲  
齋は隊中の重なるものと協議し、其の内三十餘は卿に隨ふて西下する事となり  
ぬ、

八月十八日七卿は朝衣の儘劍を帯びて草靴を穿ち、裝笠にて折柄降り頻る雨を冒  
し、夜陰に乘じ徒歩して出發す、藩士は小具足を着け、或は着込のまゝ、各得意の武器  
を携へて従ふ、前は長州兵二千人を以て警護せり、斯く大勢の行列なれば、如何に夜  
中とは云ひながら之を秘密にする能はざるを以て、益田右衛門は左の文を作りて  
朝廷に上報す、

御勅書仰下され候に付、歎願の次第は恐れながら委細勅使へ過刻奉申上候通に  
御座候如何御評決仰付けられ候哉、幾回も願筋相叶候様謹て御命可奉待之處、堺



町御門御固め御免仰付けられ候ては専ら國許海防盡力仕度奉存候間毛利讃岐守並に吉川監物を始め詰居之者只今より歸國仕候尤攘夷之儀は彌御依頼思召され候段仰せ聞けられ難有奉存候付ては此上格別舉國必死及ばすながら盡力仕へく候猶又歎願も仕候通り三條殿を始め積年誠忠人望を屬し候御方此度攘夷の先鋒御懇願成され候由に付國許へ御供仕候間何分早々御復職の御沙汰奉待候以上

益田 右衛門

斯くて七卿の出發に付ては、親兵は涙を以て之を送り、勤王の士切齒扼腕して薩州會津の讒を憤る、さても悲惨なる七卿の西下を見て、久坂義助は一篇の長歌を作る、曰く

世は苜蓿と亂れつゝ、茜さす日もいとくらく、蟬の小川に霧たちて、隔ての雲さなりにけり、あら傷しや靈きわる、内裏にあけくれ殿居せし、實美朝臣に季知卿、壬生澤四條東久世、其外錦小路殿、今浮草の定めなき、旅にしあれば駒さへも、進み兼ては嘶きつ、降りしく雨の絶間なく、涙に袖のぬれはて、是れより海山淺芦原露し

も分きて葦かちに、難波の浦にたく鹽の、辛き浮世は物かはと、往かんとすれば東山、峯の秋風身にしみて、朝な夕なに聞きなれし、妙法院の鐘の音も、なんと今宵は、あはれなる、いつしかくらくらき雲霧を、ばらいつくしても、しきの、都の月をめて給ふらむ、

折柄雨は益すはげしく、七卿に徒歩せしむるも恐れ多き事なりと、伏見より輿にて兵庫に向ふ、三條卿は湊川神社に詣で、三拜九拜して祈願すらく、「實美幼より勤王の志を立てたるは偏に楠公の忠誠に感じたるが爲めなり、君が忠勤も時利あらずして空しく湊川の露と消へ給ふ、然れども其遺烈は我等に教訓を與へ、今や四方の志士と謀り、王政復古を企つ業成らずんば死して君に見へず」と、碑面に向つて、生ける人に物言ふ如く誓ひぬ、志氣大に振ひ勇みて兵庫より海路周防岩國に向ふ、新港より上陸して吉川家に一泊、其れより三田尻に至る、招賢閣を以て休息所とす、毛利家にては、支藩諸侯並に家老重臣を集めて、七卿御西下に就て、今後の方針を、如何にするかを評議す、徳山の毛利淡路守元蕃、長府の毛利左京亮元周、清末毛利讃岐守元純、岩國の吉川監物經健、宍戸美濃、毛利筑前、毛利能登、毛利出雲、毛利伊勢、毛利隠



七〇  
岐益田左衛門介福原越後(國司家老は馬關に在りしを以て參列せず)其他參列す、變親公は嚴然として諸臣に向ひ、勤王至誠の七卿は逆藩の爲めに誣ひられ給ひて、御勅勘と爲り給ひしに就ては、志を同くする我藩を御たよりありて、遙るく御西下に爲りしは、我藩の勤王を思召さるゝが爲めなれば、我藩は他くまで勤王の主義を發揮して、七卿を庇護し、朝廷へ對し奉りては、苟くも不忠を爲さざる事に注意すべし、去りながら七卿を御供申せしに就ては、或は我藩を違勅の罪に問はれ、征討の軍は幕府より差向けらるゝかも知れず、其覺悟は豫め致し置くを要す、諸士の内何か意見あらば、此際吐露すべしと、言頗る明晰にして、眼光炯として、一座を視る、座中井原主計なる者、膝を進めて曰く、是れまで我藩の行動至誠を缺きたる事なきに、事の斯に至るは、必ず奸徒の讒に爲るものなり、就ては、天朝に對して從來の奉勅始末を續述して、欺瞞するを必要とせん、乃ち前章に掲げし奉勅始末なるものを草し、井原主計をして之を携へ上洛せしむるに至りしなり、

七卿の將に京師を發せんとするや、大和十津川畔に中山忠光卿を奉じて、藤本眞金、松本衡等義兵を擧げんと企つるを聞き、三條卿は平野二郎國臣を遣はして之を慰諭して止めしむ、二郎十津川に至り、三條卿の旨を傳ふ、志士等七卿の勅勘を聞て益す憤慨し、一天萬乗の御君の聰明を暗ます奸臣の君側に在る間は、如何にしてか勤王至誠の七卿及び長州の冤を雪ぐを得んや、宜しく我等は君側を清むるの先鋒と爲て、義旗を擧ぐべしと、意氣大に昂る、二郎亦其言を聞て首を傾けしが、諸君の言や亦理あり、余も大に考ふる處あるを以て、姑く義舉を延べよ、余は是れより七卿の跡を追ふて長州に下り、七卿を奉じて生野に據り、彼地に於て義兵を擧げ、諸君と東西相呼應して、直ちに關下に逼り、七卿及び長州の冤罪を注ぎ、其の復職を得ずんば退かざるべし、斯くして君側を清むるを得んかと、眞金、衡等之を然りと爲し、二郎は去て直ちに長州に下り、七卿に謁を乞ふ、此時七卿は萩より三田尻に移れり、七卿は二郎國臣を召して、使命に對しての復命を聞く、二郎は鐵扇を膝上に按じ、慨然として曰く、大和の義兵は壹千五百に及び、意氣旺んにして、頗る頼むに足るものあり、七卿殿下の勅勘を聞て、大に激昂し、義兵を擧げて君側を清め、以て七卿及び毛利氏の冤罪を雪がんと云へり、去れば、臣熱々考ふるに、殿下等長州に御潛みあることも、今の京都の有様にては、勤王の士は悉く洛外へ逐はれ、主上の君側には奸佞の徒のみを以



て圍み居れば、何日御滯衣の晴ることも分らず、此際義兵を擧げて君側を清むるに如く事なかるべしと、澤卿之を然りとし、三條卿の意見如何と視ふや、卿も亦同感にて、毛利氏より歎願を出したりとて誰か之を正解して主上陛下へ奏上するもの朝廷にありや、悉く奸姦佞徒の君明を蓋ふあるを以て、或は其歎願書も主上の御聞には達せざるべし、されば此儘にして過ぎる時は、何時滯衣の晴れるとも期し難し、二郎の意見或は可ならんと、議は一旦七卿但馬生野に據て義兵を擧ぐるに決しぬ、二郎此事を益田右衛門に語りたれば、右衛門は直ちに同僚の國司信濃、福原越後と其の利害を議す、福原國司は之を不可と爲し、三人相伴ふて三田尻に到り七卿を招賢閣に訪ひ、謁を乞ふて義兵旗擧の不可を論じて曰く、長州不似なりと雖も一旦歎願書を朝廷に呈せり、井原主計之を携へて上洛せしを以て、其の採否に就ては何分の報あるべし、若し願意上達せざるに於ては、更らに我々三家老自から出馬して歎願する積りなり、其の方法は兵馬を率ひて上洛し、幕府方若し之を拒みて不穩の擧に出れば、我も應戰する決心なり、斯くすれば同じ義兵を擧ぐるにしても、歎願上達を求むるといふの名分あり、徒らに君側を清むるといふのみにては名分相立たず、生野

義擧は思ひ止まられたしと、忠諫すれば、三條卿は之を然りとし、決心を翻へして長州の爲す處に従はんと云へり、獨り澤卿は憤然として起り、長州にも似合はぬ因循なり、何れ長州も義兵を擧ぐるの時機來るべければ、我は先づ平野の説を容れて、魁がけせんと、夜潜かに二郎の宿舍に到り、二郎と共に生野銀山に落ち行きぬ、是れ生野義擧の基にして、二郎は其の同志數十人と共に澤嘉卿を擁して生野に到り、遂に同地に義兵を擧げたるも目的を達する能はずして、戰死するに到り、澤卿は再び西下する事となれり、

#### 四十八、七卿の動靜

澤卿義兵を生野に擧ぐ、一敗再び長州に下る、三條卿密使を京師に遣はす、密使捕はれて獄に繋がる

澤嘉卿が他の六卿と離れ潜かに平野二郎と共に生野に向ひしは、長州の朝廷に對する歎願が果して上達するや否もごかしと思ひ、長州は長州の方針にて措置を取るべく、我れは其れを待たずして速かに君側を清むべし、然らざれば我等の勦勤は、兎も角も帝國の前途甚だ思ひ遣らるゝものありと、是れも切なる忠勤より出で



七四  
たるものにて、他の六卿と其の至誠の一事に於ては、少しも變る事なかりし、斯くて二郎國臣は南八郎以下の同志と共に、澤卿を奉じて生野銀山に據り、楯を飛ばして勤王の士を集め、また農兵を蒐めて愈よ義舉の準備は成りぬ、大和十津川の義兵も遙かに此の事を聞いて、一氣加勢に打ち出せしが、もろくも敗陣と爲りて、其の奉ずる中山卿は行衛不明と爲りぬと聞きたる平野二郎は、撫然として曰く、十津川義兵敗滅せりとの報各地に傳はらば、士氣沮喪して義舉を爲すものなかるべし、今は躊躇する時にあらず、速かに旗を擧げんかと、南八郎は之れに反對して曰く、十津川既に落ちたりとすれば、其の募兵は必ずや我に向て襲ひ來らん、加ふるに此の附近姫路以下の諸藩兵を擧げて來らば、如何に我に勇あるも、遂に目的を達する能はざるべし、長州の精兵にして一擧に起らば、以て大に天下に號令するを得んも、此山間の義團にては恐らくは覺束なし、如かず暫く忍んで各自解散し、各々京師に入て形勢を觀望し、長州の浪士と氣脈を通じて、時機を待つべしと、二郎又此説に耳を傾け、將に斯くせんと評議最中、駐進あり曰く、但馬出石豊岡二藩の兵と覺しく、隊伍を整へて攻め寄せるもの、如しと、二郎腕を扼して曰く、さては我義舉を早くも幕府の知

る處と爲り逆襲を命令せしよな、よし斯くなれば最早詮なし、勝敗は時の運、忠義に死するは男兒の分なり、我等今日まで勤王の大義を唱へ、幕府の政權を聖上に奉還せしめんと闘り、天下の志士と苦辛酸膽肝を嘗め、薪に伏したる是れ何の爲めぞ、大義名分の天下に識られたる以上は、何れの地に死するも義なり、若し武運強ければ、彼等を斬り抜て直ちに京師を衝き、君側の奸を拂ふべし、我京師に入らば長州の久坂義助等も必ず京師に起て之に應せん、諸士來れ、いざ戰陣に向て奮闘せんと、滿座轟噴として意氣大に昂がる、令を農兵に傳へて準備せしむ、攻寄する幕勢は出石豊岡姫路龍野柏原園部宮津峯山田邊等諸藩の兵にして其勢すさまじく、二郎は奮戦頗る努むるも遂に利あらず、澤卿を再び長州に落さんとすれども、卿は聞かずして曰く、余諸士と事を誓いて此地に來る、素より志成らざれば則ち死ある事は始より之を期せり、余不似なりと雖も、何ぞ諸士を死せしめて獨り長らへるに忍びんや、余も自ら劍戟の間に奮闘して勇ましく討死せんと、將に刀を採て起たんとす、二郎理を以て之を忠諫し、卿は國家貴重の御身なり空しく大死せらるべからず、義の名は之を得ることも、今は卿の討死せらるべき時機にあらず、二郎が如きは一介の浪人の



七六  
み卿は更らに國家の重きを荷ふて、天朝を援け參らざるべき御責任の存するにあらずや、是非姑らく此地を落ちて、三田尻に六卿と會し、後の謀を講せられよと、遂に深卿を小物家來に扮装して、戰鬥の門をくゞり抜けしめ、卿は只一人とぼくくと再び長州に落ち行く事と爲れり、平野二郎は深手を負ひ如何ともする能はざりしが、深卿の遁がるゝを見て、敵の之に眼を注がんことを恐れ、大聲呼んで曰く、平野二郎國臣此に在り、いで來て我首を打つものなきかと敵衆聞てドヤ／＼と押し寄せ、遂に二郎を捕へて京の獄に縛す、二郎後に京都に於て斬首せらるゝ時、聲麗らかに咏じたる辭世は左の如し、

大君に捧けまつりし我命

今こそすつる時は來にけり

さても三田尻なる三條卿以下六卿は、空しく招賢閣に潜伏するも、都の事の氣にかゝり、大君の叡慮今如何に、定めて皇國の紛亂麻の如きを見そなはされては、誰に據てか天下を平定すべきと、御寢食も安らかならざるべし、我々の勅勘は奸臣の讒誣に出でたるものとすれば、素より濡衣の晴るゝ時あるべきも、憂慮に堪へざるは陛

下の御宸念なり、奸賊原の跋扈を此儘に捨て置かば、愈よ御國は危機に逼り、如何ともすべからざるに至らんと、京師の事をもごかしく思ひ、真木和泉を召して評議あり、和泉も六卿の心中さこそと察し、七卿の臣丹羽出雲守、河村能登守の兩人を推薦して、之を密使と爲し、京師に遣はして、鷹司前關白に謁せしめ、建白書を禁裏に差出すべしといふに決し、出雲、能登の兩人は早速三條卿の召に應じて參館すれば、卿は兩人に授くるに、大事を以てす、兩人は之を畏こみ、建白書を行季の底深く秘し、行程に上る事と爲る、正に文久三年九月の事なり、其建白書の要に曰く

臣等勅勘の身を以て國家の大政を論じ奉るは、最と畏多き事なれど、私かに以爲みるに、攘夷の大義は外は蠻夷の叛服に關し、内は國運の盛衰に係る、是を以て萬死を冒して建言せざるを得ず、抑も外夷拒絶の事は、去年叡旨を以て幕府の命令如何にかゝはらず、天下に布告せられたるものなるに、其頃幕府に之を委任せられしにより、妄りに舉行すべからずとの勅命あり、然るに幕府その命を奉せず、因循にして日月を経、今に至り、其の實行を見るに至らず、萬一期限を徒過するに於ては、積年の叡慮こゝに空しく、人心の方向いづれに向はんや、萬民の疾苦邦家の



瓦解も測るべからず、臣等が罪を冒してこゝに建白する處なり、伏して願くば聖察を仰ぎ奉る。

七八

といふに在り、兩人は三田尻より蹈海船に乗り、先づ大阪に向ふ、萬一幕吏の疑を受くる事あらば、其目的を達する能はざるべきを以て、商人の体に扮して往く、大阪に至て中の島魚屋太平なる勤王家の附へある商人の家に到り、密かに旨を語て泊す、然るに幕吏の密偵は、出雲能登の兩人が三田尻より蹈海船に乗り込みたるを探知し、同じく商人の体に扮して乗り込みぬ、兩々互に胸に一物ある事とて、其の舉動に注意せしが、商人としては少しく言語の使ひ方に異變あるを知り、双方疑を以て相視しが、大阪に上陸するや、乗り合の商人体なる密偵は、事の由を代官所に通じたり、梅田松太郎なる幕吏は、魚屋太平方に來り、二人の商人の泊り居るものに面會せしめよと迫る、太平は言を左右に托して、遣はしめず、松太郎は粗暴の舉に出で、家宅を搜索せんと欲す、丹羽出雲、河村能登の兩人は出で、面し、言を卑うして自分等は決して疑はしきものにあらず、京都の商人なりと云へば、松太郎は大聲叱して曰く、だまれ、汝は長州の密使として上京する、丹羽出雲、河村能登にあらずやと、星をさゝ

れて流石の兩士も一驚を喫したれど、其の体を見せず、座に平れ伏して、否とよ斯かゝる侍ひの方と疑はるゝは、私共の名譽なれど、決して去るものにあらずと答ふれど、松太郎は聞かず、兎も角も代官所へ引致すべしと云へば、丹羽出雲は嚇として怒り、匆々行李の中に收めありし刀を引き出し、鯉口三寸を開ろげ、眼光炯として、松太郎を睨み、汝與力の身分を以て無禮の言、用捨はならぬ、我々どもは汝が云ふ通り三條卿の家來にて、河村丹羽の兩人なり、卿の密旨を帯び、朝廷に歎願の筋ありて入京するもの、今は勅勘の御身なりとは云へ、幕吏等の取締りを受くべき御身柄にあらざる公卿の家來を縛せんなどは、以つての外の暴言と、將に一刀の下に斬り捨てんとするを、河村能登は押し止めて、暫時待たれよ、出雲氏、我等も大命を帯びたる千鈞の重身なり、斯かゝる與力の奴原と戦ふて目的を果さざるは不忠の極み、斯くなる上は一旦奉行所に至り、事の始終を打明けん、若し奉行に於ても一片勤王の魂あらば、公卿方の心情を察せざるにもあらざるべしと、出雲之れを然りと爲し、刀を收めぬ、斯くて兩人は奉行所に至り、奉行に面すれば、第一に行李を搜索されて、右の建白書は發覺されたり、然るに奉行は穩便に、余の職分としては假令身邊高き七卿の

七九



御使なりとて、容捨する事を許さず然れども御身等忠義の誠意は大に察するに足るものあり、不幸にして偵吏に見咎められたるが御身の不運、御身等はより長州に引返さるゝならば、建白書の如きは余が見て見ぬ体と爲し、此儘許すべし、若し強て入京せんと云はるゝならば、余も役目の上から餘義なく御身等を獄に致さざるを得ず、御兩氏如何にやと論ずが如くに云へば、兩人は殊の外なる奉行の詮議に、心中私かに其の計らひを感謝し、然らば我々之より長州に引き返し暫らく時機を見て再び入洛を企つべし、七卿殿へは生きて還る面目はなきも、此儘獄に入ても目的は達せず、建白書の内分とせらるゝ丈けが、寧ろ七卿の爲めに仕合なれば前途の大事を思ふて暫らく忍んで長州に還らんと、乃ち放免と爲つて其儘三田尻に引返し、顛末を三條以下六卿の前に陳じて、其の生還して目的を達せざるを謝する爲め、將に割腹せんとするを眞木和泉は推し止め、再び密使として上京せしむる事と爲りしが、今回は京都に於て捕へられ獄に縛がる、兩人は後ちに平野二郎等と一同幕吏の爲めに斬首せらる。

八〇

#### 四十九、京師形勢一變

薩藩の勢力京師に振ふ。島津侯國是を論ず。一橋卿反對意見。參與衆廟議に興がる。馬關守備兵誤て薩船を撃つ。

文久三年八月長兵守備を解かれてより京師の形勢一變して長藩の勢力失墜するや、之に代るものは薩州なり、始め島津久光侯の入京して策を獻するや、朝廷之を嘉納し、大原卿を勅使として久光侯をして之を扶けしむ、久光幹旋の結果は幕府をして攘夷の勅を奉するを誓はしめ、物古の志士の遺靈を慰め、幕政を改革すべきを盟はしめたるに過ぎず、毛利慶親公父子の入京するや、國力を盡して王事に勤め、三條姉小路、西郷を勅使とし、毛利世子元徳公之を扶く、其の江戸に於ける幹旋活動の跡は、島津侯の其れよりもはやかにして、其の結果も亦大に見るべきあり、即ち將軍をして天下諸侯を率て入洛せしめ、親しく閣下に伏して勅諭を拜せしめ、其の實行も誓言せしめ、加茂行幸に當ても雨を冒かして將軍を供奉せしめ、天下の庶民をして將軍以上に天皇なる至尊のまします事を知らしめ、勤王の大義が國民の務めたる事を悟らしめたるは、其功績實に島津侯の比にあらざりしなり、薩州固より雄藩



御使なりとて、容捨する事を許さず、然れども御身等忠義の誠意は大に察するに足るものあり、不幸にして偵吏に見咎められたるが御身の不運、御身等是より長州に引返さるゝならば、建白書の如きは余が見て見ぬ体と爲し、此儘許すべし、若し強て入京せんと云はるゝならば、余も役目の上から餘義なく御身等を獄に致さざるを得ず、御兩氏如何にやと論ずが如くに云へば、兩人は殊の外なる奉行の詮議に、心中私かに其の計らひを感謝し、然らば我々之より長州に引き返し暫らく時機を見て再び入洛を企つべし、七卿殿へは生きて還る面目はなきも、此儘獄に入ても目的は達せず、建白書の内分とせらるゝ、丈けが、寧ろ七卿の爲めに仕合なれば、前途の大事を思ふて暫らく忍んで長州に還らんと、乃ち放免と爲つて其儘三田尻に引返し、顛末を三條以下六卿の前に陳じて、其の生還して目的を達せざるを謝する爲め、將に割腹せんとするを眞木和泉は推し止め、再び密使として上京せしむる事と爲りしが、今回は京都に於て捕へられ獄に縛がる、兩人は後ちに平野二郎等と一同幕吏の爲めに斬首せらる。

#### 四十九、京師形勢一變

薩藩の勢力京師に振ふ。島津侯國是を論ず。一橋卿反對意見。參興衆廟議に與がる。馬關守備兵誤て薩船を撃つ。

文久三年八月長兵守備を解かれてより京師の形勢一變して長藩の勢力失墜するや、之に代るものは薩州なり、始め島津久光侯の入京して策を獻するや、朝廷之を嘉納し、大原卿を勅使として久光侯をして之を扶けしむ、久光幹旋の結果は、幕府をして攘夷の勅を奉ずるを誓はしめ、物古の志士の遺靈を慰め、幕政を改革すべきを盟はしめたるに過ぎず、毛利慶親公父子の入京するや、國力を盡して王事に勤め、三條姉小路、西郷を勅使とし、毛利世子元徳公之を扶く、其の江戸に於ける幹旋活動の跡は、島津侯の其れよりもはやかにして、其の結果も亦大に見るべきあり、即ち將軍をして天下諸侯を率て入洛せしめ、親しく閣下に伏して勅諭を拜せしめ、其の實行も誓言せしめ、加茂行幸に當ても雨を冒かして將軍を供奉せしめ、天下の庶民をして將軍以上に天皇なる至尊のまします事を知らしめ、勤王の大義が國民の務めたる事を悟らしめたるは、其功績實に島津侯の比にあらざりしなり、薩州固より雄藩



なりと雖も、久光侯は島津家の一家族にして、藩主にあらず、慶親公父子は長州の藩主及び世子にして、當さに朝爵に叙すべきもの、されば其人に於て當然朝廷の禮遇親疎の差あるべし、其の親疎の差は薩長兩藩の隙を生せしむるの一因にして、其の遠因は彼の伏見事件にあるべし、兩藩元と尊攘勤王の主義を同くし、長先づ攘夷の開戦を始めて、次で薩亦攘撃の舉に出づ、然るに兩藩感情の衝突は、其の朝廷に於ける勢力を殺がんと欲するに至り、薩は長州が入京を禁せられたるを聞き、直に久光侯入京して其勢力を挽回せんと努む、薩州侯先づ重臣小松帶刀を遣はして上書して曰く、方今沿海一の守備なし、此を以て歐米の堅艦巨砲に當るは猶兒童が空拳を以て劍客に抗するが如し、鹿兒島一戰して幸に敵艦を覆敗せしむるを得たりと雖も、是れ實に天助のみ、口に攘夷を唱ふるも、堅艦巨砲の利器なくんば到底敵すべからず、殊に頃ろ朝廷勅る處と幕府の令する所と、相齟齬するを以て、列藩其の従ふ處を知らず、是れ實に國是の定まらざるにあり、宜しく此際列藩の諸侯を召し、衆議を盡して聖斷國是を立てらるべしと、次で自から入洛伏奏して曰く、方今五州萬國通ぜざる處なし、帝國は海心にあり、豈に獨り海港をす鎖べけんや、願くば將軍入朝を

待ち、一橋越前二公と共に、熟議上奏以て聖裁を仰がんと、時に幕府方よりは、一橋越前の兩公も既に入洛せしが、二條卿は應司卿に代つて關白と爲る、乃ち建議して曰く、先きに將軍は三百年の廢典を興して、天下盛事を傳ふ、然るに三條實美以下過激失禮遂に將軍をして閩外の職を盡すを得ざらしむ、今や邊海兵を交へ國論一ならず、官武見る所を異にして、政令二途に出づ、今日の優亂を來すは三條以下の爲す處、宜しく將軍を召して衆議を盡し、國本を固くすべしと、遂に勅りして將軍を召すに決す、

入洛すべしとの勅命は將軍の下に達しぬ、一橋公は將軍に諫めて曰く、殿下攘夷の勅を奉じて以來未だ寸功も立てられず、何の面目を以て天皇陛下に見へ給ふべきや、天恩撥握にして殿責あらせらるゝ處なしと雖も、天下の公論は將軍の無能を憤れり、殿下先づ鎖港功成て然る後入朝さるべし、今や亂形漸く成り京師の地騒然たり、臣不敏と雖も萬死を以て朝廷に謝し、以て幕府尊王の誠を達するに努むべしと、乃ち板倉閣老に命じて鎖港事務を管せしむ、文久三年十一月將軍に先だちて一橋公上京す、越前、宇和島二公及び細川黒田二公皆會す、詔して國是を議す、一橋公曰く



幕府既に勅旨を奉じ未だ攘夷の實を擧げずと雖も、已に使を各國政府に遣はして鎖國の事を告げしむ、何ぞ更に國是を論ずるの要あらんや、唯公武見る處を異にし、政令二途に出る爲め、天下をして疑惑を生せしむ、之を矯むるは今日の急務なり、幕府は一意尊王の誠を致し、朝廷は信じて幕府に任せば、内外協一國本立て人心合一せんと、薩州越前宇和島の諸公は之に反して曰く、方今宇内の形勢より察する時は、鎖國は實に天下迂論なり、以て國是を爲すべからず、開鎖の議交も興りて論難紛然たり、朝議將軍の入朝を待て決すべしといふ、嗚呼、當時國內の形勢論鋒は斯の如く、薩州の如き攘夷論者なりしも、今は俄かに開國論者と爲り、開國條約を結びし幕府の閣老中に一橋公の如き、勤王の士出で、鎖國を主張す、其議論の反覆常なき殆ど天下人民の歸向する處を知らざらしむ、之に比すれば、長藩の終始一貫尊攘の大義は實に卓然たるものにて、周圍の嫉みを受けて遂に朝廷に遠ざけらるゝに至りしも、而かも其誠忠一貫論旨を奉じて、叡慮を安んじ奉らんとする誠心のある處、毫も行動に相反せざるを天下に明らかにせん爲め、先きに奉勅始末なるものを公けにせしなり、

十一月五日、一橋、越前、隔州、(島津)土佐、宇和島、五侯を會して朝議あり、之を參與衆といふ、中川山階二親王、二條徳大寺諸卿は朝政の主權を握り、參與衆常に其議にあづかる、島津侯の權日に盛なり、長藩は薩州其他の爲めに冤せられたるものと爲し、山口及び萩に在ては大に志士の激昂を招くも、慶親公は至誠奉公の心少しも弛まず、慎みて勅勘を守り、猶朝廷の委托に對して攘夷を勵みつゝ、馬關の警備を固め、一面に於ては三條卿以下六卿の勅勘を解かれんことの運動に努めつゝあるの時、文久三年十二月二十四日、馬關壇浦の警備隊は、外船將に海峽を通過せんとすの警報を傳ふ、阿彌陀寺及び教法寺に屯營せる諸隊は、直ちに走せて砲臺に赴き、砲火一燦轟然として放てば、過たず彈丸は命中して遂に之を沈没せり、時に降雪甚しくして、其旗章を認むる事能はざりしものなりしが、斥候兵は單に之を外船と信じたりしも、擊沈の後之を検すれば、豈に阿らんや外船にあらずして、薩州が徳川幕府より借り入れたる漁船なりしなり、此に於て大に狼狽したるも、過て擊沈したる事なれば、今更ら詮なし、此旨を薩州に報じて謝したり、然るに當時京師に在て威勢大に行はるゝ、島津侯は之を聞て嚇然と



して怒り、長州由來我れに恨みを抱く、必ず故意を以て砲撃せしものならん。旗章あるに過て之を砲撃すべき筈なしと、將に令を下して長州に向て戦端を開かんとす。二條徳大寺の兩卿之を止めて曰く、長州の罪一にして足らず、將に征討の命を天朝に待たんと欲し、今之を奏請中に在り、足下姑らく軍を起すを待てよ、國家内外騒然たるの時、各藩の戦ひを見るは、思ふに人心をして歸向する處を誤らしむるに至らんと、百方島津侯を慰諭して之を止む、左なきだに、薩長相善からざるに、今又此事あり、是れより益す兩藩の感情は衝突するに至る。

### 五十、長州處分の前

將軍入朝運動を謝す。更らに勅を奉じて國防を圖る。高杉入  
獄。山縣馬關に居殘る。長州處分の議。慶親公の上書。

元治元年正月、將軍家茂公入朝す、之に従ふ處の諸侯三十八藩にして、行列堂々、曾て毛利公が促して入朝せしめたる時の比にあらず、佐幕の諸藩大に意を強ふして、時の至れるを喜ぶ、然るに幕府の閣宰一橋公は、幕政を宰すと雖も、勤王の志厚く、將軍の入朝に先だち將軍に諫めて曰く、殿下聖旨に背き給ふ事多し、天朝の之を咎めさ

せられざるは、誠に特別優渥寛容の恩典に出づ、聖上陛下が國家の爲めに斯くも御慮を憐まし給ふは、畢竟是れ、從前の幕閣が猥りに外夷と條約を締結したるに由る、政治は將軍家之を參かると雖も、國土は是れ天皇の國土なり、勅許を待たずして條約を締結せる其の罪素より大なり、閣臣の過ちは、則ち將軍たる殿下の過ちなり、臣臺閣に入て以來、天下勤王の士の言に耳を寄せ、漸く幕政を改革するに至りたるも、是れ聖上陛下の御推薦によりたるもの、然るに幕威は一旦衰へて挽回の道なく、天下亂れて麻の如く、幕府の命は更らに行はれず、臣朝廷に對して心潜かに其無能の罪を謝するの辭なきを恐る、殿下參朝あれば宜しく先づ天下の大政に耐ふる能はざるを奏し、自から其の責を引かれたし、言綏直にして而かも忠實なり、家茂將軍一橋公の切言に感じ、參朝するや、上書して國步多難の今日、到底其の大任に耐へず、殊に今日までの違勅罪多しと、自から責むる處あり、廿七日天皇は將軍並に列侯を召し、詔して曰く、朕少にして天位を踐む、憚々として常に列聖付托の重きに負かんと、ことを恐る、今や外夷猖獗年に甚しく、物價は騰貴して、生民塗炭に苦む、往々幕府朕が旨を奉じ、濫費を省き、冗官を減じ、以て大砲巨艦の用に充て、専ら武備を修して、大



八八  
綱略は擧らんとす然るに何ぞ圖らん三條實美諸藩浮浪の妄説を信じ宇内の大勢を察せず朕が旨を矯めて攘夷の令を播布す尋で親征の命を下す之に加ふるに長門の暴臣等其主を愚弄し外艦を砲撃し幕使を要殺し又三條以下七人を其國に誘致し狂暴至らざるなし其の此に至るは皆是れ朕が不徳の致す處嗟汝家茂以下列藩の諸侯皆朕が赤子なり朕今更らに民力を養ひ國本を立てんと欲す一切の濫費を省き大砲を鑄巨艦を製造し天下の全力を擧げて海防を嚴にし上は宗社を安んじ下は億兆を保つべし汝等此意を体して懲らざらんことを努めよ家茂從一位に敍す直ちに入朝上書して曰く今より誓て宸旨を奉じ以て海内を靖寧にすべし横濱は既に鎖港し今既に使を各國に發して條約の破棄を求めつゝありと朝議更らに在り將軍は猶ほ朝旨のある處を了解せざるものゝ如しと更らに勅して曰く横濱の鎖港は朕が已に盡す處全國の兵備を一日も忽せにすべからず攝海の防備は焦眉の急なり宜しく之を盡して速かに其成功を奏せよと島津公大砲十二門を幕府に獻じて攝海の防備に當てしむ幕府一橋慶喜公をして禁關守衛總督兼攝海防衛總督に當らしむ朝廷更らに勅して長藩處分を一に幕府に委す

長州に在ては三田尻に招賢閣を設け三條卿以下を此に居らしめ以て天下の志士を待つ來り集るもの多し島津公京師に在て國是論を唱ふるに至り在京の志士等は侯を以て薄志弱行なりとして薩人を以て姦曲國を誤るものとなし毛利公の冤罪を雪かんと努むるもの多く相率ひて長州に走る是より長州は全國の志士の府となり浮浪壯士の據る所となる此時に當て高杉晋作は政務座用談役より奥番頭に轉じ國家の爲め深謀遠略の任に當る時に遊撃隊の總督來島又兵衛等堺町門の變を憤り兵を率いて京師に突入し將に毛利家の冤を雪かんとするの議あり其勢激烈にして容易に鎮撫すべくもあらず晋作往て之を諭したれども又兵衛承服せず晋作は人心の激昂斯くの如くなるに於ては如何なる禍害を生せんも知るべからずと自から京師の形勢を察せん爲め一書を山口政府に投じて上京したるが其書の趣旨明瞭を缺くものあるより毛利政府にては之れを脱藩と見なし國法を以て獄に下したりしが六月に至て許され八月攘夷の時に及んで全く其罪を免す當時藩論の多くは奇兵隊は馬關を守り機を見て彦山に進軍し以て兩豊を扼し世子公は六卿を奉じて兵を率ひ海路上京して冤を雪ぐに努むべしといふに在り時に



奇兵隊の監軍山縣狂介等は此議を斥けて曰く、孤藩事を擧ぐるは或は誤る事あらん、宜しく藝備二州を合従すべし、元と山陽十州は毛利家の領、左れば正義ある我藩論を以てせば二州の民心を收攬する事、或は難きにあらざるべし、而して正々堂々旗鼓を正して海陸並び進み、若し大義に背戻して抗抵する者あれば、一戦に及び、且つ行き且つ戦ふの方略を取るべし、又彦山に進軍せんよりは、寧ろ山陰道に出て、形勢を察し、根據を固くするに如く事なしと切論す、然るに政務役渡邊内藏太は、藩政府の決定する處、今論議するも之を翻へすべからずと、依て狂介等は同志の士多く京師に行かんとするの企てあるを以て、亦上京せんと計るも許されず、已むを得ず、同志に訣別して馬關に歸り、辭々として隊中に在り、

時に京師に在ては、一橋公松平越前伊達宇和島二侯を會して長州の處分を如何にするかを議す、支藩及家老を大阪に召して、藩の罪を詰り、論して自から改めしむべし、斯くして若し服せずんば、則ち上奏、勅許を得て、兵を派して其の罪を問ふべしといふに決し、乃ち長府清末徳山岩國の諸侯を召して大阪に至らしむ、因州薩州の兩侯先きに深く毛利公を冤したるを悔ひ、上書して其冤を雪かんことを請ひ、又使を

遣はして支藩諸侯を慰問す、慶親公は支藩諸公の上京に依て上書を托す、其の書の要に曰く、

天使をして大阪に勞せしむるは、臣慶親の安んせざる處、請ふ使臣に命じて上京せしめ、愼で旨を拜せん、臣謹を蒙りて以來、竊かに闕下の事情を聞くに、實に杞憂に耐へざるものあり、積年、敎旨確乎不拔、臣固より之を知る、近日の事實に反覆國を賣る石敬瑭の如き者あるを恐る、三條東久世以下諸卿は至誠にして國を愛ふるの公卿なり、誓奉敎旨攘夷に従事す、願くは公卿の位を復せんことを、公卿の現狀、臣父子傍觀するに、恐びず、將に入朝の上、微力を効さんと欲す、請ひ願はくば、蟻之微誠を察し給ひて、譴責を免せられ上京を許されんことを、

といふに在り、先きに井原主計久坂義助をして提へて上京せしめたる奉勅始末も、此時に上まつれり、井原久坂答書を得んことを請ふ、幕吏等朝廷に於て此れを議す、其の奉勅始末なる辨駁の上書を對しては、答ふるの辭なきに苦しむ、批判して曰く、政令皆幕府に委す、幕府の命を聽けよと、久坂等大に怒る、是より先き將軍は大阪の海防を檢して朝廷に届けずして大阪より乗船江戸に歸る、



五十一、雪冤の活動

久坂眞木等脱藩兵を卒ひて上る。福原國司金田三家亦兵を卒ひて伏見に入る。朝廷福原を論す理協はず。朝廷諸藩の評議。三老兵を擧ぐるに決す。

毛利慶親公が士を勵まして文武の兩道を講じ、産業を興して富國の基を開き、勤儉貯蓄を奨励して先づ自から絹布を廢し、政務を改革し、財政の整備を見るに至れば、則ち皇室の式微を挽回するに全力を竭し、或は資を獻して皇威の振作を圖り、藩を擧げて王事に盡し、他藩の應援なきも孤忠克く皇室の尊嚴を擁護し、汗の如き給旨勅命は決して之を忽せにすべからずとして躬行忠誠の範を示し、終始一貫尊攘の大義を唱へて防長二州の生民を君國の犠牲と爲さんまで覺悟したる至誠奉公の忠心は他藩主の夢にも見る能はざる處、朝廷が毛利公を信頼ありて國運の衰頽を挽回し、朝威の式微を振興せしめんと思召さるゝもの、亦決して遇然にあらず、然るに秀づるものは風霜に障り易し、奸邪便佞の藩に在ては、幕府に倣びて長州の朝廷に於ける勢力を殺かんと圖り、中川親王を擁して譏誣百端遂に正義の聞へあ

り温厚廉直克く衆望を得たる、三條實美卿以下有司の七卿までも職を褫奪されて勅勘を蒙り、毛利公は入洛を拒絶せられ、餘義なく七卿は同志の藩たる、長州に據て姑らく時の到るを待つ事となり、長州は其の冤を雪ぐにあらずんば、誠忠の貫徹期すべからずと、慶親公父子は更らに朝廷を恨み奉らず、益す勅命の尊攘を勵みて至誠を天朝に達せんとするの傍ら、切に三條卿以下の冤罪を辨して勅勘を宥さんことを請ひ、志士は憤然起て聖明を掩ふの奸賊を誅せんとす、是れより京師の地騒然たり、防長の天地また慌々たり、昨は忠諫の士、今朝忽ち逆賊の名を得、防長の志士豈に憤慨せずして已まんや、是れより暫くは毛利家雪冤の時代として逆境に在るなり、

三田尻に在るの七卿は、京師に奸臣の横行して、上御一人を惱まし居る事を思へば、寢食も安からず、東の空を臨みては、聖上の御身の上、國家の前途を思ひ續け、又我身の濡衣何日晴るゝ事かと、念へば心中快鬱として樂まず、其の悲惨の状を見ては、眞木和泉久坂義助寺島忠三郎等の志士も堪まり兼、此儘に打過ぎなば、朝廷は次第に奸賊原の勢力蔓延し、幾度歎願書を提出するとも、恐くは聖明に達せずして奸臣等



が握り潰す處とならん愆々閑々としてあれば遂に雪冤の時機を失せん、如かず兵を具して上京し、以て闕下に伏して歎願せんにはと議決して六百人の兵士を卒ひ、三田尻を出發す、其の出發に先ち義助忠三郎等は相議して曰く、我等の義舉藩公の禍を爲るは甚だ安んせざる處なるを以て、宜しく脱藩届を出すべしと、一同連署脱藩の書面を提出す、久坂は松野三平、寺島は牛島春三郎と變名し、大阪に着したるは元治元年六月二十二日なりき、直ちに伏見に至り天王山に屯す、尋て家老福原越後は、久坂等浪人黨が禁闕を騒がすの恐れあるを以て、之を鎮撫すと云ふ名の下に、兒玉小民部兵衛左衛門介清水源八郎中村九郎佐久間佐平等五百人の兵を率て、大阪に着し、伏見の毛利邸に入る、道に橋本驛に關所あり、宮津城主の有司之を守る、福原越後は中村九郎を遣はし、關守有司に面會せしめて通行を求む、中村九郎云て曰く、余は毛利大膳大夫の家老福原越後の使者なり、主人大膳朝廷の御不審を蒙りたるを憤慨したる藩士の面々、脱藩届を出し、朝廷に歎願する處あらんとして、數多の兵を率ひて上京せりと聞き、主人憂慮に耐へず、今回福原家老を以て之を鎮撫せしむる爲に上京せしめらるゝものなり、此關所を通行せしめらるゝや否、若し通行叶は

ぬとあらば、我も正當の理由あつて通るものなれば餘義なく理を干戈に争はざるべからざるに至らんと、關守有司其の威風に辟易して、遂に通行を許す、依て正々堂々隊伍を爲して伏見の邸に入れり、

又來島又兵衛は森鬼太郎と變名して同勢六百人を率ひ、遊撃隊を組織して伏見に入る、福原越後と會して協議の上、又兵衛は第一軍の隊長として嵯峨天龍寺に據り、兒玉小民部は第二軍の隊長として阿武野光明寺に據る、而して天王山には久坂義助の一隊あり、此事伏見奉行より京師に報ず、京都に在ては守護職たる會津中將甲冑に身を固め、數多の兵をして武器を用意せしめ、黒谷の陣屋を出づ、又所司代松平越中守閻老稻葉美濃守も同じく甲冑を具して御所近く乗込む、京師は人心恟々として浮説紛々たり、久坂義助等書を在京諸藩に移して宛を訴ふ、曰く、寡君父子一意攘夷勅旨を奉じ、國力を盡して王事に勤む、一朝天怒を蒙りて、臣屬京に入るを禁ず、閻藩驚愕其の何の故たるを知らず、爾來惶恐罪を待つ、今に命を得ず、哀訴せんとするも路絶へ、徒らに闕を望んで號泣するのみ、伏して願くは、一たび聖盼を垂れ、寡君父子を召し、親しく玉音を賜はらば、則ち、一問を終らずして宸疑氷解せん、諸藩所見



を附して傳奏の榮を給はらんことを、歎願の主旨朝議に上る、有栖川親王を始め、一條卿以下多くの公卿は七卿及び長州の罪、勅勘に償ひするものにあらず、殊に其の至誠奉公の忠廉は他に見ざるの無比なり、速かに復職其罪を宥すべしとの意見を以て諫奏す、中川親王會津中將島津侯等は之に反對して、長州の罪を鳴らして之を征討すべしと論ず、一橋中納言は先づ福原越後を諭して穩かに事の解決を見るべしと主張し、遂に永井主水戸川伴三郎の兩人を福原家老の營に遣はす、兩人旨を受け到りて曰く、由來長州は勤王を標榜するもの然るに千百の兵を率ひて關に逼る尊王の義何れにか在る若し歎請せんと欲する處あれば、衆を國に還し足下一人伏見に駐まつて藩情を陳べられよと、福原應へて曰く浪士の一隊は獨り長藩の士のみにあらず、又長藩士ありと雖も皆脱藩して集りたるものなれば、固より余の命を聞くべしとも思はれず、余の率ふ處の一隊は、浪士鎮撫の用意なり、決して關下を騒がすが如き不穩の行動を爲すものにあらず、浪士をして關下を去らしめんとならば、速かに彼等の歎願に對する處理を斷行せられたしと、言説明快事理極まれり、永井戸川使命を全ふする能はずして歸る、尋で家老國司信濃は鎮撫總督として兵

三百を率ひて來り會す、天龍寺に入る、又益田右衛門も兵三百を率ひて來り、山崎に入る、茲に三家老は伏見に集りぬ、久坂義助等大に氣を得て士氣頗る振ふ、寺島忠三郎等は到底請ふ處を得ず、速かに兵を擧げて逼るべし、荏苒時を遷さば幕黨をして準備を完成せしむるに至らんと、三老固より無謀の士にあらず、逸る浪士を説き伏せ、説き伏せ、暴舉に出る事無からしむ、時に中川宮會津松平容保薩の島津の諸侯は、長藩の頑強なるを怒り、長州征討を奏請せんことを一橋中納言に逼る、遂に長州問罪師を起すの勅許を得、近國なる徳川譜代の諸侯へ檄を飛ばして部署を定めんとすとの報聞ふ、是に於て久坂義助寺島忠三郎眞木和泉入江九一穴戸左馬之助中村九郎來島又兵衛佐久間佐兵衛吉見次郎等天王山に會して大會議を開く、福原越後益田彈正國司信濃の三老も來り會す、久坂義助先づ口を開て曰く、我々が君國の爲めに親を忘れ妻を忘れ、膽を嘗め、薪に伏すの辛酸を経て、偏へに忠節を全ふせんと欲するの至誠は天地に耻ざる處然るに、何もの、奸賊か、我を誣ひ今は却て朝敵と呼ばるゝに至る、今や征討の師を起して奸賊は我を討たんとす、辱して追討の師を待たんより、先んじて人を制するに如かずとは云ひながら、彼は至尊陛下を挾んで



我に臨む、我逆名を免るゝ能はず、暫らく退て兵庫に屯し、世子公の至るを待つ如何と、真木和泉は之を不可とし、論じて曰く、會津藩主松平容保の如き君側に侍して天子の聖明を蔽ひ奉りて暴漫の振舞を爲し、剩さへ忠義を陥れて逆賊呼はり爲す、天誅の許さざる處、一刻も猶豫す可らずと云へば、衆皆之に和して然り然りと呼ぶ、國司信濃悠然として衆を見渡しながら、扱て口を開いて曰く、諸士の決心誠にさもあるべし、國家の爲め赤誠を盡して却て朝敵と爲る、如何にも遺憾至極なり、是れ畢竟奸徒の天子を擁して聖明を蔽ふが爲めなり、良し斯くなる上は余も諸士と同意し、會津中將の首を得ずんば已まざるべしと、意氣天を衝き、眼底血を濺ぐ、福原益田の二老も亦之に異議なく、茲に愈よ禁闕の都に攻め入る事に決す、是れ實に七月十九日なりき、嗚呼冤に依て迷はしる忠節の鐵石心、今は藩公の命を待つ所の迫あらず、三老は獨斷を以て兵を擧ぐる事に決心せり、

五十二、三家老闕下を犯す

蛤門の激戦 來島又兵衛戦死 鷹司邸の激戦 久坂寺島戦死 是實  
全取に歸す 三老逃走 毛利公敬親と改名

朝廷長州問罪の使を起すに決したれば、長州勢は先を制せんとして十九日未明三鼓を合圖に各隊は旗鼓堂々と京師に押寄せり、誠意隊神選隊金剛隊正道隊市勇隊等の旗を樹立す、福原越後の率ふる一隊進んで藤森に至れば、大垣藩の兵之を守り善く拒く、長兵多く斃れ、福原家老亦面を傷く、轉して竹田道に向へば、彦根兵之を扼す、敗れて山崎に走る、嵯峨より來れる長兵三隊と爲りて來る、會津兵蛤門を衛る、長兵三隊銳鋒を集めて突進す、會兵遂巡し將に潰走せんとする有様あり、此苦戦を聞きたる會津桑名薩摩三藩の聯合隊、唐門を守るもの隊を分て來り援ふ、爲に長兵少しく却く、又一隊は衆日野卿第に潜伏して、會津中將容保侯を覘ふ、容保侯之を知て日門より入朝す、長兵大に失望し進んで唐門を攻む、其勢猛烈なり、會兵敵せず銃を捨て刀を揮て奮闘す、長兵屹度として動かす、互に死傷算なし、會兵將に敗走せんとするや、薩の一隊急を聞て來り援ふ、是を以て僅かに止まりて力戦す、長兵は皆決死の士、奮戦頗る努む、隊長來島又兵衛敵彈に中て馬より落つ、遂に遁るべからざるを以て自ら刀を取て其の首を刎ぬ、部下の兵首級を抱いて去る、爲めに長兵志氣沮喪して遂に敗走す、之を蛤門の合戦といふ、小松帶刀命を受けて天龍寺の長兵を攻め



んとす、發するに及んで砲聲近きに在るを聞き、隊を分て烏丸室町新町三道より並進す、國司信濃之を邀へ撃つ、極めて激戦と爲り死屍堆を成す、國司僅かに身を以て免る、益田隊は界町門より攻む、越前及一橋の兵防戦頗る苦しむ、時に天王山なる久坂義助、真木和泉寺島忠三郎、入江九一等は、本隊を益田六戸に渡し置き、兵五百を將て蛤門に至れば、既に長兵敗走の後にて九門堅く鎖して開くべき術なし、義助齒をかんで之を嚙むも既に晚し、依て應司邸の非常門を押し破て入り、義助九一兩人應司前關白に謁を求む、應司卿出で迎ふ、義助曰く松平容保侯の如き奸臣の君側を蔽ふ間は、我藩の主意到底天朝に達せず、今や朝敵の名を得るに至る、實に千歳の恨事なり、斬奸の師を起して闕下を騒がすも、實に已むを得ざるに出づ、義助等は今戦ひ死あるを知て他を知らずと雖も、死したる後に於て、我藩公の冤を雪くものなきを恨む、伏して願くは此一書を哀察されんとを乞ふ、一の歎願書を出せば、應司卿は、よし長州の忠義は俯仰天地に恥ぢざる處、余直ちに參内して切論すべしと、之を懷にして參内す、既にして砲聲邸内に轟く、義助忠三郎九一和泉等相顧みて曰く、敵已に来るか、只死あるのみと、兵を下知して奮戦す、滿邸大火起り、會薩彦桑四藩の兵來り攻

む、義助等力闘遂に斃れ、火中に自殺す、和泉僅かに殘兵を收めて退く、應司邸は皇居を去る事遠からず、爲めに砲丸殿階に及びし事あり、朝臣譏して陛下を他に避けしめんとす、一橋公等却て危険なりとして固く之を止む、幕兵火を各所に放て長兵の潜伏を掃ふ、延焼三日に亘り、坊衢皆焦土と爲る、會桑彦三藩の兵、天王山を攻む、真木和泉以下廿四人免るべからざるを知り、火を放て自殺す、爰に全く長軍全潰と爲り、福原國司益田の三家老大阪に退き、海路遁走す、會ま毛利世子公兵を従へて航し、多度津に在り、敗報を聞て驚愕兵を反へす、三家老等萩に歸るも慶親公に謁する能はず、公は三老の輕舉を快からずとして謹慎を命じ、三老を長府の毛利讃岐守に預く、幕府は征討の使を長州に發せんとすると同時に、會て先代將軍より賜ひたる慶親の名を褫ふ、依て毛利公之より敬親と改む、幕府に在ては尾張大納言を長州征討總督とし、副總督には松平越中守前田公、征討軍には松平修理大夫、細川越中守、松平筑前守、松平三河守、松平安藝守、松平豊前守、松平土佐守、松平阿波守、松平相模守、有馬中務大輔、酒井雅樂守、立花飛彈守、松平讃岐守、松平出羽守、松平右近衛將監、奥平大膳、松平兵部大輔、阿部主計頭、脇坂淡路守、伊達遠江守、板倉周防守、龜井隱岐守、鍋島伊豆守



の二十藩主に命せられたり、此事山口に聞へ、防長二州は鼎の湧が如く、山口政府は素より萩城も下關も三田尻も徳山清水長府は素より岩國に在ても、人心恟々として殆んど爲す處を知らず、毛利家にては山口に於て大評議を開く、椋梨藤太中川千右衛門小倉五右衛門岡本吉之進山縣與兵衛など云へるは、素よりの非攘夷論者にて福原國司益田等とは相善からず、有爲の志士とは説合はざりしかば、京師の敗報並に長州征討の事を聞くや、攘夷黨の失敗こそ斯くあれと云はぬばかりの顔色にて、大に時事を痛論し、三家老の首を斬て朝廷に謝すべしと論ず、敬親公は黙して多く語らざりしも、元來幕府我等父子を憎む、三老の首を打て謝するとも聞かざるべし、征討を受るとすれば之に對するの準備を要す、如何にすべきかと評議は未だ決せざれど、志士に在ては既に諸隊を組織し、征討軍が四境よりすれば、我も四境に備ふるの用意を爲すべしと、山陽山陰四國九州の四面に敵を受くるの準備は、怠りなく之を整へたり、時に征討軍に在ては總督尾張公元と長州と主義を同じふする者、願はくば穩便に長州の降伏を得んとを望み居りしが、爰に薩州の一奇傑西郷吉之助は、征討軍と長州との間を斡旋する事と爲り、薩長の融和茲に萌芽せり。

### 五十三、海峽の大激戦

外艦十八隻連合艦隊を組織して来る。馬關最後の激戦。山縣狂介の奮闘遂に利あらず。和議成て後奇兵隊三田尻に引上ぐ。

元治元年八月四日、外艦十八隻馬關に來襲す、英十隻佛三隻蘭四隻米一隻船艦相含み黒煙濛々鯨波を卷て、本山岬より馬關に向ひ來る、英艦一隻は短艇を卸して滿珠干珠の二島附近を測量す、時に馬關守備隊に在ては前田砲臺壇の浦砲臺彦島砲臺など、何れも部署を定めて一令の下、直ちに戦端を開かんと腕を撫して待ち受けたり、長府の兵は洲本杉谷及び紅石山砲臺を守り、彦島砲臺は萩野流砲術家守永彌右衛門の門生之を守り、奇兵隊は前田壇の浦の二個所に分れたり、奇兵隊の監軍山縣狂介は酒樽を隊中に寄贈し、兵士を勵まして曰く、諸士大に飲めよ、軍中下物なし、只十八艘の夷艦は此れ無上の好下物なりと、衆皆满面喜色あり、此時前田孫右衛門は君命を奉じて山口より來り曰く、京師の事已に此の如し、所謂内憂外患の時にして、我君公も憂慮せらるゝ事なれば、今回は無事に外艦を通過せしめ、彼れより砲撃せすんば我敢て挑戦する事勿れど、狂介容を正して前田に問ふて曰く、總督赤根武人



は既に君命を奉じたるかと、曰く赤根は既に命を奉せり、何の辭を以て奉せしか、別に辭あるに非ず唯一諾したるのみ、然らば余狂介も已むなく之を奉せざるを得ざるべしと、壇浦陣營に歸りて砲隊長等を招き、君命を傳へ且つ告げて曰く、幕兵の我藩を征討に向ふ、先鋒は既に備前に至ると聞く、諸君は宜しく小瀬川口に趣き國の爲めに一戦すべし、余は別に思ふ處あるを以て敢て我隊の面目を失はしめずと、砲隊長等聞かず、曰く我等は監軍と共に國の爲に斃るゝを誓ひ、監軍今外艦を眼前に見て我に轉戦を命ずるは、心中何か決する處あるものゝ如し、或は藩政府の我隊行動を束縛するものにあらずやと、既にして五日未明外艦は隊を整へて部崎の岬より漸次乗込みたり、戸田龜之助政府の命を以て通譯として外艦に使し歸り報じて曰く、彼れ外艦は鐵彈を以て我を器應すべしと、狂介曰く善し余は昨夜前田孫右衛門の傳聞を聞て大に力を落したりしに、今や外艦果して其言を爲したりとせば、余が活動の舞臺開かれたるものなりと、之を全營に告ぐ、兵士大に喜び勇氣全軍に充つ、正午頃敵の一艦號砲を發するや、各艦は前田に向て砲戦を始たり、奇兵隊之に應じて發砲し、數時の間は硝煙海を蔽ひて朦々たり、敵中の左翼なる四艦は常に壇浦

砲臺を斜撃して狂介をして前田砲臺に應援する能はざらしむ、轟々たる砲聲百雷の怒號するに似たり、敵彈の力は猛烈にして山崖に當るもの土石を迸散せしめ、我兵を窘しむる事甚し、又樹木に中るものは盡く破碎し、稻田に打込ものは地下幾尺の深處に於て爆發す、此時第八砲門の照準手福田某なる者砲後に立ちしが、敵の砲彈我砲身の上面を通過し、福田の腹部に命中したれば、全身粉碎と爲りて空中に飛揚し、又其附近に在りし者は、空氣壓迫の爲めに數尺外の距離に飛ばさる、猛烈にして精銳なる敵砲の爲め、前田砲臺は沈黙の日むなきに至り、兵を收めたれば、敵は一齊に壇の浦を砲撃す、我が軍死傷算なく、遂に敗戦に歸し、敵艦は洋々軍樂を奏し、田之浦に碇泊す、此の時田之浦門司に砲臺あらば斯くもろくは戦敗せざりしならんも、一旦築きたる田之浦砲臺は幕府之を毀撤したる、實に遺憾とする處なりしなり、斯くて壇の浦砲臺にては更らに翌日の戰闘準備を爲して待つや、敵は第一列に四隻の艦隊を以て先鋒と爲し、雁行して壇之浦を砲撃す、我軍は二十四斤砲及び十八斤砲を直射すれども達せず、敵の砲撃は愈猛烈にして、我を苦しむるも、我軍の志氣は益す振ひ、何れも死を期して防戦に力む、時に前田本營に在る交野十郎來る、前田



方は陸戰の準備を爲し敵を上陸せしめて之を撃つ事とす、願くは貴營も之を合せんことを乞、依て壇浦も徐々に兵を收め、彈藥を倉庫に收め、兵器糧食を一の宮に移して、陸戰準備を爲す、敵兵は大舉して陸路三道より進み、其勢猖獗にして彼我共に死傷算を亂だす、監軍山縣狂介深手を負ひ、隊長三浦五郎之を扶けて退く、皆長府に引上ぐ、

之より先毛利登人等藩公の旨を受けて來り、狂介に諭す處あり、狂介曰く奇兵隊は一死國に報ふるを知て其他を知らず、且つ將の正に軍に在るや戰半ばにしては時に君命に従はずして死を潔くする事ありと、既にして和議成れりとの報あり、已むを得ず、狂介は秋根村に抵りて負傷を治す、高杉晋作は罪を赦され、兵戸刑馬と稱へ五日を以て山口を發し、七日馬關に着し、直ちに英水師提督の旗艦に至りて講和談判を爲す、是れ井上聞多伊藤俊介が歐州より歸り、攘夷の到底行はるべからざる外國の事情を説き、藩政府をして和を講せしむるに決したるを以てなり、伊藤俊介は通辯として又杉徳輔村田次郎三郎は高杉の附添として來れり、先きに久坂義助等と京師に入りし時山直八竹内庄兵衛大田市之進等は京師を脱

して歸來し、京師に於ける戰爭の狀況を報告す、曰く内憂外患交も至るの今日、到底兩防を全ふすべからず、攘夷は聖勅なりと雖も我藩の根本を破らるゝに於ては何を以てか攘夷の目的を達せんや、今や幸ひ暫らく外國との和議成て海防の患へなしとせば、是れより藩の爲めに一戰を試みんことを望むと、狂介曰く、余は奇兵隊を托されて馬關攘夷の命を受く、外國の利器固より我比にあらざるは之を知れり、然れど天旨に斃れ君命に死するは武士の分にして、殊に攘夷の下に死するは名分之れより良きはなし、今に及んで休戰の云れなきを信じ、敢て戰ひたるも、和議既に成るを聞て兵を收めたり、今幕府我藩の罪を鳴らして來り攻むるとすれば、我は宜しく雪冤の軍を以て之を防ぐの急なるは君の言の如し、幕吏等天明を蔽ひ奉りて至誠至忠なる我藩公を冤す、天誅の容さざる處、我創痍未だ治せずと雖も、一國の大事、黙すべからず、いではより軍を率ひて小瀬川口に至らんと、先づ三田尻に向ふに決し、八月十日長府を發して途に船木に到れば世子元徳公の出陣あるに會す、諸隊一同に拜謁を給ひて曰く、我藩勅諭を受けたる殆んど其所以を知らず、況んや誠忠誠義の七卿勅勘あるに於てをや、此冤を雪かんとして我藩の志士若くは浪士等京師



に到り、閣下に伏奏するを非禮なりとして、遂に罪に問はれ、今や募兵我を襲はんとす、宜しく四境を固めて一戦を試み、義を天下に明かにすべし、死生命あり運は天に屬す、余が諸士に望む處、只義あるのみと、勵聲頗る要を得たり、諸隊の兵士憤慨腕を扼して、君前に斃れんことを競ふ、士氣大に振ふ、其れより奇兵隊は十八日を以て三田尻に着しぬ。

### 五十四、外國と和議を修す

伊藤俊輔井上聞多倫敦より歸朝、和戰の脱交も至る、伊藤井上大に努む、高杉勝和使節として英艦に至る、和約全く成る。

八月四日より八日に至る攘夷海戰に於て、我軍全く潰へたるのみならず、京都の戰亦利あらずして、來島寺島久坂等の諸將皆死し、三太夫は僅かに遁がれ歸藩したりしが、幕府は長藩閩を騒がしたるの罪を鳴らして、勅命を以て長州征討軍を起し、四境より一時に攻撃すべしとの報至り、藩内に在ては此際三太夫の首を刎ねて罪を朝廷に謝すべしといふの議論起り、又諸隊に在ては屈せずして應戰すべしとの議論を唱へ、馬關の海戰一度、び外夷の爲めに敗竄に歸すと雖も、防長を焦土としても

戰ふべしといひ、或は内憂外患を一時に引受くるは到底勝ふべき處にあらざるを以て、暫く外夷と和すべしと唱へ、議論紛々として歸する處を知らず、是れより先き村田藏六の推薦に依て英國遊學に向ひたる井上聞多伊藤俊助等は、倫敦に在て、長州が外船を馬關に砲撃したるを以て、英米佛蘭の四國聯合艦隊を組織して長州を攻むべしとの風説を聞き、之を英國の有司に糺したるに既に其準備を爲して水師提督を發したりといふより、大に驚き、歐州の文明は我國の夢にだも見る能はざる處にして、其の武器の進歩訓練の熟達なる到底我が日本の比にあらず、今如何に死力を盡して戰ふも之れに勝つべしとは思はれず、無謀の舉を爲すは皇國存亡に關す、此危急を聞て傍觀すべきにあらざるを以て、宜しく速かに歸朝して我藩士を説き戰を停めざるべからずとて、兩人は勿皇倫敦を發して歸朝す、横濱に着すれば果して四國艦隊は將に長州を攻めんとするの舉あり、依て問ふて曰く、我長藩無稽の舉に出でしは必ずや何かの誤解よりせるものか、但しは上處の命餘儀なきに至りしものか、兎も角も我等兩人藩主を説て和を議せんとす、願くば姑らく襲撃を待てと、英國水師提督は、然らば日數を限りて猶豫すべきを以て、其れ迄に何分の通報あ



りたしと、乃ち井上伊藤を其軍艦に便乗せしめて長州に向ふ。艦姫島沖に泊す。兩人は姫島に上陸漁船を雇ふて三田尻に至り、其れより山口に入て敬親公に謁し、歐州の文明状況を復命して外國と戦ふの不利を論じ、速に和を講ずるの得策なるを説く。然るに藩論既に攘夷に決し、勅命を奉じて之を斷行するを誓ふ。天下に宣して尊攘大義の先鋒と爲り、防長二州を焦土としても、今更ら之を止むる能はざるの狀態なるを以て、藩公は聞多俊助の兩人に答ふるに、其旨を以てす。兩人は政府員を説て、百方和議に勤む。遂に同意を得ず。姫島なる英艦は既に約束の時刻を経過したるを以て、馬關砲臺に向て發砲す。其れより遂に砲火を交るに至り、聞多は事の如何ともするなきを嘆じ、嗚呼我事止んぬる哉。帝國の前途は實に痛歎すべきに至らん。我藩諸士の頑固なる世界の事情を悟らすして事を構ふ。誠には是れ螻蟻の能に異ならず。我等倫敦より態々歸り來るもの。其主意立たずんば、何の面目を以て世に處せんや。と、憤慨將に屠腹して死せんとす。高杉晋作之を止めて曰く、君何ぞ自から其身を輕んずるや。君が歐州の文明を視察して、我の敵すべからざるを説くに至るは、是れ藩公の恩命に依て彼國に遊學したるが爲めならずや。左れば其遊學の價値は此際に

於て認めしめざれば、藩公の恩義を忘却するに似たり。君今死すれば、誰か歐州の事情を説明するものあらんや。今日の藩論實に已むを得ざるに出ると雖も、君の論を用ふるの機は必ず近日にあらん。暫く忍んで自重せよ。言切にして慮りあるものゝ如し、聞多即ち止む。時に馬關の敗報頻りに至り、藩公は到底敵すべからざるを知る。同時に幕府征討の報あり、敬親公煩惱苦慮す。遂に謀臣と議して、馬關講和に決す。井上聞多を召して講和の衝に當らんことを命ず。聞多曰く、臣先きに此議を献せし時は、防長二州を焦土とするも、攘夷は勅命なれば、斷行せざるべからずと曰まへり。而して今進退極まるに至て、講和の命あり、和機既に過ぐ、彼れ必ず聞かざるべし。假令聞くも、大に我に要求する處あるにあらずんば、應せざるべし。寧ろ二州の全体を焦土としても、決戦ありては如何と、意氣頗る怨辭を含む。藩公推して、貴重の任を命ず。此時諸隊及び志士の間、反對論起り、動もすれば、藩内々亂を醸さんとす。世子公を派して、船木に出張せしめ、馬關及び附近にある諸隊を慰諭せしむ。三田尻なる三條卿等亦止戦に反對し、駕を船木に馳せて、世子公に面し、頻りに講和の不可を説く。然れども、藩政府の議決せるを以て如何ともし難し。井上聞多、伊藤俊助の兩人に講和



の衝に當るべきを命ず、兩人曰く、講和の時機晚し故に臣等兩人にては或は彼れの信用せざるも知るべからず、依て世子公自ら御出張あらば臣等陪して十分輔翼の力を盡し必ず其功を奏せんと、世子公曰く余の出張は藩内事情の容さるる處なり、依て家老一人を正使とし參政員一二名を副使として遣はすべしと、然るに家老の内樽俎折衝の任に勝ふべきものなきを以て、高杉晋作を一時宍戸家の養子と爲し、宍戸刑馬と變稱し以て正使の任に當らしめ、杉徳輔、渡邊内藏太を參政の資格にて之に副し、開多と俊助とは通譯として隨行する事と爲る、八月八日講和使節の一行、馬關に着し、白旗を前田壇浦其他の砲臺に建て、伊藤俊助先づ英國軍艦に至り、講和使節來艦の旨を告ぐ、四國軍艦亦白旗を掲げて休戦を表す、使節一行は英國水師提督キングの座乗する旗艦に越きしに他の三國艦長も亦此に來會せり、此時正使宍戸刑馬の扮装は立烏帽子、陣羽織、副使は小具足、陣羽織にて儼然として席に就き、談判を開始す、宍戸刑馬は襟を正して曰く、貴國等の軍艦田の浦來着を聞き、直に和議を申込まんとして、政務員を派遣せしも、時刻後れて遂に開戦に至りたるは遺憾とする處、長州の國主は戦を好むものにあらず、爰に拙者等を遣して和を講せしむと、

藩公の講和書を提出す、水師提督キングは其書面を他の通譯に譯讀せしむ、而して曰く此書面には、下關通航差障りなしとあり、是れ禮辭にあらず、和辭にあらず、又單に防長國主と書しあるも毛利氏の署名なきは諾し難し、猶諸砲臺の大砲無論我に引渡さるべし、又和蘭水夫一名捕虜となり居る筈なれば、同人も返還されたと、使節然らば更らに詮議の上書面を改造し改めて折衝すべしとて相別る、斯くて宍戸刑馬なる高杉晋作と伊藤俊助とは、頗末上申の爲め船木なる世子公の許へ趣く、井上聞多は馬關に残りぬ、時に志士の間講和反對論激烈に起り、御橋隊の大田市之進品川彌次郎坂本怒八郎二十餘人は、上書して和議の非を論じ、死を以て諫諍せんとす、其論の要旨に曰く吾人は君公尊攘の誠意を奉し、毛利家列祖の神靈に誓ふて攘夷を遂行し、斃れて已むの決心なり、今俄かに確定の方針を曲げて和を講ず、是れ獨り君公の誠意を矯めて吾人を欺くのみならず、列祖の神靈を欺くものなり、其罪決して宥すべからずと、更らに過激の論を爲すもの曰く、高杉伊藤井上等は、名を講和に藉て屈辱を施し、國を賣るの奸徒なり、宜しく誅戮すべしと、爲めに形勢頗る不穩なり、依て晋作俊助の兩人は夜船木を脱して高千帆村に隠れ、急使を馬關の井上聞



多に走せて事を告げしむ越へて十日は第二回の講和談判開催の契約日なるに、高杉伊藤兩人は亡命して居らず、餘義なく毛利登人を家老毛利出雲と變稱して正使となし、參政の内より山田宇右衛門波多野金吾波邊内藏太の三人を副使とし、井上聞多通譯として軍艦に至る、水師提督は先きの談判委員の來らざるを詰り談判を拒絶す、毛利使節は曰く、兵庫は病氣の爲め已むを得ず自分之れに代りたりと、漸く提督の應諾を得、御求めに應じて國主の手書を持參せりと提出するもの左の如し、昨年以來朝命幕令に従ひ、下關に於て外國船を及砲撃候處、豈計暴發の名を蒙り、朝命に違背する姿と相成、折柄家來兩人歸便を以て懇諭の趣有之に付、朝旨伺定度、長門守及發馬之處、未着中京師變動差起、不得已中途より歸國、其意を達し得ず、過る三日貴國軍艦姫島へ來着の由に付、下關通航差障無之段可及應接と、家臣兩人に書翰持參申付候得共、御出帆後にて、猶亦下關に於て應接に及ぶべきの處、時刻移り、終に戰爭に立至り、素より宿怨も無之、數萬の民を苦しめ候は、不本意の事に付、和議を冀ふ外、他事なく候、宜しく御酌量被下度候

八月十日

松平大膳大夫

斯くて具體的の談判開始と爲る、當時の筆記なるものを記すれば左の如し、

我曰 以後西洋諸國と懇親相結追々西洋の諸術蒸氣器械の事並に航海術軍法等に至るまで其流儀を授かり度頼入候

彼曰 拙者共は各國々の高官に候へば何卒大膳殿へ對面致し其上にて直談を以て萬事決定可致今日は唯こちらより申入候までにて大守對面の上決定承知いたし親友と被成度候依ては今日貴公方御歸被成御主人御出張の儀御取計ひ有之度候

我曰 委細承知いたし候今日直に其旨城中に申遣し來る十四日日本九ツ時下關まで出張いたし候様取計可申候

彼曰 大守對面の上は西洋一般の風俗人情篇と御論し可申是れ誠に日本皇國の爲めと存候今日より下關通航少しも差障なきや

我曰 勿論何事も無之候

彼曰 以來西洋船通航の節は石炭薪水並に食料等拂底に相成候へば懇に取計ひ被下度候



我曰 其儀は申に及ばず時に依り當所は風波も烈しき處に候へば通航の節若し差支への事もあらば上陸被成度候

彼曰 然る上は下關町人共早々立歸銘々の商買相始外國人買物等ある節は相當直段にて買求可申候間此儀人民へ御諭し被下度候

我曰 委細承知致候食用の牛などは御求め被成候儀も可有之候へども此儀は元より多分無之其上此節は民間にをいて必要の時に候へば此儀は斷り度候其餘の品は大概間に合可申候尤も昨年以來召抱へ候浪人等追々放逐いたし候へども未だ殘らず立去り申さず或は山野に潜居如何様の亂妨相働候も難計且所々地雷火仕掛置候處未だ其儘に致置候に付上陸の儀は成丈け相斷り度候

彼曰 其儀ならば外國人滯留の間は以兵卒御守衛有之候て可然候地雷火も早速取除可被申候

我曰 勿論此方にては嚴重に守衛致し候へども萬一の事有之候ては折角和親の廉を破り候道理に付爲念申入候下關市中へ上陸被成候計りの儀は少しも

懸念無之只餘りの山野へ近寄られ間敷候事猶又長府邊は未だ庶民外國人を見なれず恐懼いたし候へば此方角へ上陸斷り度候

彼曰 此後大君に各國「ミストル」諸事決定の談判相濟むまでは下關へ莖場相築候儀被致間敷總て外國の方式は戦争後償金を出し候事常習なり此度の戦争元より貴國無謀の發砲致され候に付差起り候事なれば下關市中殘らず焼拂い候筈の處先づ左様は致さず貴國に於て莫大の事なるべきに付相見合せ候へば其損耗の代りだけの償金は差出され候て然るべく候

我曰 委細承知いたし候

彼曰 一昨日申入候和蘭陀人吟味被成候哉

我曰 小銃の劍四ツ其餘少し器械取集め則ち今日持參いたし候小舟は未だ尋ね得不申候

彼曰 舟は今朝田浦へ繋ぎあるを見付け取歸候水夫は如何候哉

我曰 右小舟妨いたし候當人行衛未だ相知れすいづれ兩三日中に有無返答可致候



彼曰 下關に奉行ありや

我曰 あり井上少輔と申候

彼曰 然らば下關通商の事奉行へ御申付置被下度候

我曰 委細承知致候

彼曰 今日の談判は唯長州と外國との關係にて日本帝國にかへり候事には無  
之外國人は以來長州と親友の交りを結び度候

此談判を終了するや、直ちに船木に歸りて復命す、依て高杉晋作伊藤俊助を船木に  
召し、再び講和使節の任に當らしむ、晋作は以前の如く、宍戸刑馬と稱して、十四日馬  
關に趣き、軍艦に至り、藩主は京師事件の爲め、謹慎の身なるを以て來訪する能はざ  
るを告げければ、提督之を領し、依て談判を開始せしが、最も使節の苦慮せしは、償金  
問題なりし、高杉が如何に之に對して應答するかと、列座のもの汗を握りしが、高杉  
は斷然之を拒絶して曰く、我藩の攘夷は朝廷幕府の命を遵奉したるものなる事は、  
此書類に依て證すべしとて、勅書並に幕府の攘夷期日命令書を提出し、斯の如く、な  
れば償金は幕府の負擔すべきものなりと、提督之を然りとし、然らば横濱に歸りて

幕府に逼るべしとて、茲に講和談判は結了し左の條約を締結す、

條約書

- 一 今日より以後總じて外國軍艦馬關通航の節は懇切に取扱を加ふべし
- 一 石炭食物薪水其外船中入用の品賣渡すべし
- 一 馬關海灣風波つよき處故風波の難に遭ひし時は無障上陸すべし
- 一 新規に臺場を調ふるは勿論古き臺場を繕ひ並に大砲置まじき事
- 一 馬關町より始めて外國船に向ひ發砲せしに依て此度可及燒失の處燒ざる故  
其償金を出す事其外に軍の雜賈を出す事の二ヶ條江戸に於て四ヶ國欽差よ  
り決定するの段承知致す事

償金問題を幕府の責めに歸せしめられたれば、或は幕府之が故障を論ずるも知るべか  
らず、故に修交委員として家老を横濱に派遣し、若し幕府が償金を否みたる時は嚴  
重に談判すべしと、村田藏六の建議により家老井原主計を正使として、杉德輔山縣  
半藏伊藤俊助を隨行せしめ、英國軍艦に便乘して横濱に至らしむ、償金は幕府の承  
諾を得たれば、使節は又も英艦に依て九月二十日馬關に着し、二十三日山口に歸り



て復命せり爰に於て和議全く成る、

### 五十五、長州征討

二十一藩の兵四境より攻撃に決す。西郷吉之助と吉川侯の會見。三家老の首を打て恭順を表す。五卿三田尻を去て筑紫に落つ。

元治元年八月幕府尾張大納言慶勝公に命じて、長州征討の總督となす、慶勝公徳川三家の一なりと雖も、幕政の非なるを喜ばず、長州の正義に賛するの人は、是を以て伐長の議に反對するの一人なりしが、總督たるべき命下るに及び、病の爲めに任に勝へずとして之を辭す、將軍家茂手書を以て之を諭して、遂に起たしむ、慶勝公素より伐長の不可を主張するの久なりしを以て、此命を享諾するに當ては、心潜かに期する處ありしもの、如し前田越前公副總督と爲り、各道二十一藩に命じて兵を出さしむ、總督副總督は十月を以て京師に入り、入朝親しく勅を拜す、退て軍議を開き、陸は山陰山陽兩道より、海は四國九州の兩方面より、防長の四境を一時に衝く事に決し、十一月一日を以て各軍を敵境に抵し、十八日を期して各口より進撃を開始すべしと云ふに決せり、先づ監察役戸川絆三郎は先發して至り、倣を長藩に移し、勅

を奉して貴藩の罪を問ふべき爲め、茲に軍を向けたる旨を告ぐ、

是れより先き、薩州公は是れまで長州と感情相突きしも、長州の至誠奉公他意なきに感じ、天下列藩の内、至誠と勇憤並び備はりて共に語るべきものは、長州あるのみ、長州と我藩と隙あるは國家の爲め甚だ憂ふべきの事なり、今長州征討の事あり、此際我出で、宜しく調停を試み、以て長藩に恩を賣らば、彼れの我に對する感情も解け、互に肝膽相照らして、國事に奔走するの機會を得んと、乃ち豪爽にして機略あり、智勇兼備の傑士と聞へたる、西郷吉之助に旨を告ぐ、吉之助大に之を是と爲し、自ら其衝に當らんと乞ひ、征討總督尾張公に謁して曰く、國難百端の今日、内憂を賑ふするは、外侮を求むる基にして、皇國の爲め喜ぶべき現象にあらず、長州の罪固より許すべからずと雖も、彼れを討て多數有爲の士を損するは、誠に千歳の恨事なり、弓矢を勞せずして恭順の實を擧ぐれば、幕府の面目も立ち、内憂も曝露せず、有爲の志士も損せずして、其力を外に注ぐを得べし、公如何と爲すかと、尾張公大に此言を嘉し、其説を是とす、然れども長州は論客の府、是れに乗り込んで、其談判の衝に當るものなし、若し此の調停を仕損じて、却て長州の爲に拒絶せらるゝが如き事あらば、是れ



幕府は政討に向て却て長州に和を入れ、長州の爲めに拒絶されたりとの誤説傳はり、幕府の威嚴は天下に失ひ、總督たる余が斯かる計らいを爲したりとならば、余は死して之を將軍に謝すも足らざるに至らん、如何せん恭順勸告の衝に當るべき適材なしと、西郷乃ち膝を進めて曰く願くは此大命は吉之助に給はんことを、長州には吉川監物の如き麻田公輔の如き高杉晋作の如き皆克く理を解し國の爲め義を曲げざる限り、事を平和に結ばんことを望むものならん、臣誓て之を成功せしむべし、先づ吉川監物を説て彼れより藩主を説かしむる事とすべしと、尾張公乃ち事を西郷に托す、西郷更らに曰く談判には必ず後威の伴はざれば抄らす、乞ふ征討の軍は之を四境に進められよと、依て西郷吉之助は單騎先發、岩國に至り續て征討軍は廣島に進めり、

西郷吉之助は岩國に至て吉川侯に面接を求む、侯甚だ之を異として、何の故を以て來りたるかを詳かにせず、然れども豪名高き西郷の來る必ず要する處あらんと、乃ち城内に招きて面會す、岩國の兵西郷の舉動如何と注意して、毫も油斷する事なし、西郷は數多の警士の間を傲然として通行し、一書院に入る、吉川侯之を向へて座に

入る、西郷は先づ曰く、由來薩長の間相善からず、余の來訪に對しては或は異しまるゝ處あらん、又薩人たるの故を以て余が言或は之を斥けらるゝや未だ知る可らずと雖も、薩と長との衝突は、實に些々たる事にして、兩藩の感情衝突を以て、天下の大事を惹るは實に惜むべき事なり、余は天下諸藩の内、語るに足る者は獨り貴藩あるのみと信ず、故に今將に幕府が征討の師を起すに當て、余は衷心の同情を以て、貴藩の爲めに計らんと欲する處のものありて來る、願くは側人を斥けて、暫く秘議を凝さん、吉川侯乃ち侍士を斥けて之より密議に入る、吉之助膝を進めて曰く、這般京師の事實に貴藩士の輕舉に出づ、余は其の時機の早きに失したるを慥む、幕府を覆没して政權を主上に奉還せしむるの大主意は、貴藩も我薩も變る事なし、今外患を控へて徒らに内憂を起すは、我帝國の大觀よりして、甚だ不得策のみならず、征討軍大舉して一時に四境より迫らば、如何に貴藩平生武を練り精を養ふと雖も、遂に敵すべからざらん、加ふるに朝敵の名を負ふは、動兵の上に於て、不利益にして、多年勤王の誠を致したる功を、一篋に欠くは、誠に貴藩の爲めに惜む處、望むらくは速かに恭順を表して、双互の兵を傷めず、有爲の士をして國家の大事に奔走するを得せし



むるは如何、若し侯にして同意ならば、余に於て策ありと、吉川侯固より健實なる意思あり、漫に他の言に動かさるゝものにあらざるも、吉之助の利害論に耳を傾け果して子の云ふが如く、圓満に收むるの方ならば、本藩の父子をして恭順を表せしむる事、亦余の考へなきにあらずと答ふれば、吉之助は然らば語らん、今次京師の事に毛利公父子の意にあらず、三老が血氣に逸る浪士に誤られて、遂に暴舉に出でたるなりとして、罪を謝すべし、併し之を謝するに無條件にては、迎も幕府も應ずべからざれば、甚だ恚びざる處なれども、三老の首を打ちて之を幕府に致し、七卿の内現に居残る五卿を、他藩に移し、山口城を毀却すべし、此三條件にして、諾を得ば、余は事を一身に背負て圓満に解決すべしと、吉川侯直ちに急使を山口に走せて事を謀らしむ、敬親公は有司を召して協議す、登城する處の有司皆俗論黨と呼ばれし恭順派なれば、一も二もなく衆議は此三條件を是認して謝辭を幕府に呈するに決す、是より先き、國司福原益田の三家老は徳山に謹慎の身なりしが、吉川侯が西郷の申込に對して相談せんと云ふより、直ちに岩國に到り、西郷吉川の密議に加り我等三人割腹し防長の罪を暗ひ藩公の身の上事なきを得ば、何より易き事なり、我等は既に京

師に入りし時、死を覺悟したるものなれば、此事なくとも、略ぼ時局の前途を安心せば、割腹して罪を藩公に謝するの決心なりしなり、何れ我生命は君公に捧げしもの、何時死するも同じ事、願くば我等三人の割腹を以て罪を許さるゝ事に計らはれたしと、西郷は其の調停は意の如く成るべく見へたれば、直ちに其旨を尾張總督に報じ、三條件に就て内諾を求む、一面吉川侯は謝罪の歎願書を藝州公の手を経て提出す、監察使戸川絆三郎、尾張總督の家老成瀬隼人之を受取り、絆三郎は吉川は毛利父子に何の關係あるにあらず、彼れが謝罪して本人毛利父子が恬然として居るは、恭順の精神あるにあらず、斯かる筋違ひの歎願書は、返却すべしと論ず、隼人は暫し之を押し止め、吉川は毛利父子に關係なしと雖も、征討隊が長州を討つには、先づ寄り口の岩國より討始むるならん、左れば吉川も支藩同様の格として、此歎願に出づ、決して返却すべきものにあらず、宜しく之を證議に上ほすべしと、反駁す、依て之を總督に提出す、尾張公乃ち西郷吉之助の内報を了して、三條件を命じ之を甘受して、謹みて罪に伏せば、即ち恭順の實舉かるものにして、戦はずして軍門に降りたるものなれば、何ぞ軍を動かすを要せんやと、吉川侯は毛利公父子に代つて、謹て三條件



を甘諾する旨を答ふ、山口政府は氣骨なき俗論黨の占むる處、藩公に於ては其重臣の首を幕府に出して、恭順を表するは、如何にも恐びざる處なるべしと雖も、周圍は俗論黨なり、別に策の施すべきなきを以て、遂に三老臣の自刃を餘義なくせしむるに至る、三家老は岩國の邸に於て見事なる割腹を爲したり、  
 噫呼忠義の鐵石至誠の膽腑天下の儀表と歌はるゝ三老の割腹は實に防長の石礎にして、是れが爲めに益す士氣を勵まし、敵愾心を奮興せしむるに至りしなり、三太夫は從容笑つて割腹せり、忠魂長く防長の天地に留つて、後世子弟に遺訓を與ふるの血は實に三太夫の腹中より出でたるものなり、斯くて三太夫の首は同じく家老志道安房が之を持って尾張總督の軍門に到る、廣島國泰寺を以て首實驗の場所と定め、爰に實驗了れば、尾張公は余は將軍の命に依て總督として正に防長の境に来る、未だ刃に血ぬらずして、毛利父子の伏罪恭順を得たるは、誠に余の喜ぶ處、慥かに三家老の首に紛れなしとて、之を吉川侯に下渡し、此に首實驗は終りたり、是れ實に十一月十六日にてありき、

三田尻なる三條卿以下五卿（澤卿は生野に敗れて以來往先不明と爲す）は、毛利家恭順の

已むなきを聞き、將に三田尻を去て、九州に落ちんとするや、四個の條件を具して幕府に致す、曰く、毛利父子の生命に異狀あらしめざる事、曰く、防長二州四境の征軍を撤する事、曰く、毛利の領地を削らざる事、曰く、我等五人を分居せしめずして一藩に同居せしむる事、斯くて五卿は土方楠右衛門等を従へて、三田尻より先づ海路西下す、黒崎沖に至るや、風浪極めて高く、船將に覆らんとす、三條卿佩刀を高く捧げ、祈て曰く、我等赤心王事に勤め、忠義の道未だ誤らざるを自信す、何のたゞりありてか、此の怒濤を爲す、天地に誓て勤王の實を成さずんば、已ます、幸に筑紫に渡るを得せしめよ、我身に代へて佩刀を沈めんと、乃ち之を海に投ず、浪乃ち靜まる、下の關に着して、一夜白井正一郎の邸に泊す、高杉晋作、毛利公恭順の事を聞き、憤慨措く能はず、是れ必ず俗論黨の致す處、俱不戴天の奸奴誅せずんば、已まざるべしと、志士の叫合に努む、五卿の筑紫に落ちらるゝを聞き、三條卿に謁し、兩眼血涙を浮べて曰く、嗚呼至誠至直の公卿、本藩に據て冤を雪がんと願ひ給ふもの、今は却て禍と爲り、遂く筑紫に落ち給はざるべからざる事となる、臣等誠に其不甲斐なきを恥づ、如何に妖雲天明を蔽ふも、何れの時か晴れざらん、晋作生存する以上は、此冤を雪がすして已むべ



きや殿下等姑らく恣ばせ給へど、咽鳴して聲を發する能はず、五卿涙にむせび、晋作の手を取て別れを惜み、後事を托す、滿座皆涙を流さざるなし、晋作は途にして或は變あらんを慮り、五卿を護送して筑紫に至る、五卿は黒田公に預けられ、太宰府別當延壽院に同棲す、昔し至直の菅公が、此地に誦せられて、至尊の事のみ思ひ續けられし事跡を憶びては、五卿今日の身に比べ、往時を追懐し、將來を想ひて、暖かき夢も結ぶ能はざりし、高杉其他の志士五卿に従て筑紫に遁れ、時の到るを待つ、山口城を毀ちて藩公父子は俗論政府員等に擁されて萩に至り、謹慎の身と爲りぬ斯くて長州恭順の實舉りたるを以て、尾張總督は慶應元年正月二日を以て兵を撤して歸る、

### 五十六、正俗兩黨の戦ひ

俗論黨政權を握る。黒田公輔憤慨して自刃す。高杉義兵を擧ぐ。諸隊之に應じて義舉す。大田繪堂の大戦。俗論黨亡び正義派の世となる。政事堂を山口に復す。

馬關攘夷は失敗に歸し、三家老は京師より敗走せりといふより、藩内萩城下に安居して國難に當らざる因循者流は、之を以て藩政府員の失態と爲し、頻りに其の責任

を問ふ處あるより、政府員として多年尊王の大義に奔走し、藩公を扶けて克く防長の至誠を發揮するの勞を取りたる、麻田公輔、毛利登人、前田孫右衛門、山田宇右衛門、渡邊内藏、太中村文右衛門、大和彌八郎等は、萩に安居せる俗論黨の攻撃に耐ずして、辭表を提出するに至りしが、正義の士は痛く之を憤慨し、俗論黨を討滅すべしとの聲高し、然るに右の政府員等辭してより、熊谷式部、椋梨、藤、太山、縣、與一、兵衛、岡、本、吉、之、進、進、藤、吉、兵、衛、等、俗、論、黨、の、領、袖、と、し、て、勢、力、を、占、め、遂、に、政、府、に、列、し、て、威、權、を、行、ふ、に、至、り、彼、の、三、太、夫、の、首、を、打、て、幕、府、に、謝、す、る、が、如、き、事、を、決、し、た、る、も、全、く、此、輩、の、主、論、に、て、あ、り、き、左、れ、ば、正、義、派、の、志、士、は、大、に、憤、慨、し、此、儘、に、し、て、打、ち、過、ぎ、な、ば、幕、府、の、命、是、れ、從、ひ、遂、に、は、封、を、削、ら、れ、藩、公、父、子、を、推、し、隱、居、に、せ、し、む、る、に、至、る、も、知、る、べ、か、ら、ず、若、し、此、の、如、く、な、ら、ば、實、に、毛、利、家、の、烈、祖、に、對、し、て、不、忠、の、み、な、ら、ず、多、年、辛、楚、を、嘗、め、て、盡、力、せ、る、尊、王、の、事、今、日、ま、で、の、勞、は、全、く、水、泡、に、歸、せ、ん、宜、し、く、俗、論、黨、を、滅、亡、せ、ざ、る、べ、か、ず、と、論、じ、先、鋒、隊、を、除、く、外、の、諸、隊、は、皆、幕、府、と、一、戦、を、決、す、べ、き、勇、を、鼓、し、居、り、し、に、藩、公、を、し、て、伏、罪、せ、し、め、た、る、は、千、歳、の、恨、事、な、り、と、激、昂、し、國、内、騷、然、た、り、然、る、に、權、柄、を、握、り、し、俗、論、黨、は、正、義、派、を、以、て、危、激、黨、な、り、と、稱、し、既、に、幕、府、朝、廷、へ、恭、順、を



表したる今日、斯く國內に亂暴の起る時は、謹慎を表せられし藩公、後日御咎めを受させらるゝも計られずと爲し、正義派を捕へ或は之を殺害せんと企つ、高杉晋作井上聞多の如きは最も激論家なりしを以て、俗論黨は之を規らひ、山口に於て井上を暗殺せんとして、殆ど瀕死の傷を負はしめたる事あり、高杉は遂に筑前に陰るゝに至れり、麻田毛利其他舊政府員を幽して之を斬に處するに至れり、麻田は斬に處せらるゝ以前に於て、時世を憤慨し、矢原吉富の邸に於て自刃して死せり、斯く俗論黨の横暴なるを見て、正義派は益々激昂し、大に爲す處あらんとす、筑紫に潜伏せし高杉晋作等は、國內の状況を、開て憤懣に耐へず、今は徒に難を避て他藩に在るべき時に非ずと、蹶然として歸藩す、晋作は伊藤俊輔の率ふる力士隊、石川小五郎の率ふる遊撃隊を説て之を合し、義旗を擧ぐるに決す、十二月十五日の夜を以て、長府を發せんとす、奇兵隊の軍監福田良助之を留めんと欲して馳せ來る、時に降雪霏々、滿地銀の如し、晋作既に馬上に在り、良助之を遮り、高杉の馬前に座し、呼んで曰く、東行君君は獄中の苦を忘れたるか、無謀の擧を爲し、再び獄中の辱しめを俗論黨の手に得るは甚だ不可なり、乞ふ時機を待てと、晋作稍々躊躇す、砲隊長森重謙藏大呼して曰く、

總督馬を進めよと、晋作乃ち馬に鞭て行く、馬關に着して新地の會所を圍み、俗論吏員を逐ひ、金穀を得て大坪丁圓寺に屯營す、此報、萩に達するや、俗論政府大に驚き、部署を定めて諸隊追討の令を下す、茲に於て奇兵隊も亦憤慨して伊佐に至り、俗論黨を迎へ撃たんとす、萩政府は此事を聞て、前軍に栗屋帶刀を將として繪堂に陣す、奇兵隊は西三條四條二卿を奉して直ちに萩に入らんとす、是れ二卿は敬親公に面し最後の忠告を與へんと欲するなり、然るに偶々萩城下に幕吏の來り、檢するあるを以て已む、依て二卿は長府に歸る、萩政府は成るべく諸隊を慰諭せんと欲して、使者を遣はす、諸隊却て之を欺むき還す、慶應元年正月六日の夜、奇兵隊は栗屋帶刀の陣營に戰書を齎し、不意に之を襲撃す、帶刀軍狼狽して敗走す、奇兵隊は繪堂を乗り取て阿武郡明木にある敵兵の來るを待つ、先鋒隊及び萩野隊は俗論黨に屬し、撰録隊の隊長財滿新之丞は、壯士數十名を引き連れ、來て曰く、諸隊の徒輩君公の主旨の存する處を知らず、暴舉に出るは何事ぞと、言未だ了らずして狙撃せられて斃る、諸隊は全軍伊佐を發して繪堂に達したれども、地形防禦に適せざるを以て、大田に移り、部署を定む、川上口は奇兵隊、本道は八幡隊、磨隊、本道の左は南園隊、爲巢口は御楯



一三一  
隊とす、大田の村民は諸隊の至るを歓迎し、糶米金員を以て之を稿らふ、左れど金員は之を返却して土地の貧民を賑はさしむ、依て民心益々勤王諸隊に悦服す、一月十日の朝敵は川上口より襲來す、勢猛烈なり、川上口は三好軍太郎指揮官として之を守り、敵勢猛烈にして頗る苦戦を極む、總督山縣狂介は本營に在て砲聲の漸く近づくを聞き、出て軍を視れば、味方苦戦の状、直ちに二三隊長を率ひて溪流を渡り、敵の左翼を猛撃せしむ、敵忽ち大敗して走る、死屍堆を爲す、十二日敵本道より來り、攻む、八幡隊南園隊の兵之に應じ、戰鬪數時、遂に擊退、十四日早朝敵再び大舉して本道より進むも、遂に潰走せり、此日高杉晋作は遊撃隊力士隊を率て馬關より來り、御楯隊も亦山口より來り會して、山縣の軍に合す、大に勢を得て進行す、敵兵遂に遠く去て大田の附近にあらず、時に杉孫七郎より高杉晋作に齎らしたる書面あり、曰く、清末毛利讃岐守君公の命を受けて到るべしと、是れ大田の會戰全く藩軍の潰敗に歸し、此勢を以て諸隊萩に入らば、萩城は擧げて兵燹の慘を見るのみならず、幕府へ聞へても甚だ不都合なるのみならず、幕府に在ては長州再征の議を決したる由なれば、藩内紛亂して士民一致なくんば、何を以て幕軍に抗せんや、宜しく此際諸隊を慰諭

して國論を一定すべしと爲し、先づ政府革新を行ふて俗論派を斥くべしといふの主意なるが如し、然るに讃岐守至らず、是を以て高杉は直ちに萩に闖入せんと議す、山縣狂介之に反對し、山口は四通八達の地なり、我軍既に大勢を制したる以上は、須らく二州の全般に令を布くべき、便利の地を本據とすべし、是れ山口に如くものなしと、議遂に之に決し、十九日の夜より、徐ろに各隊山口に集まる、井上聞多の總督なる鴻城隊之を迎ふ、是れより先き風聞あり、曰く俗論黨は世子公をして諸隊鎮撫の爲め出馬せしめんとす、鴻城軍は之を聞き、吉富藤兵衛をして大田なる諸隊に到り云はしめて曰く、世子公出馬あらば井上聞多を始め鴻城軍は割腹して諫争せんのみ、弓矢を以て之に向ふは不可なり、諸君の意見如何にと、山縣之に答へて曰く、世子公にても藩公にても單騎來て我を鎮撫せんと欲せば、我は割腹して其馬前に死すべし、然れども苟も俗論黨の之を擁して來るあらば、我は洞春公の靈牌を眞先に押立て、其の旗章を樹立して進むべし、若し之に向て敵が發砲せば、我亦彼れに發砲す、誰れか之を不忠と云はんや、況んや我等の團結は毛利烈祖の遺訓を奉じ、毛利家の爲め將た天朝の爲めに誠忠の義を致すものたる事は、天下公衆の認むる處、君公

一三三



に反くものとは思わざるべしと、然るに未だ世子公の親征あるにあらず、諸隊は悉く山口に集り、茲に會議所を開きたれば、俗論黨に與するの有り、來て罪を謝するもの多し、此に防長の兵權は全く諸隊に歸したるもの、如し、二月一日、柏村、數馬、山田、宇右衛門、君命を奉じて山口に來りて曰く、諸士の忠烈至誠は君意に徹し、棕梨、藤太、中川、宇右衛門、其外七人の者は退けられ、歎願の筋、採用あらせらるゝを以て、願くば干戈を收めんことを乞、依て其翌日諸隊は左の書を上る、

去冬以來於萩表徒黨蜂起、仕り奸吏御政柄を握り、恐多くも御上の聰明を雍蔽し、奉り未曾有の御國辱を醸成し、御成義既に泯滅に及び候に、付臣等區々の微忠、諱を憚からず、數々上書仕候へども、奸吏雍蔽微衷の趣意貫徹仕らず、遂に諸隊追討の御沙汰に相成、賊焰益熾んに、猥りに正義の徒を幽殺仕り、其の極に至りては、恐多くも謂ふべからざるの逆謀を企て、爾來上下彌々益々隔絶し、臣子の至情天地に俯仰し、日夜泣血罷在候處、義賊臣と俱に天を戴かず、止むを得ず、洞春公の御神靈に誓ひ、奉り干戈を以て敵惡を斬除仕候外に、奉報君恩候道無之と一同決心、粟屋帶刀へ戰書を贈り、一戰仕候(中略)然る處、此度歎願の筋、御採用あらせられ、正

邪御黜陟遊ばさる思召の旨、柏村山田を以て仰聞けられ、殊更恐懼の至りに耐へず候(中略)干戈を國內に動かし候事、其罪素より遁る所なし、誠恐誠懼泣血謹言

乙丑二月

諸隊 其外 同志 中

八日、更らに杉孫七郎等をして世子公は諸隊に直書を下す、是より先き萩に在ては、撰鋒隊に屬せざる中立黨の一團を造り、藩公に上言して、遙かに諸隊の意志貫徹を圖り、杉孫七郎、湯川平馬、揚井謙三、福原實野、村素介、林市太郎、香川半介、櫻井三木、三冷泉五郎、江木清次郎等の同勢百餘なりし、斯くて萩城の奸賊を誅戮するには、海陸合同して遁るべしとの議決し、軍艦癸亥丸は高杉指揮の下に馬關より海路萩に進み、奇兵隊は生雲に、御楯隊は明木に屯す、俗論黨の巨魁棕梨、小倉岡本等脱して石州に走る、津和野藩は棕梨以下十二人を縛して萩に送れり、乃ち斬流に處す、俗論黨の爲に幽閉されし波多野金吾、小田村素太郎(根取)村田次郎、三郎、澁淵太郎等を獄より出して、樞要の役に付かしむ、  
慶應二年二月二十八日、敬親公父子山口に、剋を還され、政事堂を開きて、政事を見る、事故の如し、茲に於て防長内亂は平定し、是より幕府に對するの政策を議す、即ち諸



隊を要所に配置し、海軍力を増加するの計書を爲す事に決す。

一三六

### 五十七、國論一定

國內平定 正義の士政府に列す 四民一致 武備勳王の國是に従ふ

毛利家奉告祭 諸隊の配置

慶應二年三月、諸隊の各總督及び政務の要職を山口政事堂に會し、敬親公父子之に臨み、國是を議す、武備を充實して、尊王の大義を貫徹し、從來朝敵の汚名を受けしを雪ぐべしといふの國論は一決したり、依て敬親公は今日まで俗論奸臣の爲めに政を誤り、國內擾亂を招きしは、一に自己の不明によると、罪を先靈に謝し、諸臣を會し、諭して曰く、余未だ宿昔の志業を遂ぐる能はず、封内の大亂を釀し、歴世の臣僚及三百年恩育の士民をして、肝腦地に塗らしむ、其罪誰れにか歸せん、畢竟余が不明不徳にして祖先の懲訓を奉承する能はざるに由るなり、余將に罪を洞春公以下烈祖の神靈に謝し、其照鑑を仰ぎて心力を盡さんと欲す、爰に臣僚及び人民に告ぐ、希くは國論を確守し、衆心を輯睦し、大義を天下に伸張せん、其れ速かに靈社祭祀の典を擧げよと、衆皆感泣す、依て祭祀を行ふ、公及び世子公各支藩公皆祭告文を奏す、敬親公

の祭告文に曰く、

維元治二年乙丑二月某日、裔孫敬親恭しく靈社四公の靈に告ぐ、伏して惟るに、四公國基を無疆に築め、代々其遺訓を奉じ、孰れも令名あり、敬親不肖の身にして、入て其統を承け、毎に祖宗の國家に勤勞せしを思ひ、附託の重大なるを恐る、家を嗣くより二十餘年、何ぞ圖らん、國內動搖物議騷擾を生じ、如此の艱難に及ばんとは、依て今此に身に反り、心に求るに、皆敬親不肖の所爲にして、他人に責べきにあらす、畢竟群臣の心を和せざるは、徳の歸向を得るに足らざるに依る、國事の難きを救ふ能はざるは、才の乏しきに依る、遂に社稷浮沈の際に至れる、其罪實に多し、今謹て誠を布き、祖宗在天の靈に謝す、祖宗在天の靈若し是の罪戾を許し、積怒を宥めば、今日よりして、既往を悔み、將來を慎み、群臣を率ひ、更らに維新の政を敷き、重て上下一致を謀り、永く社稷の全を求めん、然れども人力の及ぶ所は竭すといへども、自ら限りあり、其及ばざる處に至りては、神助を仰ぐにあらざれば、其功を成し難し、願くば照鑑を垂れよ、

長府清末徳山三侯は、敬親公の諭旨に基き、時務の要を記して公に質す、

一三七



隊を要所に配置し、海軍力を増加するの計畫を爲す事に決す。

一三六

### 五十七、國論一定

國內平定 正義の士政府に列す 四民一致 武備勤王の國是に従ふ

毛利家奉告祭 諸隊の配置

慶應二年三月諸隊の各總督及び政務の要職を山口政事堂に會し、敬親公父子之に臨み國是を議す、武備を充實して尊王の大義を貫徹し、從來朝敵の汚名を受けしを雪ぐべしといふの國論は一決したり、依て敬親公は今日まで俗論奸臣の爲めに政を誤り、國內擾亂を招きしは、一に自己の不明によると、罪を先靈に謝し、諸臣を會し、論して曰く、余未だ宿昔の志業を遂ぐる能はず、封内の大亂を醸し、歴世の臣僚及三百年恩育の士民をして肝腦地に塗らしむ、其罪誰れにか歸せん、畢竟余が不明不徳にして祖先の懿訓を奉承する能はざるに由るなり、余將に罪を洞春公以下烈祖の神靈に謝し、其照鑑を仰ぎて心力を盡さんと欲す、爰に臣僚及び人民に告ぐ、希くは國論を確守し、衆心を輯睦し、大義を天下に伸張せん、其れ速かに靈社祭祀の典を擧げよと、衆皆感泣す、依て祭祀を行ふ、公及び世子公各支藩公皆祭告文を奏す、敬親公

の祭告文に曰く、

維元治二年乙丑二月某日、裔孫敬親恭しく靈社四公の靈に告ぐ、伏して惟るに、四公國基を無疆に築め、代々其遺訓を奉じ、孰れも令名あり、敬親不肖の身にして入て其統を承け、毎に祖宗の國家に勤勞せしを思ひ、附託の重大なるを恐る、家を嗣くより二十餘年、何ぞ圖らん、國內動搖物議騷擾を生じ、如此の艱難に及ばんとは、依て今此に身に反り、心に求るに、皆敬親不肖の所爲にして、他人に責べきにあらず、畢竟群臣の心を和せざるは、徳の歸向を得るに足らざるに依る、國事の難きを救ふ能はざるは、才の乏しきに依る、遂に社稷浮沈の際に至れる、其罪實に多し、今謹て誠を布き、祖宗在天の靈に謝す、祖宗在天の靈若し是の罪戾を許し、積怒を宥めば今日よりして、既往を悔み、將來を慎み、群臣を率ひ、更らに維新の政を敷き、重て上下一致を謀り、永く社稷の全を求めん、然れども人力の及ぶ所は竭すといへども自ら限りあり、其及ばざる處に至りては、神助を仰ぐにあらざれば、其功を成し難し、願くば照鑑を垂れよ。

長府清末徳山三侯は、敬親公の論旨に基き、時務の要を記して公に質す、

一三七



一先達被仰出候三事の御大曲彌御確定被遊候儀は勿論に候へども御忠節御信義御孝道何れのに廉て凛然相立可申哉之事

一防長二州に於て當今の形勢先づ割據の姿に相成候就ては所謂外恭順内武備充實を旨とし領民へ布告し方向を知らしめ度事

但し右邊の實行如何相心得可申哉

一御國是御確定御政令一途に相成候上は御軍制且諸隊平常の御規約書拜見仕度候事

一諸隊分配並諸浪士始末承置度候事

一諸藩へ使節往復の儀は何れの藩にても御故障筋無之哉之事

一他國人領内通行或は休泊之儀依舊無差障被仰付候哉之事

一諸廻船入津の節諸事粗悪無之様爲取扱可申候へども異船入港上陸等の節一時講和の御權謀を旨とし是又同様取扱可申哉之事

敬親公は右質議に對して政府員をして左の訓答を與へしむ

第一當時上國の模様にては何分朝廷の御爲め御盡力被成様も無之候へども御

正義不被爲變御立拔被成候義は御忠節に可有之候御信義の儀是又當時勢御盡力被遊様無御座尤是迄數度御建白被成候儀は征夷府の職掌を被爲盡永く諸藩に長とし御隆盛被爲在度との御趣意第一皇國の御爲とは乍申即ち徳川家への御信義にて可有之右兩條被相行候得ば即ち御先祖様の御遺旨被爲繼御孝道隨て相立申候此往とても其路相開け候へば右兩條とも御盡力の儀時宜の計ひ振りも可被爲在候へども是迄數度御艱難を御冒し被成御心勞御精力をも御盡し被成候儀に付此條は即今の通り御恭順に被爲在内人民御撫育衆心一致富國強兵之御處置を以て外侮を不被爲請候様御手を被着候儀に可有之候

第二御同意に存候右腰書之趣に付ては御誠意御恭順是迄の通りにて不被爲變候武備充實は藩屏の御職掌に付用兵學益々隆盛大小銃訓練要衝之地軍配等被爲置候即ち他日敵愾の御準備にも可相當と御取調に有之右へ準し御處置相成候て可然相見候且又御國民へ方向示諭の爲此度井原主計其外廻被仰付候



第三、御軍制の儀は近年追々御増補の趣を以て御規則被立置候得共尙追て御改正をも可被仰付候諸隊規約書の儀は當節詮議中に付近日の内可入御披見候に付先當分行形の處被差置追て始末を被就候て可然尤隊中規約に不入儀有之候へば即時解散爲仕可申候諸隊分配別紙之通に候

第五、御親姻の諸藩は格別之儀にも可有之候得ども當今の時勢に付重大の事件にて列藩へ御使者往復之儀は御本末間之儀に付御相談の上御取扱有之度候腰書の趣御同意に存候

第六、他國人通行休泊等差障候儀無之候得共當時勢に付諸關門又は口々の番所等にて取糺之上若不審体之儀も有之候は、其所へ留置最寄の役所へ申達可受差圖候尤留置候共諸事丁寧に取扱候儀は不能申候且又城下止宿之儀は可成丈相斷可申候

第七、御同意に存候尤異國人の儀は言語不通の國柄に付總の意味違より不法無禮の所業及出來候儀も難計候に付右様の節は彼船將へ委細及應接曲直相糺

可申候

是を以て宗支藩共に守持すべき主義方針確然として一定せり、

爰に國論一定し、二州の四民は一致して勤王の大義に従ふべきを誓ひたり、諸隊の配置を左の如くして武備を完成せんと欲せり、

高森	遊撃隊	(二百五十人)	總督	石川小五郎
岩城山	第二奇兵隊	(百人)	軍監	白井小助
徳地	膺懲隊	(百廿五人)	總督	赤川敬三
三田尻	御楯隊	(百五十人)	總督	大田市之進
小郡口	八幡隊	(百五十人)	總督	堀真五郎
小郡	萩野隊	(百五十人)	總督	森永吉之進
舟木	集義隊	(五十人)	總督	佐藤新右衛門
吉田	奇兵隊	(三百七十五人)	總督	山田梅三郎
萩	南園隊	(百五十人)	總督	佐々木男也
山口	鴻城隊	(百人)	總督	森清藏



奇兵隊は始め馬關に營して山縣狂介之を總督したれども、後に狂介は更らに重任ありて一隊の事のみを見る能はざるを以て、山田をして總督たらしめたり、斯くて山口政事堂は有爲の士を以て充たせり、高杉晋作の建議により、但馬に隠れたる桂小五郎を召還して政事堂の一員に列する事と爲りたり、後晋作は西洋事情を知るの要ありとして洋行を企て、藩公より金壹千兩を賜ひしを以て、伊藤俊助と共に長崎に至り、某外商に依て渡航せんとす、偶々幕府愈長州征討の軍を起して來り攻めんとすとの報あり、晋作は外人の今洋行すべき時にあらずと留むるあり、且國家の危急なる時に外遊は甚不可なりとて洋行を思ひ留まりて、在長崎一外商に托して軍艦及び新式銃器を購入し、之に乗じて馬關に往來せり、之より幕府が再征の師を起して來攻し、國內又戰爭の巷と爲る、

### 五十八、薩長聯合

王政復古の意見 坂本と桂の會見 坂本龍馬の轉旋 薩藩征長に  
反對す 桂と四郷の會見 聯合盟約遂に成る

桂小五郎は藩政府の政事堂の一員に列したりと雖も、政務の一斑は馬關に於て處

理せざるべからざるの必要あるを以て、多くは馬關に居るを常としたり、馬關には高杉あり井上あり伊藤あり山縣ありて、桂を中心として政策を議す、實に長州の外交政策の策源地なりしなり、井上開多伊藤俊助は桂小五郎に向て曰く、世界の大勢は東西兩洋の疏通、各國貿易の輸贏を争ふに在り、我帝國の如く國內の擾亂紛々として、絶ゆるなくんば、遂に文明の域に達し難し、文明開化を求めずして、列國の尊敬を招かんことは、思ひも寄らず、故に今日の急は、日本統一に在り、日本の統一を圖らんとするには、宜しく政權を一天萬乘の主上に納めざるべからず、幕府我を討たんとして來らば、良し、我は幕府を倒して其の政權を褫ひ、以て之を聖上に奉還すべしと、桂高杉等之を賛し、其の目的を以て天下の事に當るべしと決したり、然れども、一世の覇を唱ふる幕府を倒さんことは、至難の事業にして、防長二州孤立の力を以てしては、到底果し得べきにあらず、後ろに強援あるにあらずんば、能はずと、議を疑らすの時、恰も好し薩長聯合の議は起りぬ、是れ固より長州より起りたるにあらず、又薩州より求め來れるにあらず、兩者の中介に土州の浪士坂本龍馬なる一豪傑の之を唱へ來れるあるなり、坂本は才谷梅太郎と變名して、幕府の嫌疑を避け、又同じ土



藩に。して。中岡。愼。太郎。が。石川。清。之。助。と。變。名。し。頃。日。の。時。事。に。感。ず。る。處。あり。幕。府。の。權。力。を。打。破。せ。ん。と。す。る。に。は。薩。長。二。藩。の。融。和。を。圖。り。其。の。連。合。を。造。ら。し。め。而。し。て。後。土。州。を。も。之。に。加。へ。て。幕。府。に。當。ら。ば。決。し。て。難。事。に。あ。ら。ず。と。雄。大。の。志。を。抱。て。薩。藩。士。小。松。帶。刀。西。郷。吉。之。助。の。兩。人。に。其。意。を。漏。す。帶。刀。吉。之。助。大。に。之。を。贊。し。龍。馬。に。其。勢。を。取。ら。ん。と。を。望。む。に。至。る。是。に。於。て。龍。馬。は。筑。前。大。宰。府。に。至。り。三。條。卿。等。に。謁。し。て。説。く。處。あり。以。て。五。卿。より。長。州。に。紹。介。を。求。め。ん。と。せ。し。な。り。時。に。長。藩。の。密。使。小。田。村。素。太。郎。時。田。少。輔。は。五。卿。訪。問。の。爲。め。太。宰。府。に。在。り。龍。馬。則。ち。二。人。を。見。て。其。意。を。漏。ら。ず。素。太。郎。等。馬。關。に。歸。り。て。先。づ。桂。小。五。郎。に。面。し。龍。馬。の。意。見。を。告。ぐ。小。五。郎。大。に。喜。び。恰。も。我。等。と。符。節。を。合。す。が。如。き。意。見。さ。す。が。は。天。下。の。名。士。阪。本。龍。馬。な。る。か。な。幕。府。を。覆。し。て。政。權。を。聖。上。に。奉。還。す。べき。大。目。的。を。達。す。る。に。は。之。より。良。き。は。な。し。殊。に。我。藩。が。幕。軍。に。抗。す。る。必。要。の。戎。器。軍。艦。を。買。入。る。に。は。薩。州。の。名。を。以。て。購。入。せ。ば。何。よ。り。の。便。利。な。り。と。其。の。意。見。を。山。口。の。政。府。に。進。言。す。然。れ。ど。も。我。藩。の。士。民。は。當。時。猶。薩。州。に。對。す。る。感。情。善。から。ず。薩。賊。會。奸。の。語。を。口。に。し。て。薩。州。會。津。を。以。て。俱。に。天。を。戴。か。さ。る。の。敵。と。爲。せ。る。が。故。に。政。府。に。在。て。も。容。易。に。此。意。見。を。容。る。能。は。ざ。り。し。な。り。政。府。員。廣。澤。

藤。右。衛。門。は。薩。州。より。來。り。求。む。れ。ば。敢。て。拒。む。に。は。及。ば。さ。る。も。彼。れ。の。眞。意。未。だ。測。り。知。る。べ。か。ら。ざ。れ。ば。從。來。の。行。き。掛。り。上。吉。川。監。物。を。し。て。普。通。の。應。答。を。爲。さ。し。む。れ。ば。可。な。り。と。の。回。答。を。與。へ。たり。然。る。に。阪。本。は。閏。五。月。五。卿。の。從。者。安。藝。守。衛。を。伴。ふ。て。馬。關。に。來。り。桂。に。面。會。を。求。む。時。に。桂。は。山。口。に。在。り。し。を。以。て。馬。關。の。時。田。少。輔。は。其。旨。を。桂。に。報。す。桂。は。藩。公。に。其。由。を。上。言。し。た。れ。ば。面。會。を。許。さ。れ。て。馬。關。に。歸。る。乃。ち。阪。本。と。會。見。す。阪。本。先。づ。口。を。開。て。曰。く。薩。州。と。貴。藩。と。多。年。の。軋。轢。は。實。に。國。家。の。一。大。瑕。瑾。と。も。見。る。べき。もの。に。し。て。余。は。今。日。の。形。勢。に。鑑。み。兩。藩。の。融。和。は。焦。眉。の。急。な。り。と。信。ず。見。ず。や。幕。府。は。其。威。嚴。漸。く。衰。へ。たり。と。雖。も。未。だ。全。く。暴。威。を。收。め。ず。天。命。を。矯。め。て。時。に。或。は。大。政。を。誤。る。もの。頻。々。聽。つ。て。海。外。の。狀。勢。を。察。す。れ。ば。通。商。文。物。を。交。へ。て。日。に。開。明。を。進。め。我。は。下。田。條。約。の。爲。め。に。外。夷。の。侮。蔑。を。免。か。れ。ず。と。雖。も。武。器。の。不。完。全。に。し。て。到。底。彼。に。敵。す。べ。く。も。あ。ら。ず。爲。め。に。條。約。破。棄。も。行。ひ。難。く。朝。廷。幕。府。に。命。じ。て。之。が。破。棄。を。斷。行。せ。し。め。ん。と。す。と。雖。も。屏。弱。悠。柔。な。る。幕。府。は。遂。巡。し。て。行。ふ。處。を。知。ら。ず。然。か。も。自。か。ら。空。職。を。踐。ん。で。政。權。を。天。朝。に。奉。還。せ。ん。と。も。せ。ず。多。年。天。子。は。將。軍。の。爲。め。に。凌。辱。の。裡。に。在。り。勅。命。勵。行。せ。さ。る。も。之。を。如。何。と。も。す。る。能。は。ず。豈。夫。れ。憤。慨。の。極。



みならずや、此時に當て、天下の形勢を挽回し、上天子を幽辱に救ひ、下萬民を皆に安んずるは、暴慢なる幕府を懲すに在り、貴藩風とに尊王の大義を唱へて、幕府の爲めに却て朝敵の汚名を被さる、誠に余等の同情に耐へざる處、今我等勤王の志あるもの、素志を遂げんと欲せば、天下の雄藩を起して、回天の大活動を爲すに在り、然るも天下見渡す處、頼むべきものは、只貴藩と薩藩とあるのみ、然れども兩藩相敵視しては、天下の事共に爲すべからず、今や國家危急の時、一藩の區々たる感情を洗ひ去て、洒然融合し、以て聯合の實を舉げ、幕府に對せば、回天の活動爲し難きにあらず、余は薩藩志士に此意見を漏せしに、西郷等は、大に之を贊せり、君請ふ此れに對するの高見を聞かん、と、偉魁の風采豪爽の辯、以て滔々論じ去り論じ來れば、桂小五郎莞爾として答ふらく、君の論大に我意を得たり、我藩俗論の輩ありて、幕府に屈したるは實に他藩に對して面目を失する處、之より大に我至誠至忠なる藩公の冤を雪ぎ、且天下の大勢を覆轉して、天子の復権を圖らんことを希望す、薩との感情我に於て何かある、區々たる衝突は意に介せず、願はくは天下國家の爲め、我を忘れて融合提携せんことを、君幸に此勢を採れよと、龍馬大に満足し、薩藩も内心大に幕府を憤り、貴藩

に結ばんことを望み居れりとて、其近狀を語れば、小五郎は益々二藩連合の必要を認む、會ま三條卿の隨員、土方楠右衛門來り會し、云て曰く、余は去二月より、京師の形勢を視察せんとして、京都の薩邸に潜伏したり、將軍は征長の師を起して、五月十六日を以て江戸を進發せんとするの飛報あり、在京の薩藩に出軍を命じ來れども、薩藩は之を拒絶して應せず、一旦恭順せし長州を征討するは、名分に於て謂はれなきのみならず、西郷吉之助が周旋せし勢を無視し、西郷をして信を長州に失はしむるものなれば、寧ろ幕軍に對しては、反抗の態度に出づべしと、大に決する處あり、西郷始め小松帶刀、岩下左次、右衛門等、相踵で國に歸る、其の船に同乗して、余は當地に來れるなり、西郷は近日を期して馬關に來り、諸君と會して大に議する處あらんと云へりと、此を聞て、阪本も桂も大に意を得て、西郷の至るを待つ、然るに西郷は急に上京の要務ありて、馬關に寄る能はずとて、石川清之助に旨を托して報せしむ、依て桂は阪本、石川と數ば會見して、薩長連合の事を議す、先づ軍艦買入に就て、薩州の名を借らんことを交渉し、承諾を得たり、依て伊藤俊助、井上聞多は薩藩士篠崎彦十郎、澁谷彦助、千屋虎之助、多賀松太郎等に依て、軍艦購入の周旋を頼む、幕吏の察せんこと



を恐れて二人を薩邸内に潜匿せしむ。然るに藩政府財政の都合を以て軍艦購入は一時中止とならんとせしむ。蒸船三隻を購入し、平時は之を通商航海に用ゐ、事ある時は軍用とすといふに決す。銃艦購入の事は始め桂小五郎の専断に出でしを以て、山口政府の海軍局員は痛く感情を害して、桂と局員との間衝突ありし事あり、此時購入せし銃器は、ミチーケル短筒四千三百挺、ケーベル銃三千挺なりし。將軍は上洛して征長の勅を得んことを請ふ。西郷吉之助等之れを妨げんと圖りて得ず、大に憤慨して兵力を以て征討の師を防遏せんとすれども、糧食の或は缺乏せんことを恐れ、長州に其供給を求めんことを阪本龍馬に依頼す。龍馬十月三日三田尻に着し、小田村素太郎に面して其事を告げ、共に山口に至り、藩政府の諾を得、吉之助に復答すべく京師に上る。既にして龍馬は薩藩士黒田了介を伴ふて馬關に來り、桂小五郎の入京して西郷小松等と二藩連合の條件を盟約せんことを乞ふ。小五郎之を諾す。諸隊の反對なからんことに注意し、發するに先だちて、井上聞多を厚狹郡吉田の陣營に在る山縣狂介の許に遣はし、豫め薩長連合談判の條件を打合す。乃ち奇兵隊より三好軍太郎遊撃隊より早川渡御栖隊より品川彌次郎等を小五郎に隨

行せしむ。斯くて桂黒田の一行は、大阪に着して薩州公の用船に搭乘し、淀川を溯りて伏見に至れば、西郷吉之助村田新八大山彦八等來り迎へ、其れより薩人の警護にて京師に入り、西郷の寓に投ず。さて薩長兩藩一流の傑士一堂に會して見ゆ。小五郎先づ口を開て長藩最近の状況を語り、又先きに吉之助が吉川監物を説て斡旋せし勞を謝す。吉之助は傾聴するのみにて一言を發せず。毎日美酒佳肴を侑め、優遇歡待至らざるなし。然るに聯合談判に就ては、互に一言も語らず。只幕府の現状などを批評するに過ぎざりしが、龍馬來て談判の進行如何を問ふ。小五郎答ふるに實を以てす。龍馬其の意外なるに驚き、小松西郷を見て談判を進むべきを説く。其れより兩藩の盟約談判は進行して爰に兩藩の志士は一致せり。誠に是れ慶應三年正月二十日の夜なり。小五郎は盟約を了へて黒田了介を伴ひ、山口に歸る。敬親公大に是を嘉し、了介を待つこと厚し。後ち長崎に於て薩州と英國との會盟あり、高杉晋作伊藤俊助も之に参加し、此年十二月水師提督キングは公使に代りて三田尻に來り、敬親公父子と會見せり。是に於て薩長聯合鞏固なると共に、英國との關係も益々密なるを致せり。



五十九、長州再征の議

尾張公及び勝安房の反對薩州の出兵拒絶、大久保市藏の議論勝大久保の會見、大久保市藏の議論大久保市藏の議論、命を斥く

幕府は征長總督尾張大納言の、長州に對する處置寛大に過ぐるものとなし、再び征討せんことを議す、尾張大納言は之に反對して曰く、余は閩外の任を負ひ、總督として長州征討に向ふたるものなれば、如何なる方法に依て降伏せしむるも、方法の如何は總督の方略に在り、干戈を動かさず一兵を損せずして、降伏恭順の目的を達したれば、是に勝るの征討あらざるべし、一旦罪に伏し三家老の首まで打て、謝意を表したるものに對し、再び征討するなどは、殆ど理解に苦む處にして、全く無名の師を起すものなり、苟も將軍たるものが、名分の立たざる軍を起すは、抑も士民の信を落す基にして、上聖天子の御委托に背き奉るものと謂ふべしと、御三家の格を以て、忠諫する事切なり、幕府に在ても、勝安房は征討再起に反對し、尾張公と同論を唱へ、開老の愚を罵りたれば、安房は閉門の罪に處せらる。

慶應元年五月十六日、將軍は征長軍を起して、江戸を發す、紀伊中納言、井伊、榊原、水野、和泉、松平、伊豆、松平、伯耆、板倉、周防等之に隨ひ、同勢六萬と號す、大阪に着するや、將軍は天下の諸侯に令して、出軍を命ず、薩州には海軍を督して、海路長州に攻め入るべきの命を下す、薩州之に應せず、斷然拒絶したるのみならず、長州征討は無名の軍なり、將軍家の威信にも關すれば、斷然之を止められたしと論ず、京師の薩邸に在る西郷吉之助は、幕府の措置を怒り、余は長州征討に當て、吉川監物に談判の衝に當り、見事長州をして恭順の實を舉げしめたるに、再征の軍を起すは、余の面目を蹂躪するものなり、已むなくんば、兵力に訴へても、幕府の征長暴舉を止むべしと論じ、大阪の薩邸に在る大久保市藏は、幕府の開老水野和泉守、松平伊豆守等に會見し、抗辯して曰く、一旦罪に伏し三家老を斬に處し、五卿を逐ひ、山口城を毀ちて恭順の實を舉げたる長州に對し、何故に再征の必要ありや、國步多難の時に當り、外に威信を失墜し、漫に内に干戈を動かすを以て、將軍家の能事となすか、開老の面々何を以て、將軍輔弼の任を盡さんとするか、薩州には大義名分を辨するの士のみなれば、無名の師に加はるもの一人も有るなし、出兵御命令は甘諾し難しと、口角沫を飛ばして論じ、出



兵御免願を提出す、御免願は即ち一の拒絶理由書なり、閣老等市藏の意氣卷きに避  
易し、出兵御免願書なるものを受付けては、他の諸侯も此例を習ひ、幕府の命は行は  
れざるに至らん、此願書を返却するには、相當の人物を以てせざるべからずと、閉門  
中の勝安房を起し、閉門を免じて談判に當らしむ、安房大阪に至り、薩邸に大久保市  
藏を訪ふ、市藏之を迎へて談す、多分出兵御免願の事にて來れるならんと思ひ居り  
しに、安房は幕府閣老の無能を談じ、天下の大勢を語れども、一言も要談に入らずし  
て遂に暇を告げて辭し去り、玄關に於て市藏を顧み、一通の書面を懷中より出し、幕  
府無能の閣老等を對手として、出兵御免願などを出して議論するが如きは、貴藩の  
取べき態度に非ず、頑迷の幕府閣老を對手に賢明の士が争ふは無益の事なり、此願  
書は余が預り置くこと再び懷中に收て去れり、如何にも幕府中の豪傑と呼ばれたる  
勝安房の處置、大久保市藏も大に感服したりといふ、幕府は大目付永井水正、目付  
戸川絆三郎、松野孫八郎を廣島に遣はす、之より先き幕府は長州に令して、各支藩主  
及家老を大阪に出張せしむべしとの命を下せしも、各支藩主は病氣の故を以て之  
を辭す、之を以て家老井原主計をして出張せしめんとせしに、幕府は更に目付役を

廣島に遣はして、同地に於て長州の使節に接見せしむべしとの通牒を爲し來れり、  
左れば家老宍戸備後助を正使とし、木梨彦右衛門を副使とし、小田村素太郎、松原香  
三、大津四郎右衛門等之に従ふ、十一月二十日、永井戸川の兩目付は、宍戸使節を廣島  
の國泰寺に召し、八ヶ條の尋問あり、宍戸使節が之に對するの答辨如何は實に防長  
の曲直に關する事なれば、不意の質問に備後助も大に苦心せしが、慰する色なく一  
々之に辨明を與へたるは、當時の逸話として賞揚したりし處、其質問應答の要は左  
の如し、

問第一、毛利父子は、謹慎中にも拘はらず、藩内爭論紛擾ありとの故を以て、城中を  
出でたるは何故なりや、

答、藩論二派に分れ、二州騷然たり、之を鎮靜するには、藩主自から出馬するにあら  
ざれば能はず、故に其旨を届出て、鎮撫の爲め城中を出でたるなり、若し之を谷  
めらるゝならば、其當時に於てせらるべき筈なるに、其當時は之を黙過し、今日  
に及んで云々せらるゝは、却て我れの不審とする處なり、

問第二、鎮定の上は、寺院内に蟄居すべきの處、山口に在りて、各處を巡行するは如



何

一五四

答一旦鎮定したるも、是れ只表面のみにして、此儘萩の寺院に蟄居すれば、再び争擾の湧起するを恐れたれば、蟄居同様に謹慎の誠を致して、山口に在り、決して各地巡檢したる事なし、

問第三、山口城を毀却したる後、萩城再築の評議を爲し、修理を加へ、剩さへ武器を配列せりとの事なるが如何、

答、城毀却後、其の趾の掃除を爲す爲め、草を取除く内、土中の石現はれたるを以て、或は修理と見誤られたるものならん、萩は元來其地形より云へば城地として適當の地にあらず、寧ろ山口を以て號令四通の便ある地と爲す、今城を築かんと欲せば、萩の不便に寄らんよりも、山口の便を取るべし、何を苦んでか萩城を修理せんや、殊に武器配列などは以ての外の虚説なり、

問第四、主人謹慎中なるに、家來のもの馬關に於て外人と接近したるは如何、

答、公邊に於ては、一旦攘夷の命令を發しながら、之を遵奉したる我藩を以て不都合とせられたるは、攘夷中止の事と心得、外船通航を許し、薪水其他を供給すべ

き事を約したり、是れ幕府今日の主旨に叶ひたる事にて、寧ろ我藩は幕府の褒譽に預るべき事と信ず、却て咎めらるゝは不審に耐へず、

問第五、所持の汽船を村田藏六の證書を付して、外人に賣り、又世子は外人と直接談判したりといふは如何、

答、汽船は先年買入當時より、汽鐘に損處ありて、今や益々甚しく、殆んど其用を爲さざるを以て、三田尻に碇泊中、何者の處行にや、同船を盗み去りたるものか、行術不明と爲りたり、何ぞ圖らん、村田藏六の證書を附して、賣却せんとは、思ふに是れ同船を窃取したる徒が、村田藏六の名を詐り、又世子公なりと稱して、應對賣却せしものならんか、我藩に於て全く覺へなき事なり、

問第六、大小銃を、夷人より買入れたりとの説あり如何、

答、此儀は更らに覺へなし、何者の風説を捉らへられしものなりや、

問第七、五卿へ贈物を爲し、又慰問使を遣はすなどは、謹慎にそむく所爲なり、

答、我藩より、五卿慰問の密使を遣はしたる事なきのみならず、贈物をも爲したる事なし、左れど浮浪の者ども、五卿の身邊に同情を寄せ、慰問せし事はあるべし

一五五



と雖も、是れ我藩の關する所にあらず、

問第八、毛利淡路吉川監物大阪へ召されたるに、病氣を以て罷出でがたしといふを以て、家老の中申合せ、九月二十七日までに大阪へ罷出づべき旨申達したるに、遂に延引に及びたるは如何、

答、支藩主病氣の爲め、登阪する能はざるを以て、藩主よりは拙者へ出張命令疾くありたるも、將に出發せんとするに當て、志士の面々或は強て拙者共に從行せんと云ひ、之を召連れては、萬一幕府へ對し無禮を働きたる時は、又先年の如き騷動を起すに至らん、故に之を慰諭する爲め、數日の日子を費し、遂に今日に至りたり、

宍戸備後助の答辨極めて明瞭にして、幕吏も之に對して反問すべき餘地なし、更らに永井目付は、宍戸使節に從行せる諸隊の長官、河瀬安四郎、井原小七郎、野村端之助を召して、尋問する處あり、三人は強硬の態度を持ち、辨論滔々大聲を發して、幕吏を驚かし、語氣極めて荒らく、閩藩の士民決死を以て幕府に當るべきの意氣を示す、言頗る激烈なり、幕吏大に恐れて止む、斯くて幕吏永井等は、大阪に歸り、宍戸使節等は

廣島に止つて命を待つ、  
 慶應二年二月二十二日、閩老小笠原壹岐守我四支藩侯を廣島に招致せんとす、皆病を以て應せず、四月二日更に令を發して、敬親公父子並に興丸公、四支藩侯及び宍戸備前毛利筑前の二家老を召し、限るに同月二十一日を以てす、左れば先の正使宍戸備後助には御用なしとの旨を傳へて歸國せしむ、藩政府は備後助をして廣島に止まらしめ、備前の中繼養子とし、首班家老の資格を興へ、公父子及興丸公の總名代として居らしむ、四支藩よりも、家老或は用人を出す、小笠原閩老宍戸以下の名代人を召し云つて曰く、幾度呼出すも藩主自から出頭せざるは、幕府を蔑しるにしたるものなりと、宍戸使節は屹然として曰く、病の爲めなれば已むを得ざるなりと、小笠原閩老曰く、毛利家此上の恭順を表する爲めには、敬親父子を塾居せしめ、興丸を以て世を繼がしめ、封十萬石を削るべし、此儀を承知せよと、宍戸使節憤然として色を起し、一旦恭順の實を表する爲め、三家老の首を打て出したるに、更に斯かる處罰に遭ふの理由なし、斯の如き不當の處分は、假令幕府の命なりとて、之を甘受する能はずと、嚴として拒絶したり、閩老亦怒り、汝は將軍家の命を奉せざるや、宍戸使節は曰く、



如何に將軍家と雖も、不理非道の命を下すに於ては、我は之に應ずる能はずと、閣老曰く然らば長州を征討して、毛利家斷絶を計るの外なしと、兵戸は躍然として立ち、よし我亦準備あり、互に兵馬の間に見へんのみと、席を蹴て去る、幕吏兵戸使節の旅館を圍み、備後助と小田村素太郎等を拘禁す、是れより幕府は征長の軍を進め、長州は之に對抗の兵備怠りなし。

### 六十、四境の役

長州勢の配置 高杉の第一戰勝 馬關の大海戰 小倉城を抜く 石州口の幕軍潰走 藝州口の幕軍亦敗る 將軍家茂薨去 幕府遂に止戦を求む 勝と廣澤の止戦談判

慶應二年六月朔日幕府は長州を四境より一時に攻撃せんと、紀伊公を大總督とし、島田彦根の兵を前揃へとし、石州口には鳥取松江濱田福山の諸勢を向け、海上には肥後柳川小倉の兵を充て、小笠原壹岐守之を指揮す、藝州には井伊神原の兵を向けぬ、長州に在ては、兵戸備後助の廣島に使節として赴く時、早や既に戰鬪の已むなきに至るを覺悟したれば、各隊を要所に配置したり、即ち小瀬川口には遊撃隊、野阪口

には南園隊、山代口には磨懲隊、山口守衛鴻城隊、三田尻秋穂口御柵隊、馬關口奇兵隊、干城隊は萩を守り、先鋒隊は諸口へ分配す、斯くて藩政府は左の覺書各隊に配付したり、

- 一 他國より兵器彈藥並に米穀共積込來候船の儀は通行先づ差留め置き粗暴の取計無之様有之度候
- 一 譜代大名の船は前條の物々に不拘可被差留置候尤も商賣船に相違無之段見究相詰候上は通行被差許可然候

一 萬一此方の申諭承引不仕船も有之節は兼て相備置丙申丸其外被申合打拂の御取計相成候様前以て御示合有之度候

六月七日幕府の軍艦防州洋に來り、沿岸の地を砲撃す、去て大島郡の村落を抄掠す、高杉晋作此の報に接するや、丙寅丸に乘じ、馬關を發して到れば、幕軍既に土兵を逐ふて安下庄久賀の兩村を占領せり、第二奇兵隊は之れと對戦せん爲め、遠崎に陣し、洗武隊其他柳井に集る晋作は夜陰に乘じ、久賀沖に碇泊せる幕艦四隻の間に突入し、縦横に砲撃し、急に艦を回して上關に退く、敵艦狼狽應戰に遑あらず、陸上の敵兵



亦大に驚く、第二奇兵隊軍監林平七洗武隊の總督小笠原彌右衛門相謀りて夜海を渡り、大島郡の一地を占領せる敵を撃て之を走らす之を開戦第一の戦勝とす、當時幕軍と長軍との武裝を略記すれば、幕軍は各大家來に至るまで、小手脚當小具足さては甲冑なごにて身を堅めれば、其の重くして活動の自在ならざるを知るべし、長州勢は道中袴に筒袖後ろ鉢巻の身輕の扮裝なれば、活動自在なりしなり、是れ長州に在ては、今日の戦争は、弓矢大刀のみにあらずして、銃砲の戦ひなれば、甲冑の如きものに付けたりとて、何の禦きにもならざれば、率る身輕にして活動の自由を得るに如かずと、各隊競ふて斯くはしたるなり、

十四日幕兵小瀬川を渡らんとす、長軍大田市之進石川小五郎之を邀へ撃ち、小瀬川の上流に、味方兵一隊を廻して之を挾撃す、敵の先鋒伊井柳原の兵、忽ち狼狽して行く處を知らず潰走す、遂て長軍大野を占領す、九州方面に對しては十六日土州の海援隊の乗り組たる櫻島丸馬關に來て碇泊せり、艦長としては坂本龍馬乘坐す、是れ長軍に應援の爲めと知られたり、高杉晋作は大島郡の一戦に勝ちを得て、馬關に引き返し、龍馬と謀て、一齊に門司田浦を攻撃す、海軍は丙辰、庚申、癸亥、乙丑、丙寅の五艦

を以て先づ進み、門司田浦兩砲臺を砲撃す、敵亦發砲して姑らくは海峽硝煙を以て蔽ひ、殆ど咫尺を辨せず、既にして海軍は敵の砲臺を破砕したれば、奇兵隊の總督山縣狂介は、司令官滋野謙太郎久我四郎三浦五郎等を指揮して、彈丸雨注の間を冒して進み上陸す、肉薄して幕軍の本營を陥れり、依て門司田浦の陣營を焼き拂ひ而して、肥前筑前肥後久留米柳川の五藩に一書を送る、

大膳大夫様長門守様多年御忠誠の御心事、天下の公論不可誣理明白、天地鬼神へ相續候て、毫末も可致差懼儀無之候、然るを幕府奸吏の輩、猥りに私心を挟み、不易事件を申立、兵威を以て可令脅服との謀、當此時臣子の至情實以て痛哭の至りに候、尙其内も御誠意貫徹致候はば、自然公平至當の決議も可有之と、度々廣島表迄歎願申出、今日に至り候迄、悲泣黙々罷在候、豈料らん廣島表に於て、暴に銃隊を以て御名代として被差出候、穴戸備後助、其外を縛し、加之數艘の軍艦を以て、領内所々砲撃、市街を焼拂ひ、土民を殺害する等の儀、實に奸惡無道の所業、最早何程情實を以て申宣候ても、決して聞入無之、然る上は、常々覺悟の通り、臣子の分相立候外、餘算無之、此度及戦争候儀に御座候、是迄筒様の暴論とも不相考、條理恭順を以



て、兵機を誤り、終に莫大の羞恥を負候儀、至以て臣子の大罪、今更申譯も無之次第に候。於御藩は、從來の御定論も有之、殊に御兩敬の間柄、兼て御懇誠を蒙候儀に付、勿論貴藩へ對し、罅隙無之儀に候へば、死力を以て及爭闘候儀、毛頭有之間敷就中、小倉藩の如きは、兼て怨恨も少からず、此度幕府奸惡の所業に付ては、拙て令主張尙切に促兵期候由、其間有之彌以て、萬々可惡の奸猾申迄も、無之付ては、御隣藩の儀に付、前以て申上置候間、此段御出張御重役の御方に、被仰合、御一定の御國是を以て、朝廷向御助力の御所置有之度、奉願候恐懼謹言

長藩先鋒士官中

某御藩御軍事役各中様

幕軍の軍艦、富士小倉沖に碇泊し、我海軍の到り攻るを待つ、是れ大里砲臺よりして、我軍艦を撃沈せんと圖るもの、如し、依て長軍は決死隊を撰び、上荷船に乗り込ましめ、富士艦に近寄りて、以て砲撃せしむ、同時我彦島砲臺よりも盛んに砲撃を加へて、遂に敵艦をして退かしめたり、斯くて陸軍は亦大里を攻めて之を抜き、更らに赤坂延命寺の險を奪んと、軍議を決して、海陸兩方面より延命寺を攻撃す、敵兵克く防

ぐ、死傷算なし、奇兵隊の山田鵬介、交野十郎等最も力め、遂に敵弾に中て斃る、延命山既に我有に歸す、進んで小倉を攻むるの軍議決するや、幕軍の總督小笠原壹岐守を始め、富士艦に投して逃走し、小倉城に火を放て自ら退散せり、是を以て小倉を占領し、報國隊を以て守衛せしめ、長州民治局を置て、前原彦太郎其の長官と爲り、小倉の政務を見る、此時薩藩の村田新八戦況視察として、大里の陣營に來れり、又石州方面は十六日、長軍の主力土床を發して、横田に向ひ、一支隊は田萬浦より海路、戸田浦に上陸して、高津に向ふ、濱田藩の關門を破て、多田に入り、益田城を陥る、大村益次郎、井上聞多等之に將たり、後ち聞多は轉して、藝州口龜尾川に至る、益次郎機略に富み、兵を用ふる事神の如し、敵が雲雀山、當麻山の絶頂に上て、砲撃雨射し、大に苦戰、到底正兵を以て抜くべからざるを知り、奇兵を用ひて敵を惑はし、遂に之を陥れたる事あり、斯の如く四境何れの方面も、幕軍連戰連敗となり、大阪牙城には敗報頻りに至るのみならず、薩土の二雄藩は、幕軍に應せずして、却て長州に同情するが如き勢ひあるを以て、到底全勝を期し難きを知り、和陸の議起る、九州の幕軍は、使を奇兵隊に發し、和を講せんことを請ふ、山縣狂介は、小倉藩の軍使に、應接し、武器一切



を引渡さんことを求むれば講和使之を諾す其れより小倉藩主をして左の誓約書を提出せしむるに至れり

今般天幕の御差圖を以て不得止事より此度の時体に及び婦女子農民塗炭の苦み不忍見國歩艱難社稷危亡の地に立至り殆ど致當惑候隣國親睦を結候は古今の通義況今日の高義之れあるに於ては此末條理不相立儀は幾重にも遂諫争出兵不致覺悟に罷在候

十二月二十八日

小笠原近江守真正花押

今般主人天幕の命を以て不得止所より今日の形勢に及び萬民塗炭の苦み救助方殆及困究畢竟見込違と致悔悟候依之此末條理不相立儀は幾重にも致諫争出兵不致覺悟罷在候

小笠原出雲守長 花押

同 甲斐

原 主殿

小笠原内匠

小宮 民部

小笠原織衛

毛利筑前殿

毛利能登殿

浦 鞆負殿

藝州口に在ては、閑老松平伯耆守到底長州に敵するの不利なるを知り、先きに小笠原壹岐守が拘禁せし、宍戸備後助小田村素太郎等を容し、之を長州に還らしむれば、聊か長州の感情を柔げんと、即ち宍戸小田村に托するに止戦談判を開始せんことを以てし、以て長州に還らしむ、時に敗報荐りに幕府に至る、偶ま將軍家茂病み、重忠に陥り、遂に薨去せり、然れども喪を秘して發せず、閑老等大に憂慮炊念す、松平春嶽、越前公は建議して曰く、大勢已に奈何ともすべからず、先づ戦闘を中止して列侯を京都に召集し、公議の在る處を以て、長州を處分すべしと、一橋慶喜公之に對して曰く、連戦連敗の結果、止戦を我れより要めば、幕府の威信を諸侯に失ふに至らん、如かす今一戦を續けて一回の捷を制し、勝ちに乗じて和議を圖らんには、余自ら出馬し



て、征師の軍に至らんと時に小倉落城して既に小笠原侯は長勢に降伏せりとの報至る、一橋公歎息し嗚呼止んぬる哉斯く四境一個所も潰敗せざるなしとすれば、最早止戦和議を修するの外なしと、遂に和議に同意し、講和談判に當らしむべきものは、勝安房の外なしと、早速安房を大阪に召し、托するに講和の事を以てす、安房旨を受けて廣島に至り、藝州の老臣野村帶刀、將監用人植田乙次郎と會見し、書を山口の廣澤兵輔に送て會見を求む、乃ち嚴島を以て會見地と定め、長州よりは兵若干を派して、其の動靜を視察せしむ、九月二日大願寺に於て勝安房と廣澤兵輔は會見せり、廣澤に従ふものは春木強四郎(大田市)、高田春太郎(井上)、長松文輔等なり、勝安房は例に依て誥諭一番諸君の名は何れも始めて聞く、然るに其面は皆己に知るの人名なり、僞名を以て先づ余を欺かるゝの意ならんか、左れど余は欺かるゝ積りにて來れり、左れど賢明なる諸君は幕府を敵視することも、此勝安房を敵視せざるべし、今日は天下の形勢を定むる事第一の急務なりと、乃ち廣澤と勝との談判要領左の如し、

勝曰く、一橋公深く時勢に鑑み、列侯を京都に召集して、衆議公論の歸する處に依て、長州處分も至當の措置に出でんとて、余をして貴藩と止戦の談判に當らし

む君等弱武者の幕府を對手にせんより、兵を收めて措置を待つべし、貴藩の戦勝は最早掩ふべからざるの事實にして、天下皆貴藩の雄を認めざる者なし、戦ひ既に勝ちたれば、此上は幕府の求めを容れて、戦を止め、幕府が如何なる措置に出るかを待たんことを望む、

廣澤曰く、一橋公の賢明なる將に大政更新の英斷に出でんとするは、天下の爲めに喜ぶ處然れども、幕府從來の處置を見るに、常に變詐の形跡あるを免れず、故に今回の命に就ても、余等亦疑なき能はず、抑々一昨年秋京師に於ける變動は、固より主人父子の知る處にあらざるも、統御宜しきを得ざる罪は免るべからずとして、變動の首魁たる三家老の首級を、征討總督の軍門に函送し、且其參謀の者四人を斬り、以て罪を謝せり、爾來防長の士民は日夜寛大の處置を翹望し居たるに、意外にも再び征討の事あり、三監察使をして御不審の廉を糾問せらる、家老宍戸備後助之を辨解したれば、三監察も落意承知の旨を答へて歸東あり、然るに小笠原閣老は兵力を以て宍戸使節を拘禁し、征討の軍を起す、斯る無名の師を起すは、決して朝廷幕府の欲する處にあらざるべく、姦邪の徒上を



擁護して茲に至りしものと、防長は一致團決武備恭順の國論を定めて閣下に伏奏し、毛利父子の冤枉を訴へんとするの舉に出たり、思ふに一橋公の眞意は或は君の言ふ處の如けん、然れども幕府從來の行動に徴して之を信する能はず、故に初志を貫徹せんと欲す、止戦の如きは我藩の願ふ處にあらず、

勝曰く、君等の言誠に理あり、然れども將軍既に薨去、國內多難實に前途痛歎に堪へざるものあり、若し世界の大勢を達觀せず、徒に邦内相闘ぐときは、古印度の覆轍を蹈まん、宜しく此際大政を一新し、綱紀を更新して、獨立の基礎を定むべし、是れ一日も忽せにすべからざるの急務ならずや、故に幕府は止戦の令を發して、諸方面の兵を收めんとす、君等若し其令に順ふを欲せざれば、少なくとも之を尾撃する事を止めよ、

廣澤曰く、弊藩毫も他を侵掠するの意なし、菅毛利父子の冤を雪かんと欲するのみ、幕府にして兵を收め大政を更新するの意あらば、唯其の實蹟を舉ぐるの速かならんことを冀ふのみ、

斯くして講和談判は了はれり、幕府は諸侯に發したる止戦令を長州に廻付し來る

も、長州は斯かる令書を受くるの理由なし、幕軍の請に依て止戦したるものなりとの理由を附して返却したり、左れど和約は既に成りたれば、是れより幕府が如何なる措置に出るかを待つのみ、

### 六十一、長州處分問題

慶喜公將軍と爲る 兵庫開港と長州の處分問題の緩急論 薩土  
越守四藩の連袂 島津侯と將軍の議論 高杉晋作死す

長藩の英米佛蘭四國と和するや、償金問題に及んで、長藩使節高杉晋作は、長州の攘夷を爲せしは、朝命幕命に基きたるものなれば、之が償金は當さに幕府に廻まらるべしと云へるより、英公使は幕府に向て、長人砲撃の賠償金二百萬兩、幕府失職の爲め條約通り開港期限を守らざる賠償金百萬兩を要求し、若し之を償ふ能はずんば、即ち兵庫を開き、四港以外一開港を加ふべし、左れば償金を半減せんと、幕府は未だ此問題の決定を見ざるに、四境の戦争あり、内憂外患交も至りて大に煩悶せしが、家茂將軍の薨去は亦更に一の煩憂を増し、此際幼君を冊立して、將軍の職に在らしむるは、國事を斷するに不便なるのみならず、家茂將軍に嗣子なきを以て、御三家の筆



頭一橋慶喜推されて征夷大將軍と爲る、征長の軍を收むるや、辟頭の問題は止戦後に於ける長州を如何に處分するやにあり、加ふるに英公使要求の兵庫開港問題あり、幕議は之より紛々として益す擾々を極む、之より先き慶應二年十月二十四日、薩藩主松平修理大夫は、黒田嘉右衛門を正使とし、平川甚左衛門東郷源四郎を副使として、山口に来て修好の意を通ず、敬親公之を湯田の高殿に引見して、款待頗る努む、答禮として長藩よりは木戸準一郎(桂小)を正使とし、河北一を副使とし、薩藩に遣はす、薩藩亦大に優遇款待爰に兩藩の修好は益す親密と爲れり、時は恰かも四境戦争中にてありき、以て如何に内外多事なりしかを知るべし、

十二月英國水師提督キングは、公使パーグスの代理として毛利公父子に會見の爲め三田尻に来る、三田尻の富豪貞永準太の宅を以て會見所と定め、迎接の準備を爲さしむ、二十九日敬親公父子は吉川監物、宇備後助、木戸準一郎、柏村數馬等を従へ、キングと接見す、井上聞多、遠藤謹助、通譯の勞を取る、翌日公父子は前日の如き從者を具して、キングの艦を三田尻の沖に訪ふ、キング以下各將官迎接頗る勤む、此に於

て英國と長州との間は益す親交となれり、孝明天皇崩御の事あり、慶應三年正月九日、今上陛下の即位式あり、然れども國歩多難にして、朝資亦欠乏の時、極めて微式を以て終らせらる、將軍は襲職以來日猶淺く、今上陛下は踐祚昨今に在りて、殊に猶幼少なり、此時に當て、神戸開港問題は外國の頻りに逼る處と爲り、加ふるに止戦後長州處分問題あり、幕府は此二問題を決せん爲め、列侯を京師に召集す、薩州島津大隅守(修理大夫の叔父にし、後見役即ち久光侯)、越前松平春嶽、土佐山内容堂、宇和島伊達伊豫守の四侯相會して議し、先づ國家の問題を議するに先ち、朝廷の議奏官に相當の人材を供へざるべからずと爲し、之を朝廷に建白す、二條攝政は正親町徳大寺、長谷の三卿を撰任せん、五月十日島津伊達松平山内四侯登營しければ、將軍慶喜は、兵庫開港の已むべからざる事情を陳して贊同を求む、島津侯曰く、兵庫開港問題よりも、長州の處分を以て最も急務とせん、此際幕府は自から反省して責を引き、毛利父子の官位を舊に復するの舉に出でざるべからずと、他の三侯之に同意す、將軍曰く、長州處分は内治の事に屬し、兵庫開港は外交に屬す、輕重大小自から別あり、請ふ諸君先づ外交問題の解